

令和6年1月調査

裁判員制度の運用に関する意識調査

令和6年3月

最高裁判所事務総局

目 次

本報告書を読む際の注意	3
I 調査の概要	4
II 調査結果の概要	5
1 裁判員制度の周知状況	5
(a) 裁判員制度の実施について	5
(b) 裁判員制度の内容	5
(c) 裁判員に選ばれる可能性	5
2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況	6
3 裁判員制度の周知媒体	7
4 裁判や司法への関心度	8
5 現在実施されている裁判員制度の印象	9
(a) 裁判が公正中立なものになっている	10
(b) 裁判が信頼できるものになっている	11
(c) 裁判所や司法が身近になっている	12
(d) 裁判の結果（判断）が納得できるものになっている	13
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている	14
(f) 事件の真相が解明されている	15
(g) 裁判の手續や内容がわかりやすくなっている	16
(h) 裁判が迅速になっている	17
(i) 国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている	18
6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因	19
7 裁判員裁判に期待すること	21
(a) 裁判がより公正中立なものになる	22
(b) 裁判がより信頼できるものになる	23
(c) 裁判所や司法がより身近になる	24
(d) 裁判の結果（判断）がより納得できるものになる	25
(e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる	26
(f) 事件の真相がより解明される	27
(g) 裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる	28
(h) 裁判がより迅速になる	29
(i) 国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる	30

8	裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの	3 1
9-1	裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）	3 4
9-2	裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）	3 6
10	裁判員裁判に参加したいか	3 8
11	裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報	3 9
12	刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか	4 1
13	現在実施の印象・実施への期待の比較	4 2
14	【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化（Q10）	4 6
15	集計結果表（Q1、Q2、Q3）	5 1
III	調査票（付：今回調査単純集計結果）	5 4
	標本抽出方法	6 2

[本報告書を読む際の注意]

- 1 nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は次のとおりである。

M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answer の略)。
このとき回答計およびM. T. (Multiple Total の略) は回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率であり、通常その値は100%を超える。

【回答票】: 回答の選択肢を列記した「回答票」を示して、その中から回答を選ばせる質問
- 3 数値結果 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- 4 統計表等に用いた符号は以下のとおりである。

0.0 : 表章単位に満たないが、回答者がいるもの
— : 回答者がいないもの (グラフ中の記載は略)
- 5 職業別の分析で、「その他」は回答者が少なく誤差が大きいため、分析の対象としていない。
- 6 小計の値は、各選択肢の表章されたものを合算しているため、回答数を合算したものから算出した場合と一致しないことがある。

I 調査の概要

1 調査目的

裁判員制度に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2 調査項目

- (1) 裁判員制度の周知状況
- (2) 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況
- (3) 裁判員制度の周知媒体
- (4) 裁判や司法への関心度
- (5) 現在実施されている裁判員制度の印象
- (6) 裁判員制度についての印象を持つことになった原因
- (7) 裁判員裁判に期待すること
- (8) 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの
- (9-1) 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）
- (9-2) 裁判員裁判の傾向について（量刑傾向の変化）
- (10) 裁判員裁判に参加したいか
- (11) 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報
- (12) 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

3 調査対象

- (1) 母集団：全国18歳以上の者
※法律の改正により、令和5年1月以降は、「18歳以上」の方の中から裁判員が選ばれることになるため、令和3年度調査から「全国20歳以上」を「全国18歳以上」に変更した。
- (2) 回収数：2,000人
- (3) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

4 調査時期

令和6年1月6日（土）～2月4日（日）

5 調査方法

調査員による個別面接聴取

6 調査実施機関

株式会社 日本リサーチセンター

7 性・年齢別回収数

	男性	女性	合計
18・19歳	21 (1.1%)	20 (1.0%)	41 (2.1%)
20～29歳	116 (5.8%)	110 (5.5%)	226 (11.3%)
30～39歳	129 (6.5%)	123 (6.2%)	252 (12.6%)
40～49歳	166 (8.3%)	160 (8.0%)	326 (16.3%)
50～59歳	168 (8.4%)	164 (8.2%)	332 (16.6%)
60～69歳	139 (7.0%)	143 (7.2%)	282 (14.1%)
70歳以上	228 (11.4%)	313 (15.7%)	541 (27.1%)
計	967 (48.4%)	1,033 (51.7%)	2,000 (100.0%)

Ⅱ 調査結果の概要

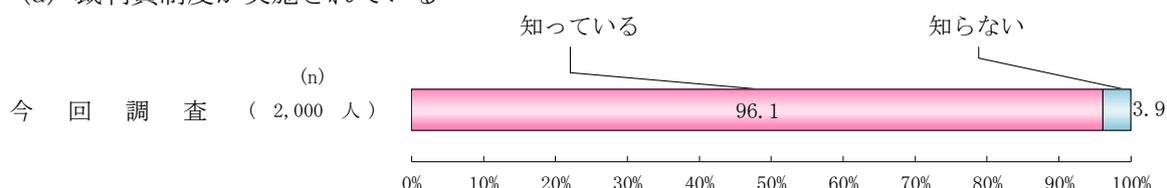
1 裁判員制度の周知状況

(a) 裁判員制度の実施について

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

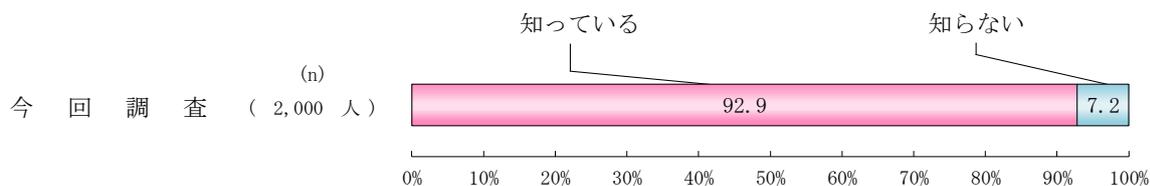
(a) 裁判員制度が実施されている



裁判員制度が実施されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が96.1%、「知らない」は3.9%となっている。

(b) 裁判員制度の内容

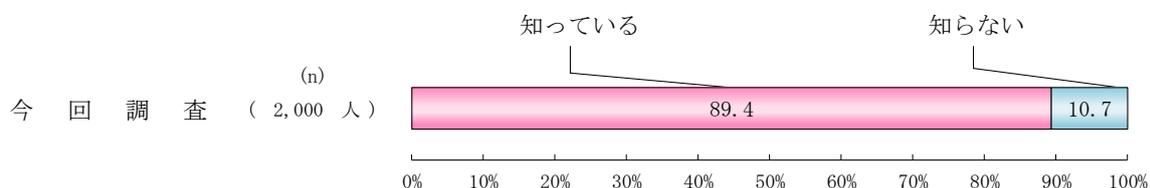
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である



裁判官と一緒に有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度であることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が92.9%、「知らない」は7.2%となっている。

(c) 裁判員に選ばれる可能性

(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある



有権者であれば、原則として、誰でも選ばれる可能性があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者が89.4%、「知らない」は10.7%となっている。

※法律の改正により、令和5年1月以降は「18歳以上」の方の中から裁判員が選ばれることになった。

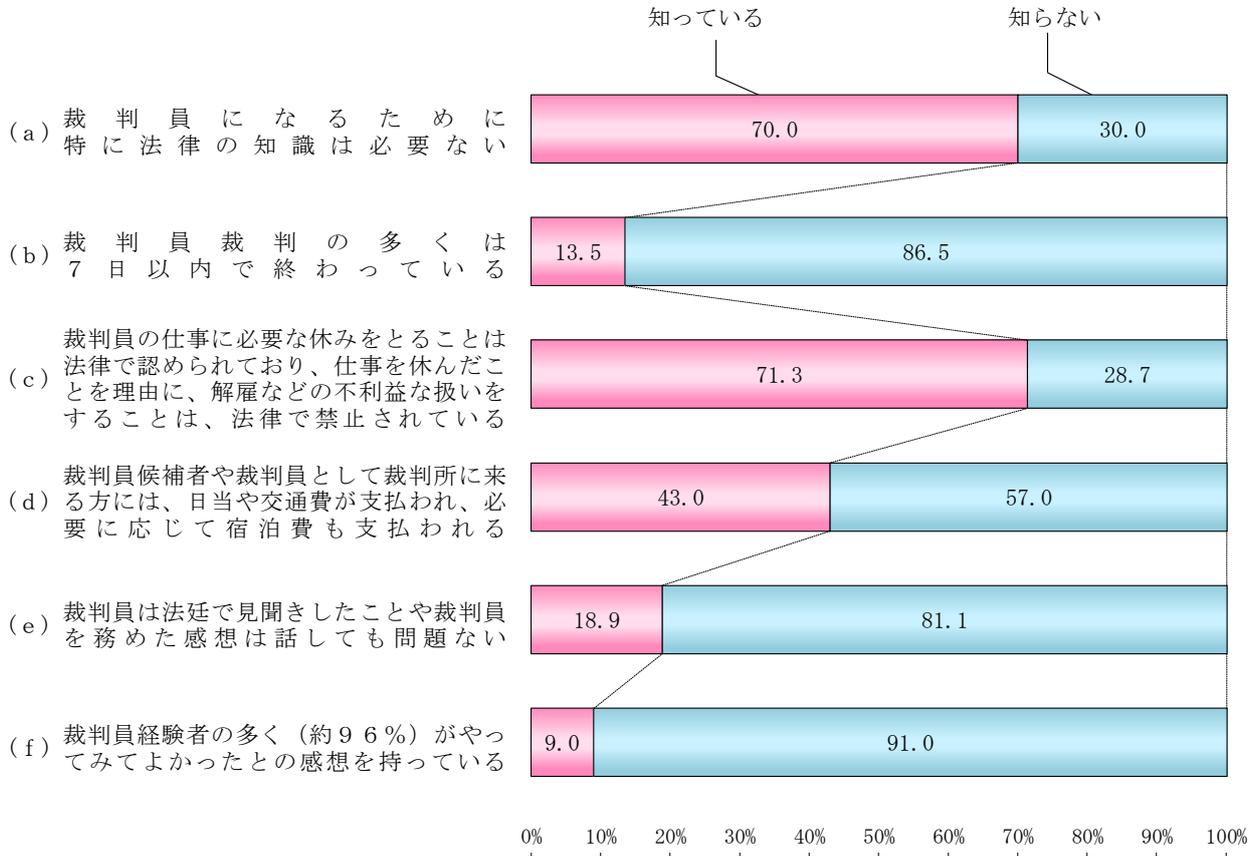
※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は51頁を参照。

2 裁判員裁判に関する客観的事実や実情の周知状況

【Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～Q9（小問2）を聞く】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。
これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。



(n=1,938人)

裁判員制度を知っている人に、裁判員裁判に関する客観的事実や実情について聞いた。

『裁判員になるために特に法律の知識は必要ない』は、「知っている」と答えた者が70.0%、「知らない」は30.0%となっている。

『裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている』は、「知っている」と答えた者が13.5%、「知らない」は86.5%となっている。

『裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている』は、「知っている」と答えた者が71.3%、「知らない」は28.7%となっている。

『裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる』は、「知っている」と答えた者が43.0%、「知らない」は57.0%となっている。

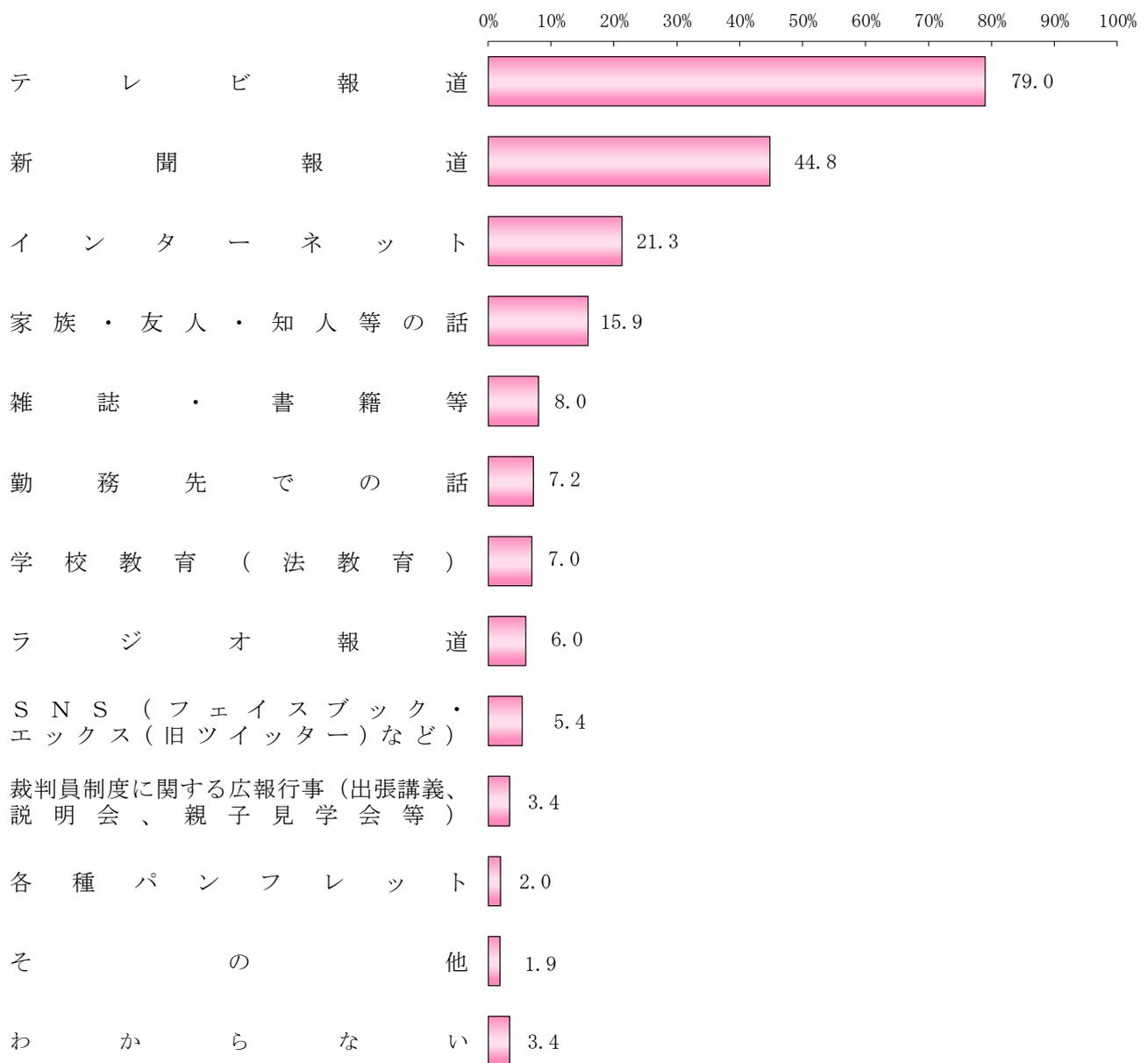
『裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない』は、「知っている」と答えた者が18.9%、「知らない」は81.1%となっている。

『裁判員経験者の多く（約9.6%）がやってみてよかったとの感想を持っている』は、「知っている」と答えた者が9.0%、「知らない」は91.0%となっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は52頁を参照。

3 裁判員制度の周知媒体

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。
 当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



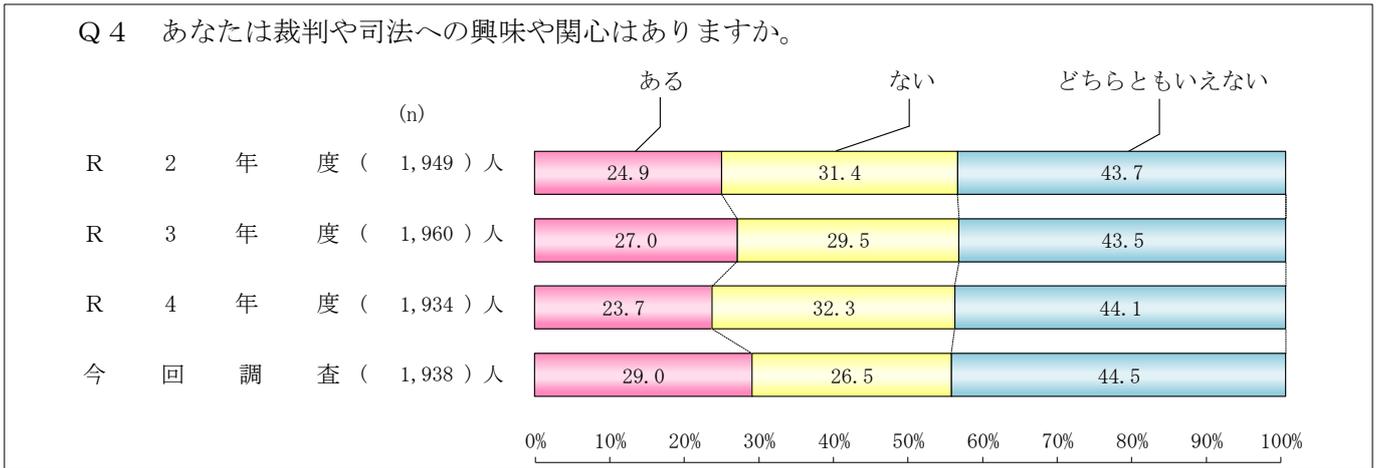
※ 「SNS（フェイスブック・エックス（旧ツイッター）など）」は、令和5年度調査より「SNS（フェイスブック・ツイッターなど）」から変更された。

(n=1,938人、M.T.=205.4%)

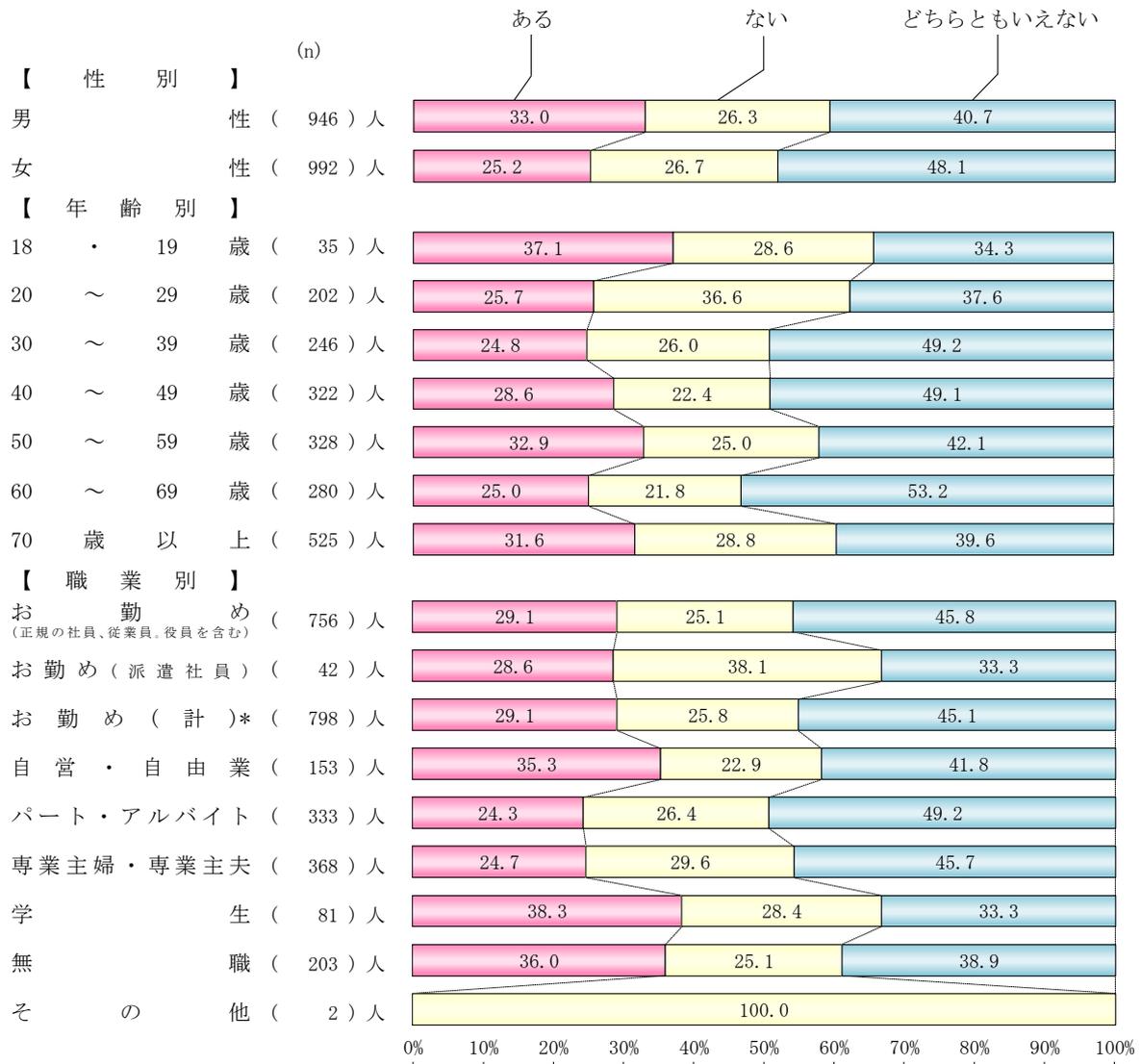
裁判員制度を知っている人に、何から知ったかを聞いたところ、「テレビ報道」をあげた者の割合が79.0%と最も高く、以下、「新聞報道」(44.8%)、「インターネット」(21.3%)、「家族・友人・知人等の話」(15.9%)、「雑誌・書籍等」(8.0%)などとなっている。

※調査年度別及び【性別】【年齢別】【職業別】の数値は53頁を参照。

4 裁判や司法への関心度



裁判や司法への興味や関心について聞いたところ、「ある」と答えた者の割合は29.0%、「ない」は26.5%、「どちらともいえない」は44.5%となっている。



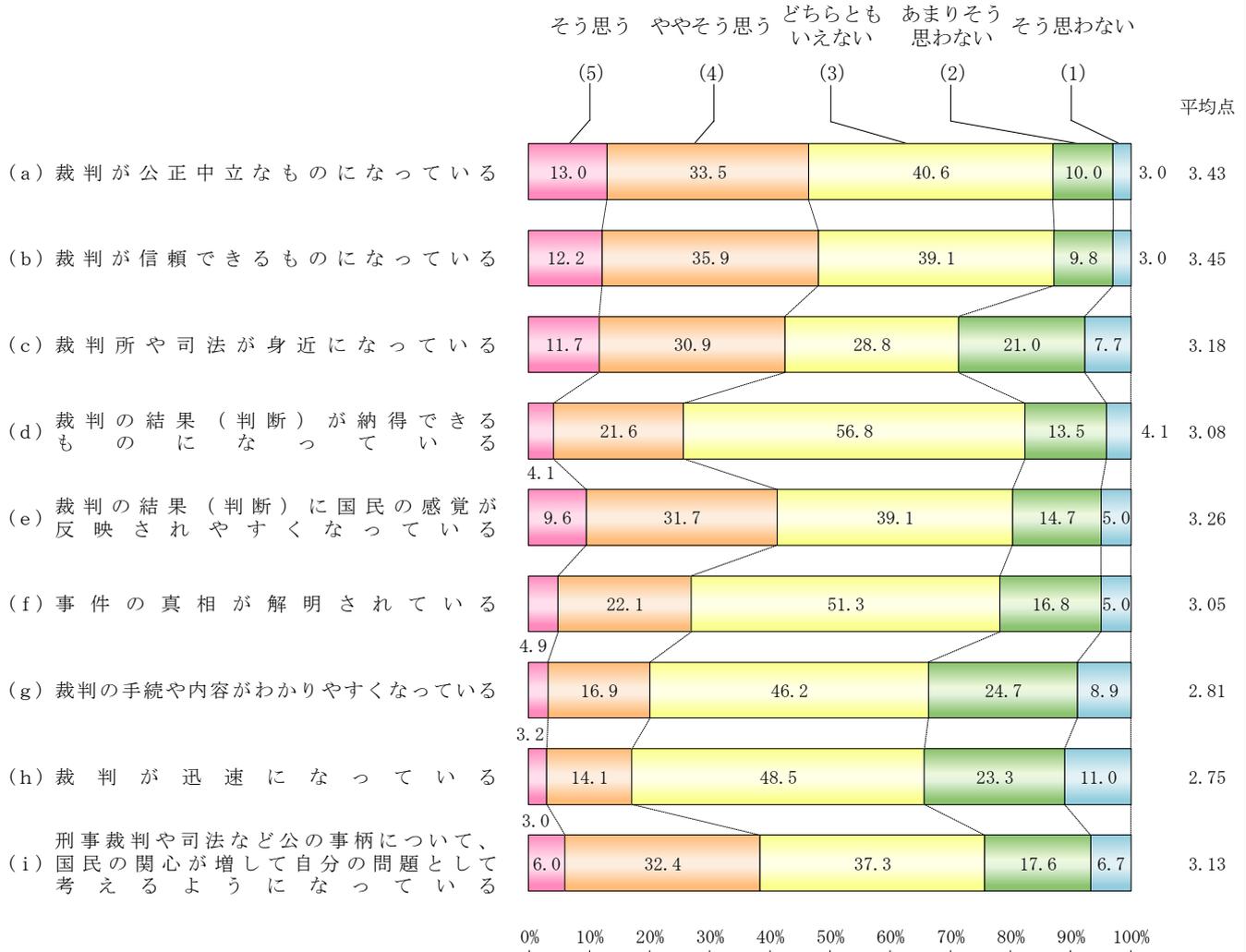
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

「ある」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、18・19 歳が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

※Q 4 は、令和 2 年度調査から新設した質問である。

5 現在実施されている裁判員制度の印象

Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。
次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。

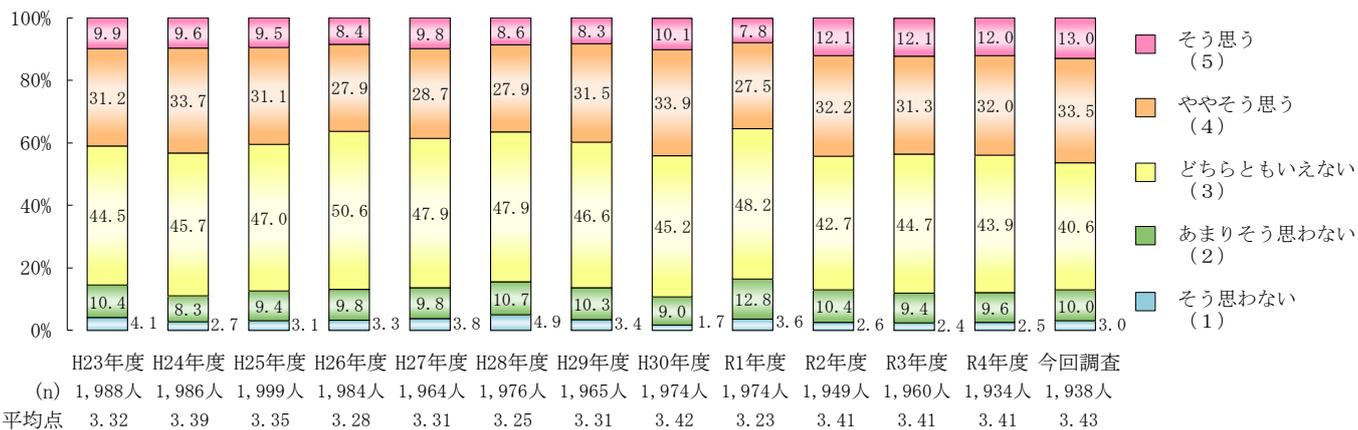


※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

(n=1,938人)

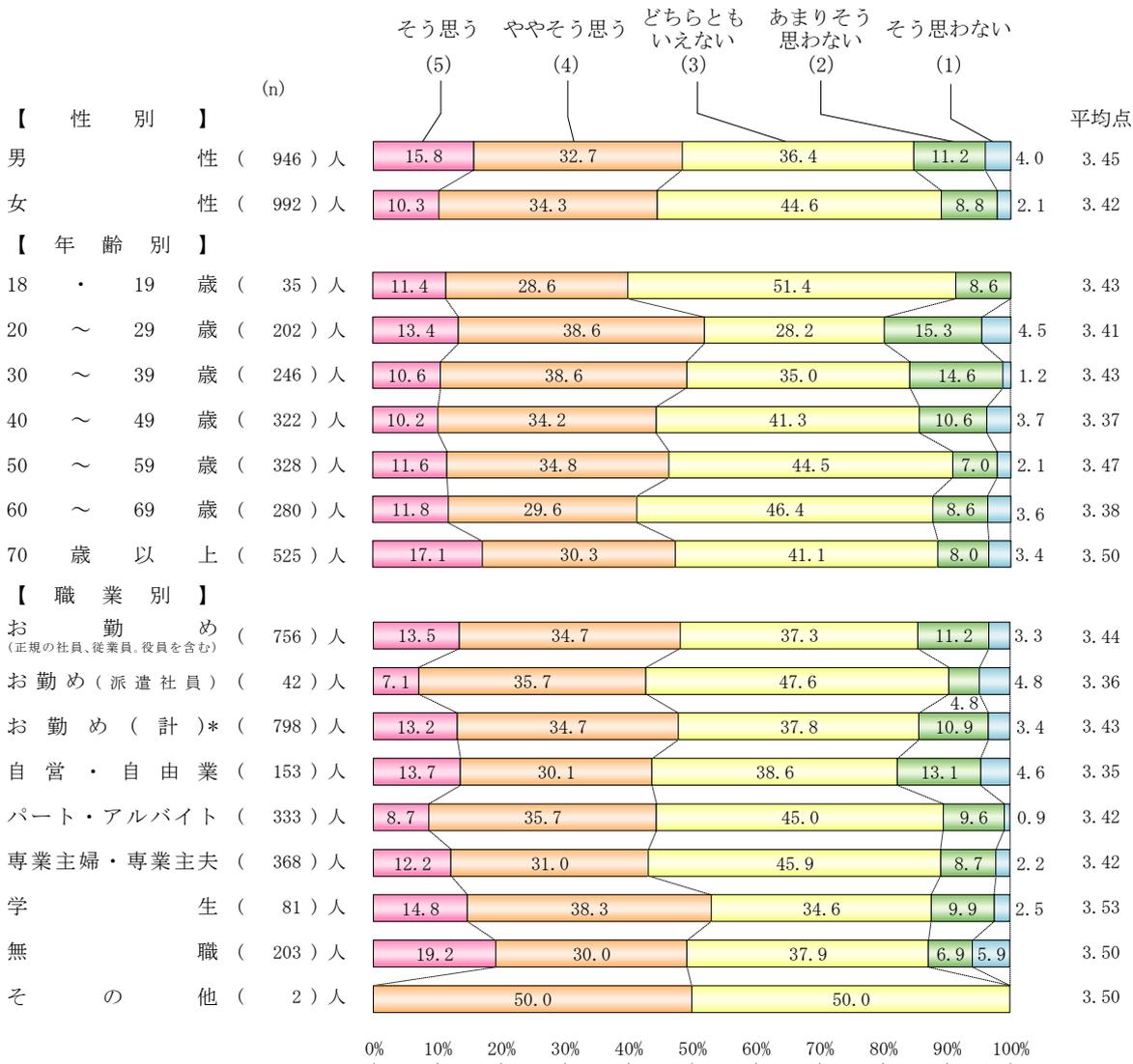
現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っているか、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判が信頼できるものになっている』(3.45点)となっており、以下、『裁判が公正中立なものになっている』(3.43点)、『裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている』(3.26点)、『裁判所や司法が身近になっている』(3.18点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになってきている』(3.13点)、『裁判の結果(判断)が納得できるものになっている』(3.08点)、『事件の真相が解明されている』(3.05点)、『裁判の手続や内容がわかりやすくなっている』(2.81点)、『裁判が迅速になっている』(2.75点)となっている。

Q 5 (a) 裁判が公正中立なものになっている



* 「裁判が公正中立なものになっている」は、令和2年度調査より「裁判がより公正中立なものになった」から変更された。

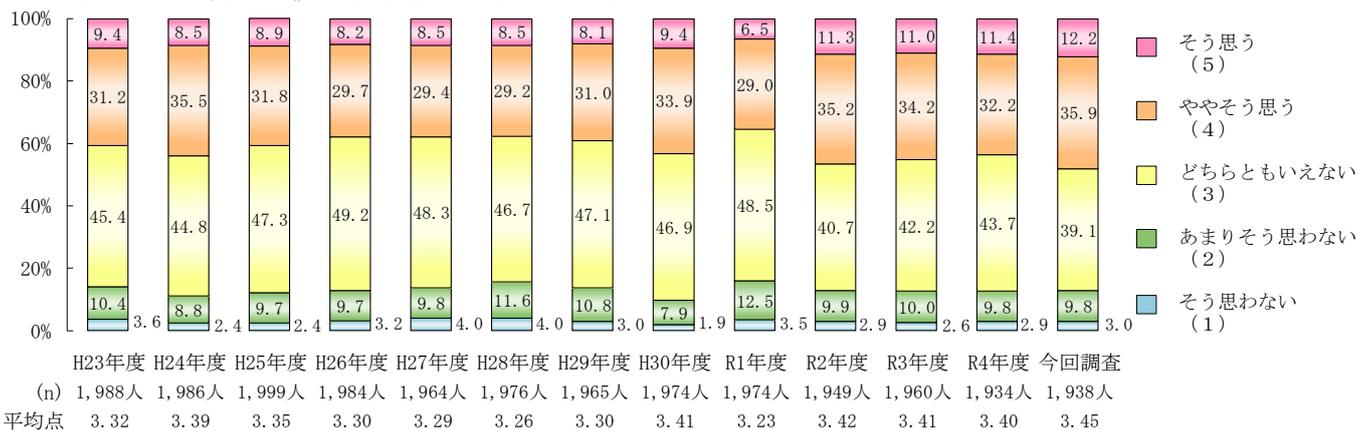
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が公正中立なものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は46.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.0%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

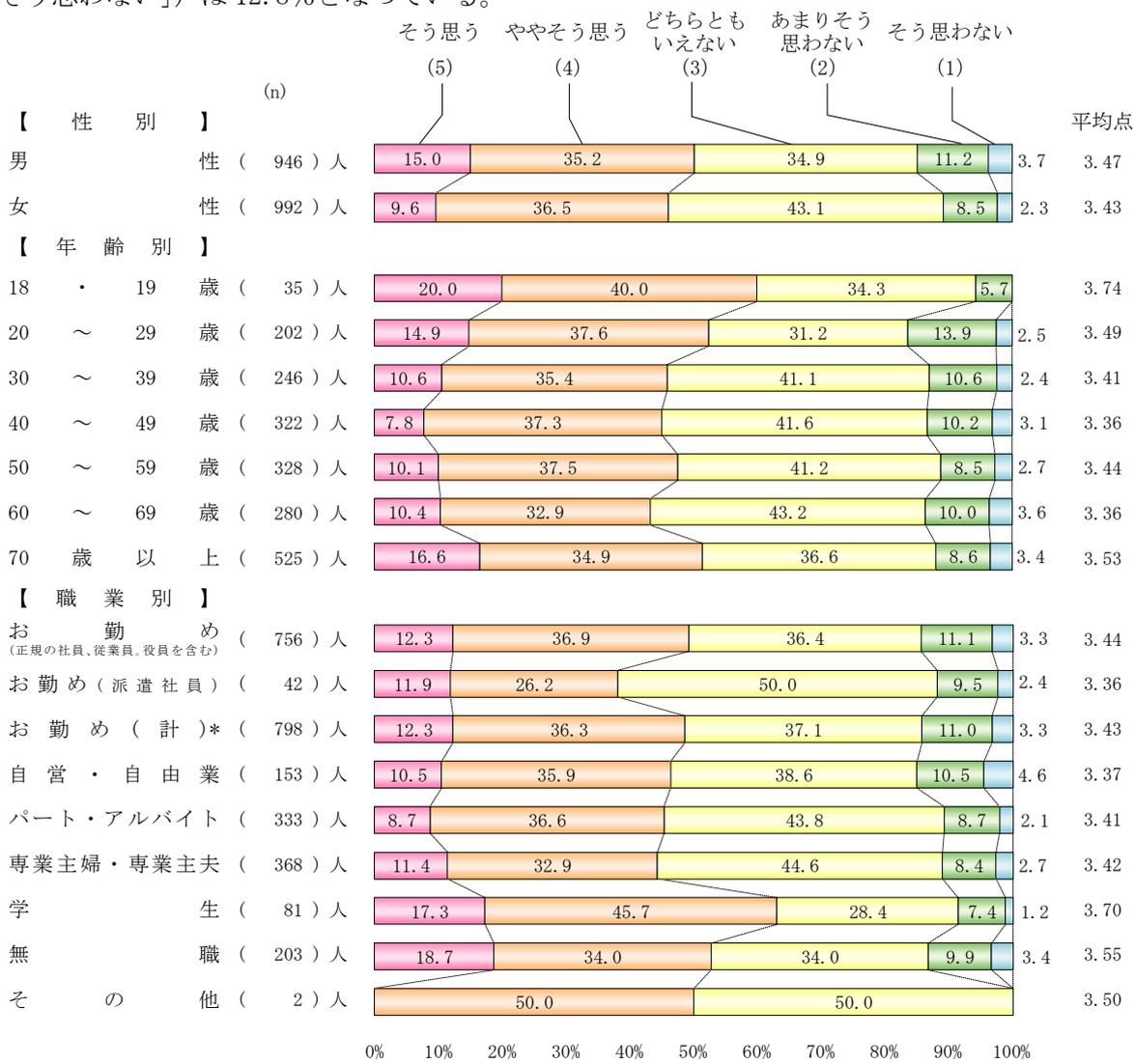
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

Q 5 (b) 裁判が信頼できるものになっている



* 「裁判が信頼できるものになっている」は、令和2年度調査より「裁判がより信頼できるものになった」から変更された。

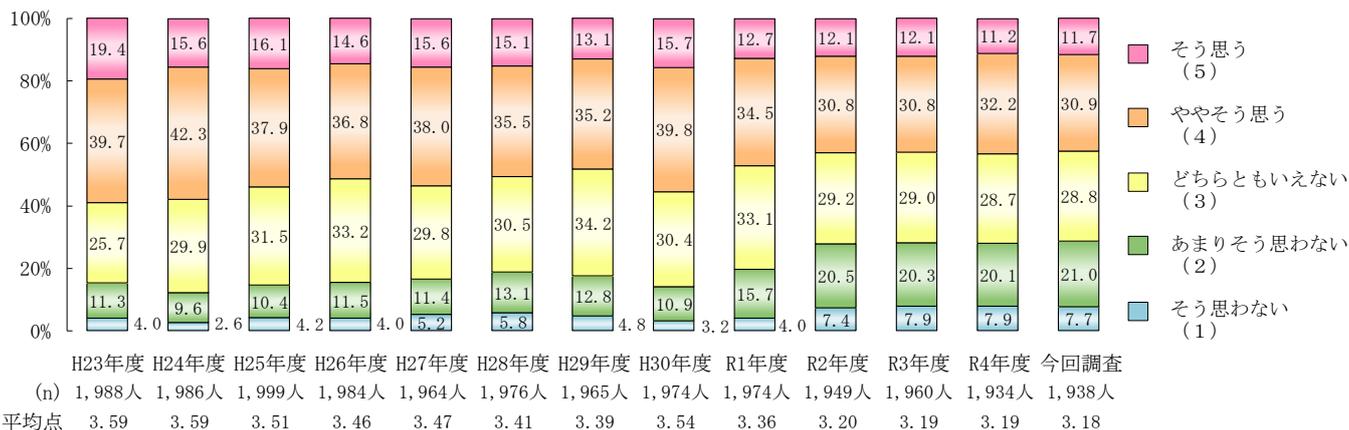
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が信頼できるものになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は48.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は12.8%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

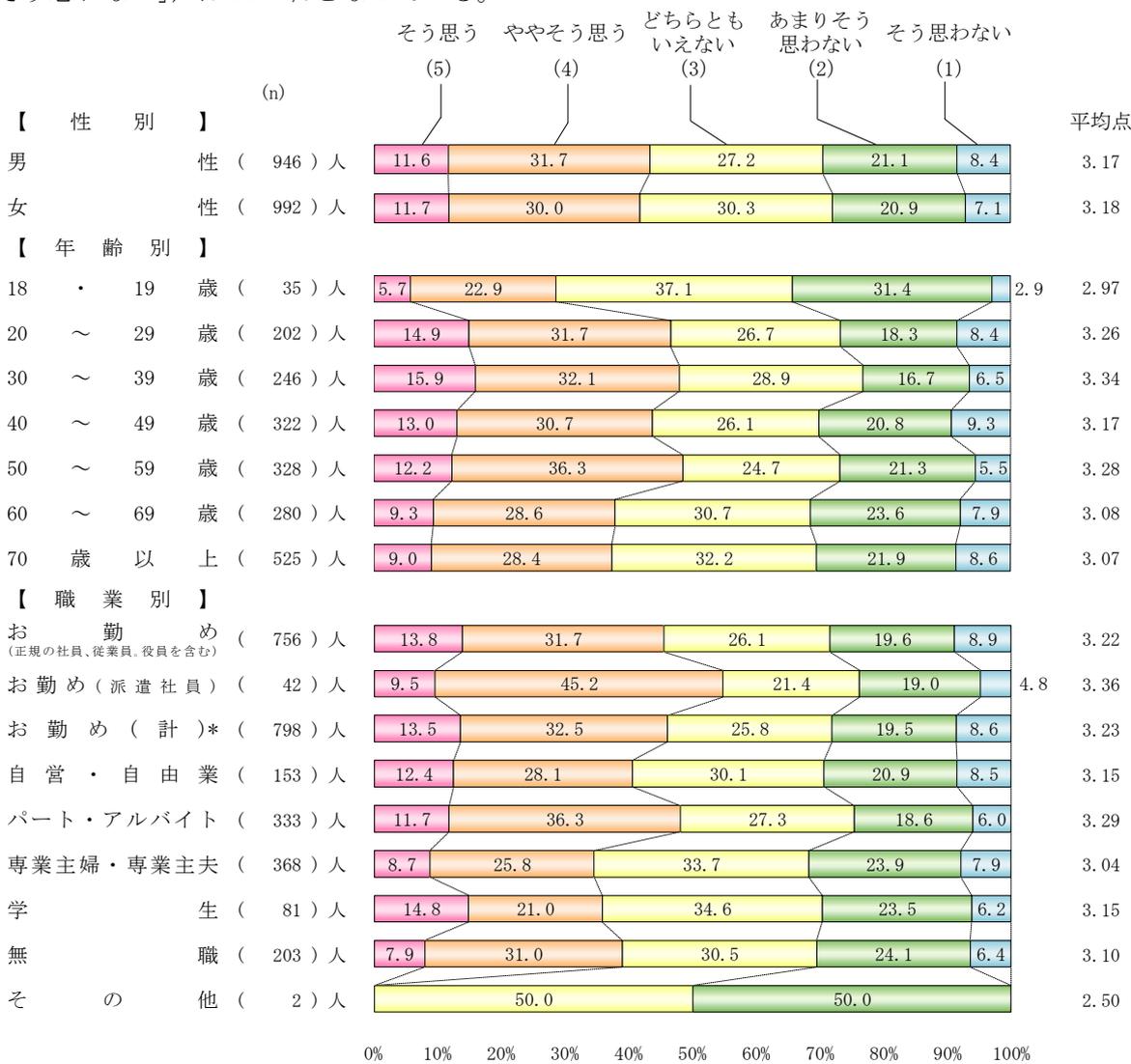
Q 5 (c) 裁判所や司法が身近になっている



H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 今回調査
 (n) 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人 1,934人 1,938人
 平均点 3.59 3.59 3.51 3.46 3.47 3.41 3.39 3.54 3.36 3.20 3.19 3.19 3.18

* 「裁判所や司法が身近になっている」は、令和2年度調査より「裁判所や司法が身近になった」から変更された。

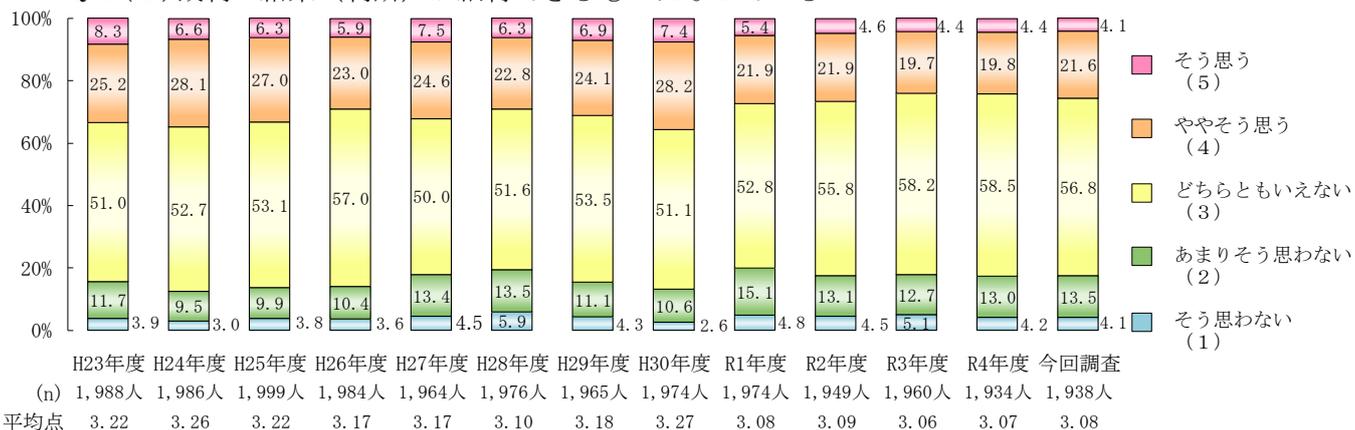
現在実施されている裁判員制度について、『裁判所や司法が身近になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は42.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は28.7%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

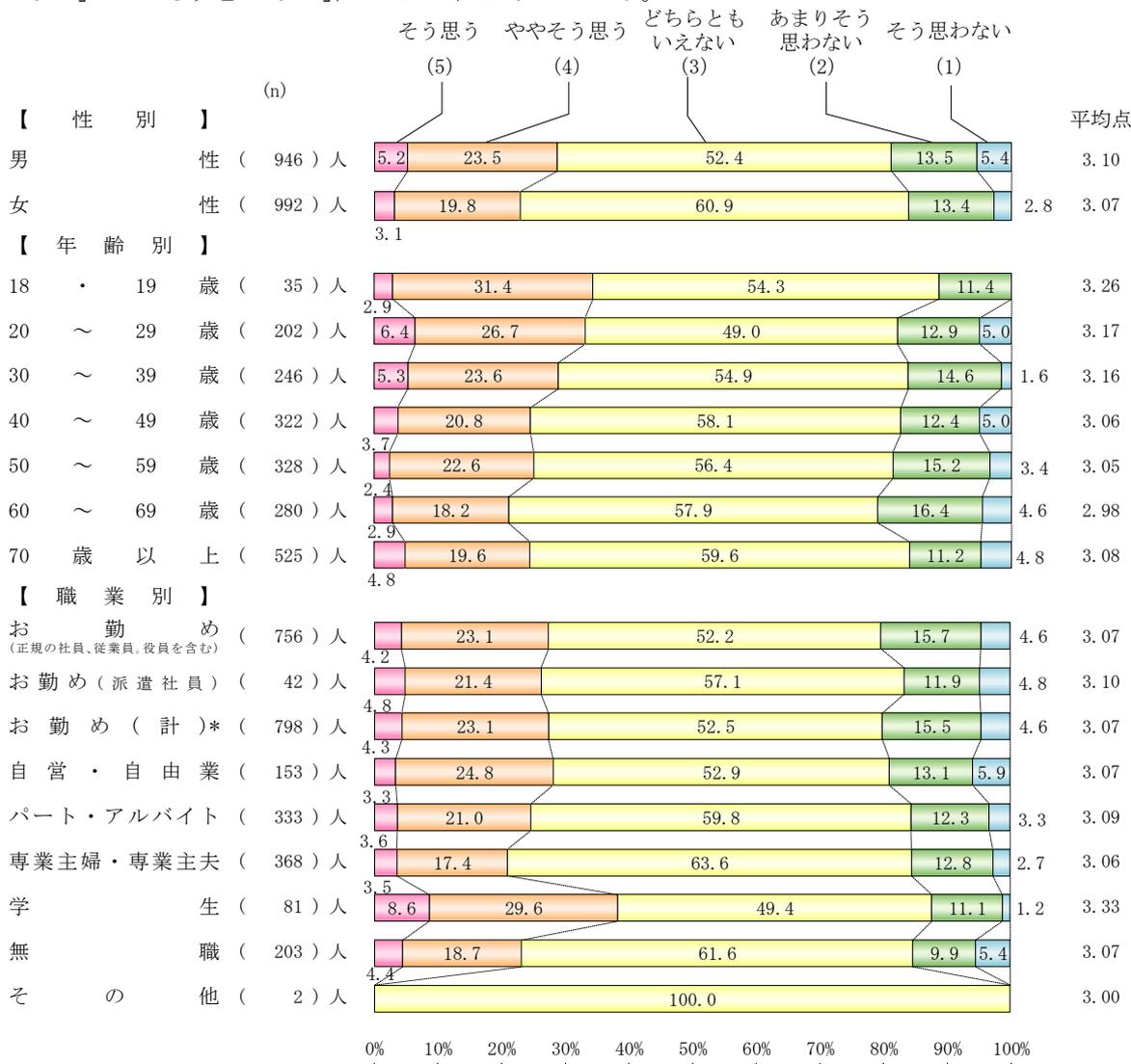
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高くなっており、18・19歳と60代以上が低くなっている。職業別では、お勤め (派遣社員) が最も高くなっている。

Q 5 (d) 裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている



* 「裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている」は、令和2年度調査より「裁判の結果 (判断) がより納得できるものになった」から変更された。

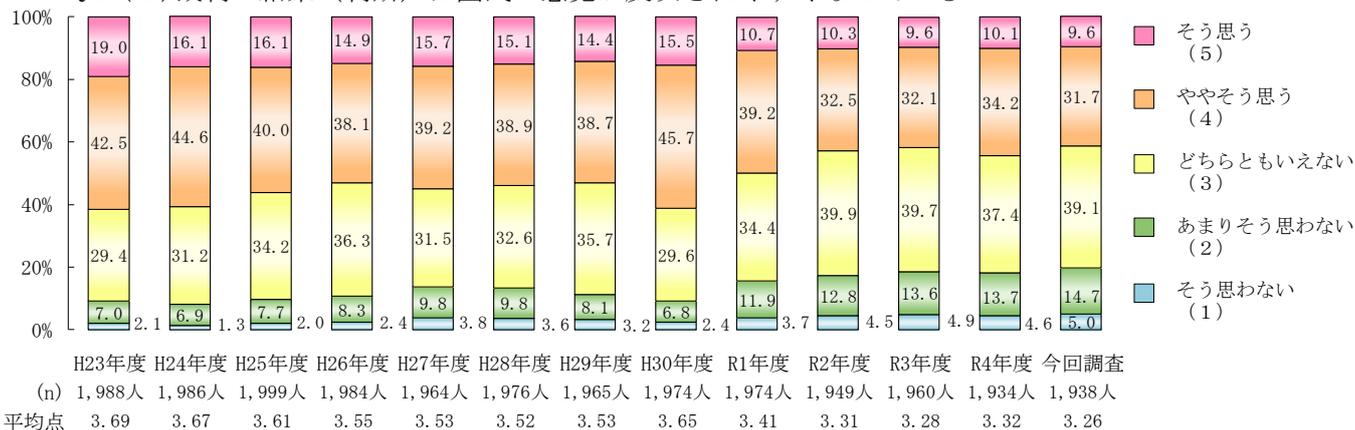
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果 (判断) が納得できるものになっている』という印象では、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は25.7%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は17.6%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

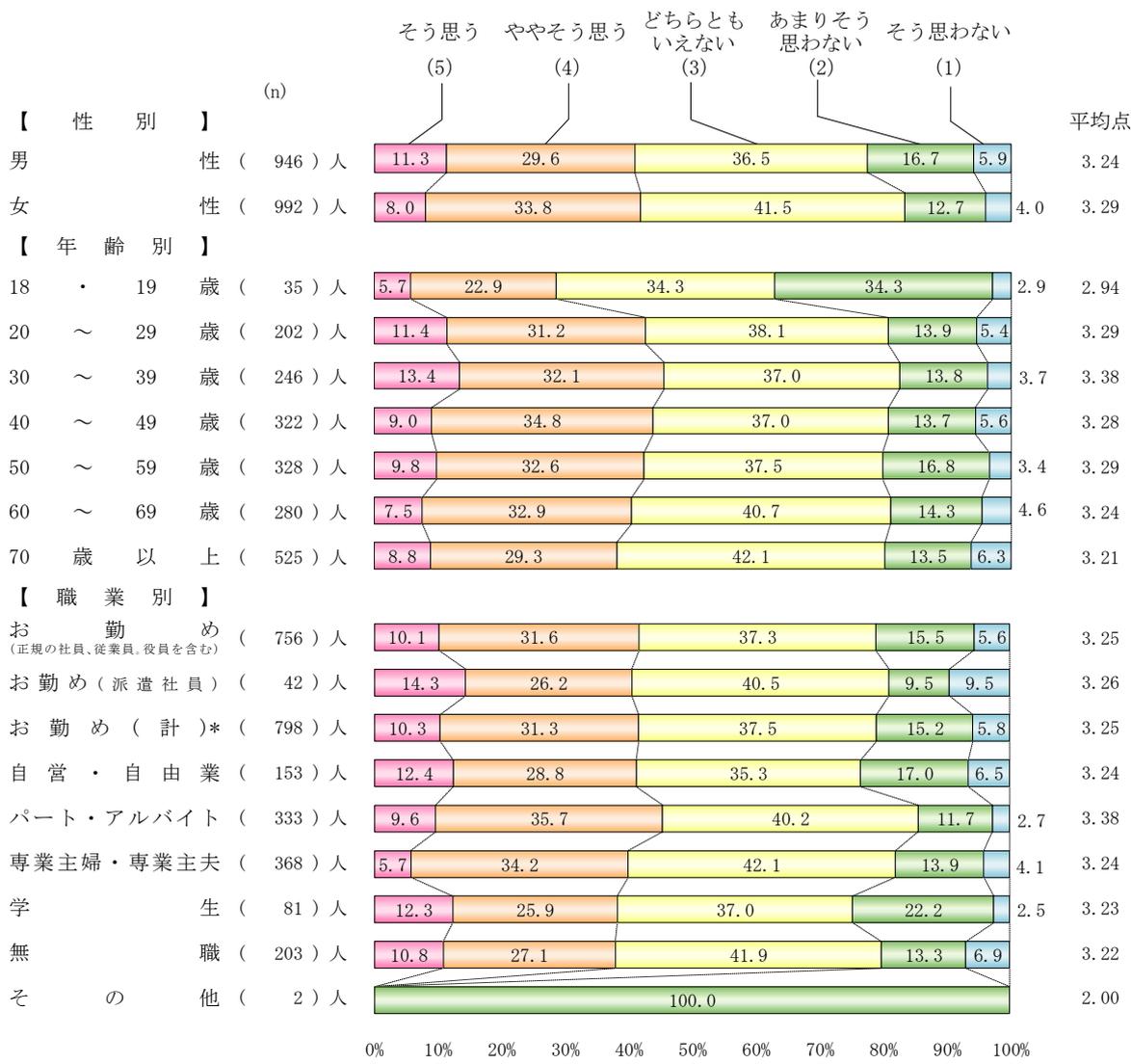
『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、18・19歳と20代が高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっており、専業主婦・専業主夫が最も低くなっている。

Q 5 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている



平均点 3.69 3.67 3.61 3.55 3.53 3.52 3.53 3.65 3.41 3.31 3.28 3.32 3.26
 * 「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている」は、令和2年度調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなった」から変更された。

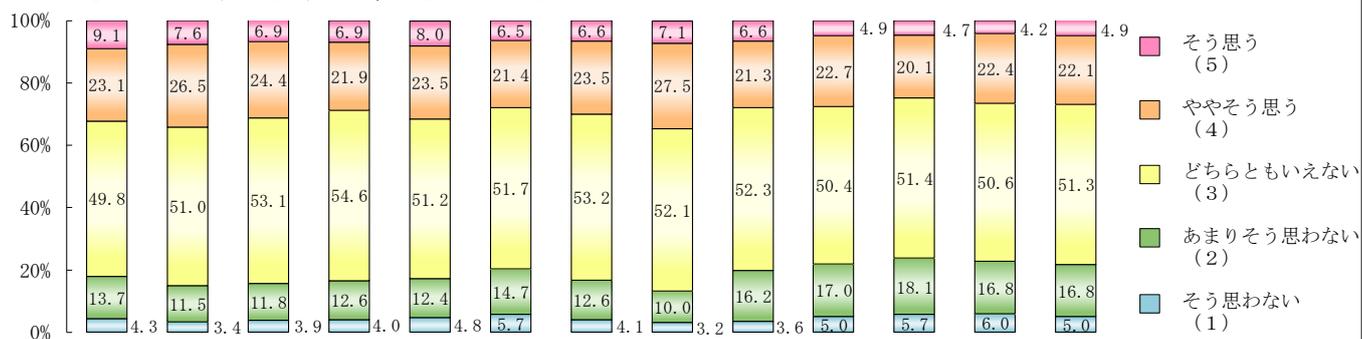
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は41.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は19.7%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、30代が最も高くなっている。職業別では、パート・アルバイトが最も高くなっている。

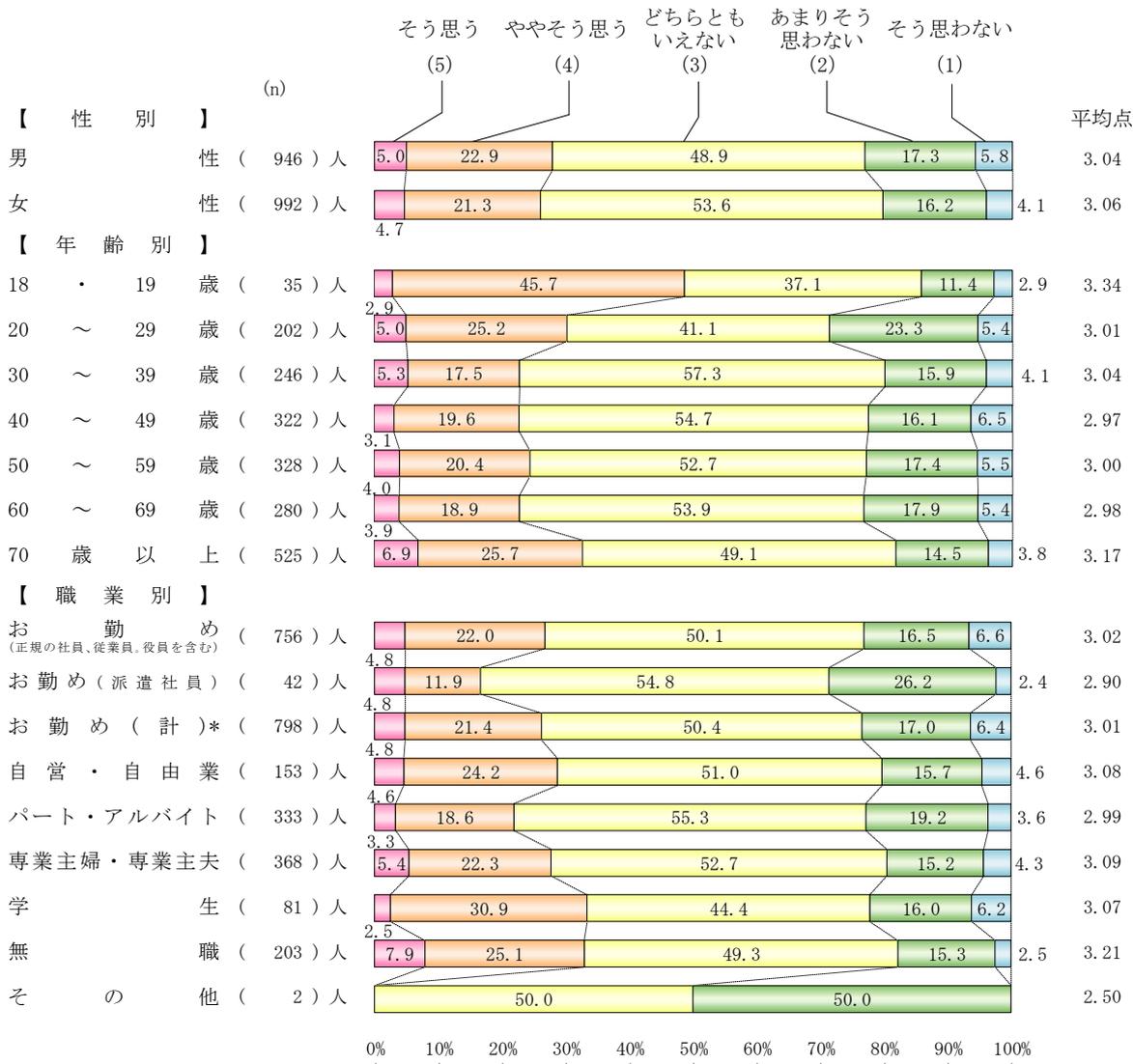
Q 5 (f) 事件の真相が解明されている



H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 今回調査
 (n) 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人 1,934人 1,938人
 平均点 3.19 3.23 3.19 3.15 3.17 3.08 3.16 3.25 3.11 3.05 3.00 3.02 3.05

* 「事件の真相が解明されている」は、令和2年度調査より「事件の真相がより解明されている」から変更された。

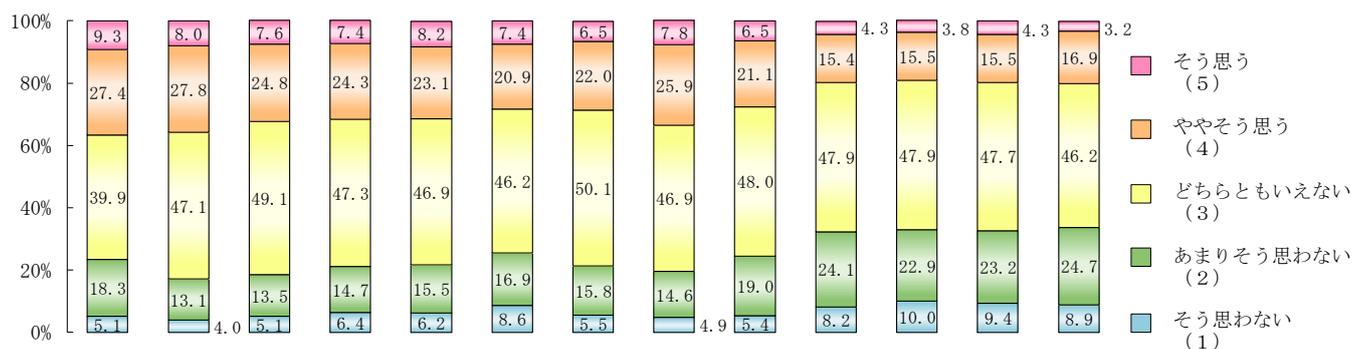
現在実施されている裁判員制度について、『事件の真相が解明されている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は27.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は21.8%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

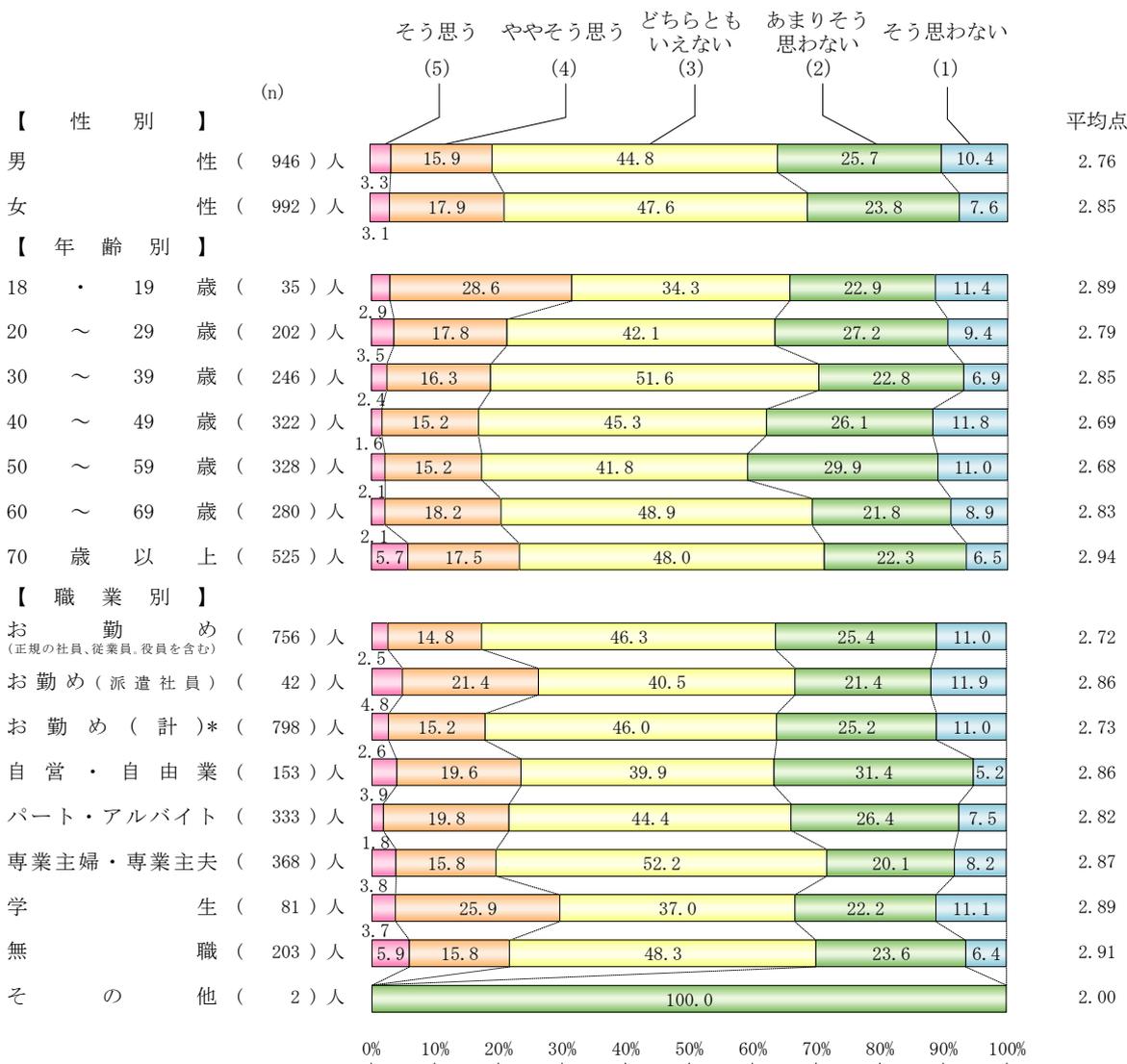
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と70歳以上が高くなっている。職業別では、学生と無職が高くなっており、お勤め(派遣社員)とパート・アルバイトが低くなっている。

Q 5 (g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている



H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 今回調査
 (n) 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人 1,934人 1,938人
 平均点 3.17 3.23 3.16 3.12 3.12 3.02 3.08 3.17 3.04 2.84 2.80 2.82 2.81
 * 「裁判の手続や内容がわかりやすくなっている」は、令和2年度調査より「裁判の手続や内容がわかりやすくなった」から変更された。

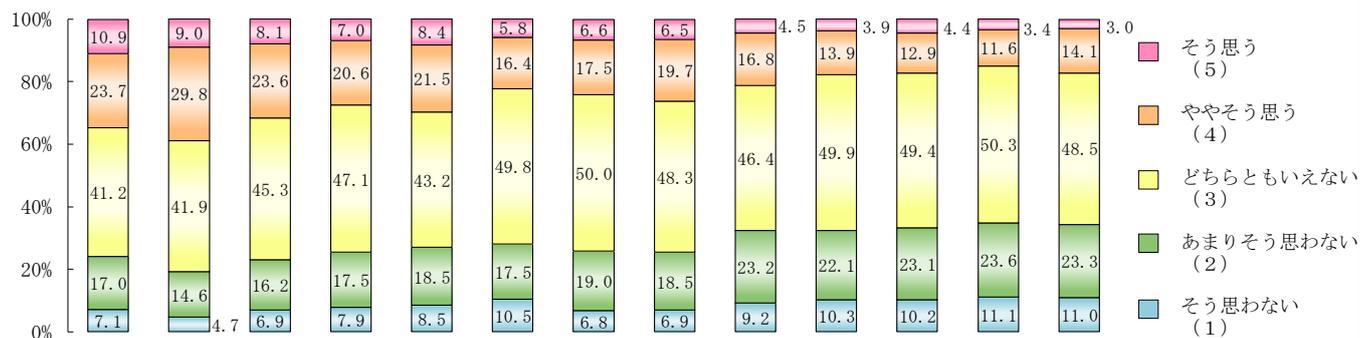
現在実施されている裁判員制度について、『裁判の手続や内容がわかりやすくなっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は20.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は33.6%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と70歳以上が高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっており、お勤め(正規社員、従業員、役員を含む)が最も低くなっている。

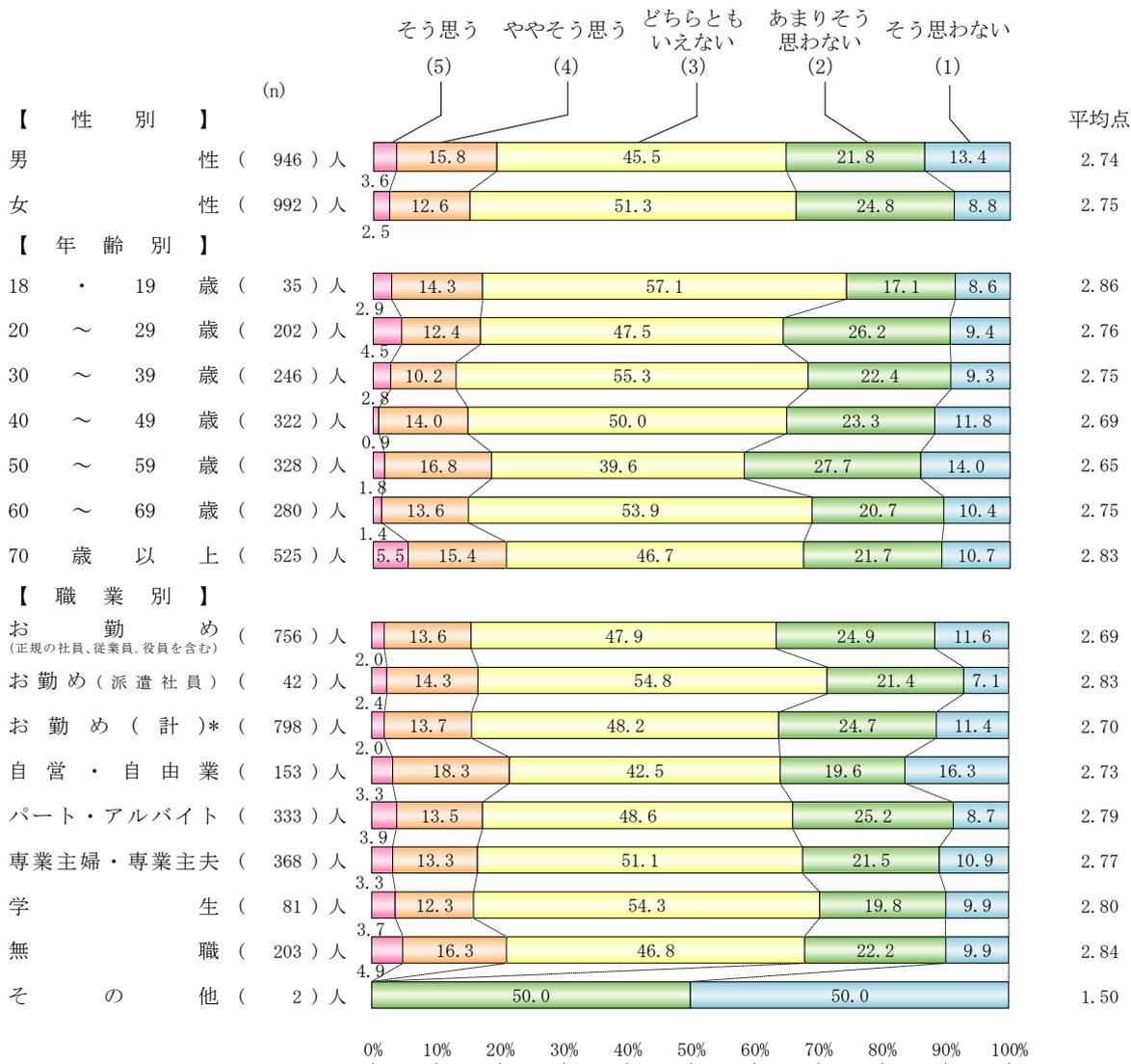
Q 5 (h) 裁判が迅速になっている



H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 今回調査
 (n) 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人 1,934人 1,938人
 平均点 3.14 3.24 3.10 3.01 3.03 2.90 2.98 3.00 2.84 2.79 2.78 2.73 2.75

* 「裁判が迅速になっている」は、令和2年度調査より「裁判が迅速になった」から変更された。

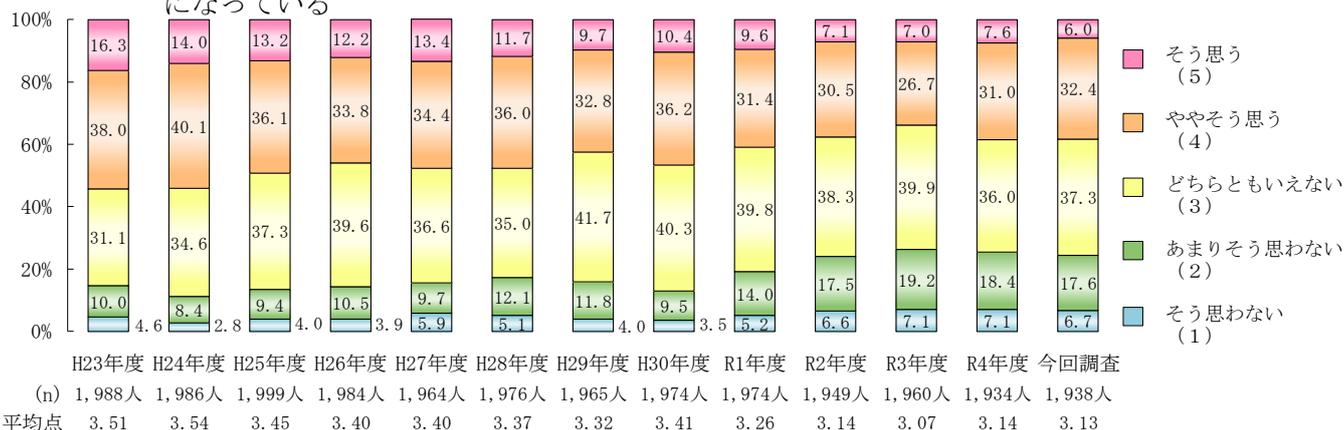
現在実施されている裁判員制度について、『裁判が迅速になっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は17.1%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は34.3%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

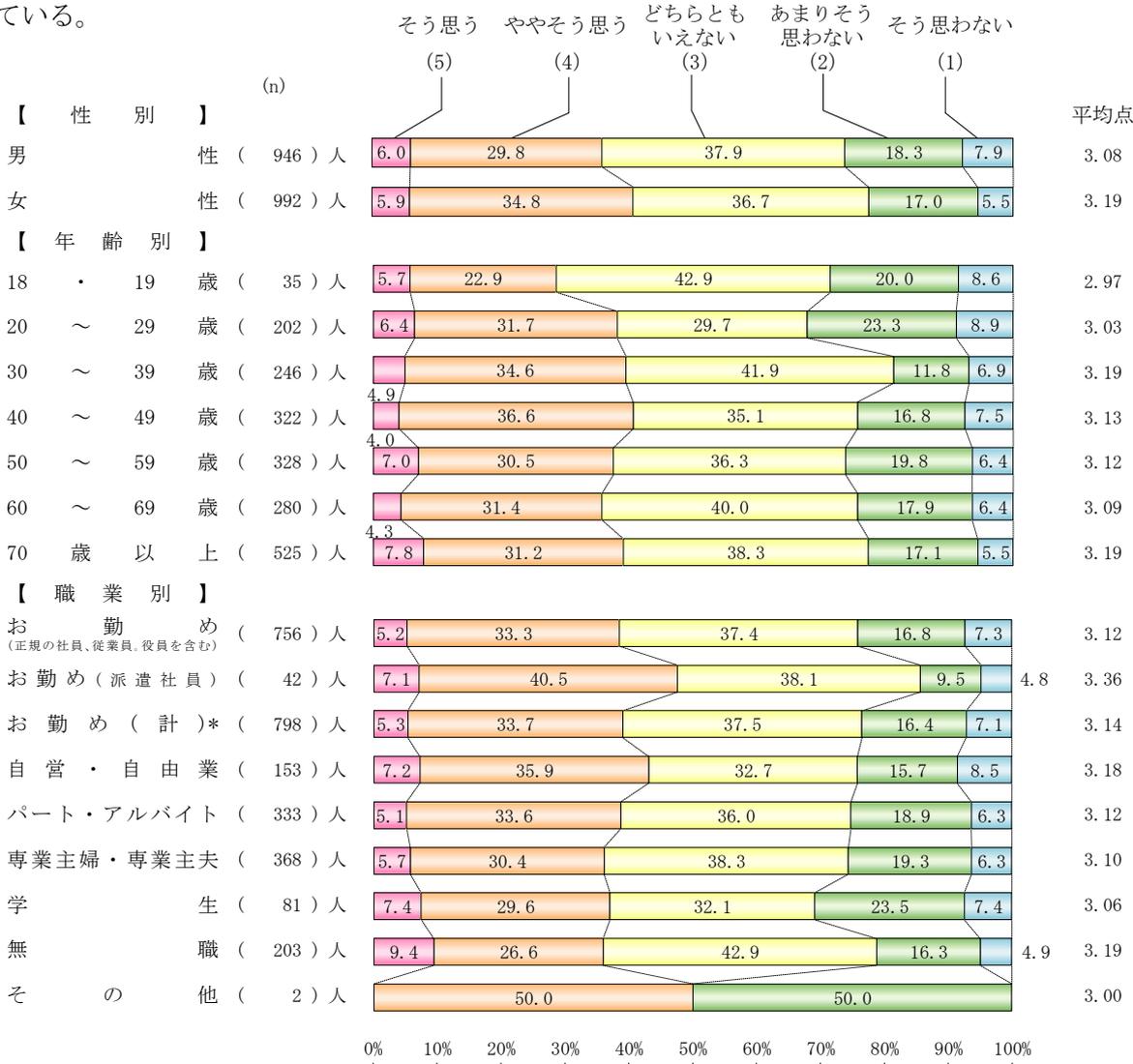
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、自営・自由業と無職が高くなっている。

Q 5 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている



* 「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている」は、令和2年度調査より「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」から変更された。

現在実施されている裁判員制度について、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっている』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は38.4%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は24.3%となっている。

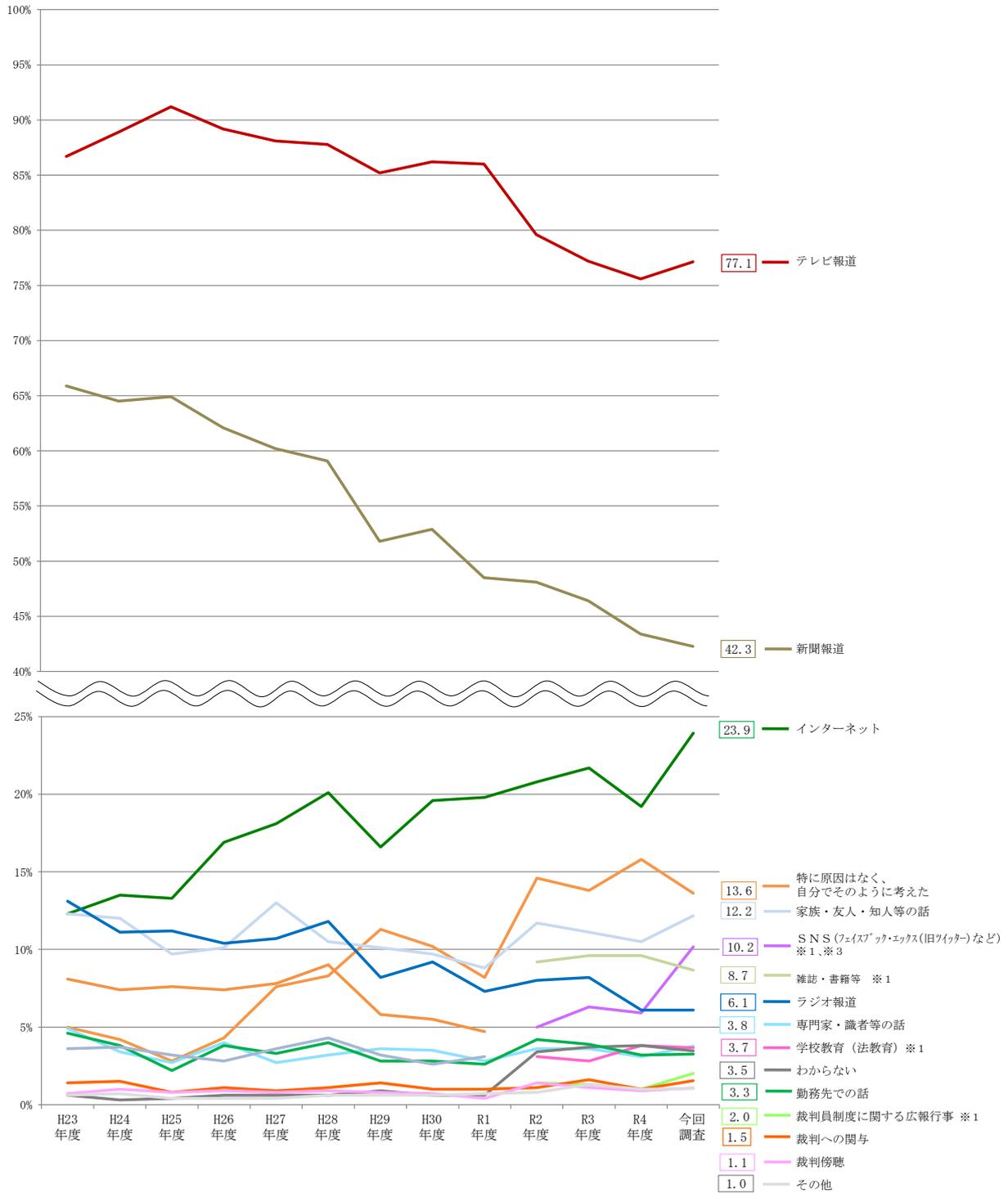


*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高くなっている。職業別では、お勤め(派遣社員)が最も高くなっている。

6 裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など)」「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、令和元年度調査以前のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度調査以降のデータは存在しない。

※3 「SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など)」は、令和5年度調査より「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」から変更された。

※4 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和4年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,938人、M.T.=213.9%)

現在実施されている裁判員制度についてQ5の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が77.1%と最も高く、次いで「新聞報道」が42.3%であった。以下、「インターネット」(23.9%)、「特に原因はなく、自分でそのように考えた」(13.6%)、「家族・友人・知人等の話」(12.2%)などとなっている。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	今回調査
該当数 (n)	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974	1,949	1,960	1,934	1,938
テレビ報道	86.7	88.9	91.2	89.2	88.1	87.8	85.2	86.2	86.0	79.6	77.2	75.6	77.1
新聞報道	65.9	64.5	64.9	62.1	60.2	59.1	51.8	52.9	48.5	48.1	46.4	43.4	42.3
インターネット	12.3	13.5	13.3	16.9	18.1	20.1	16.6	19.6	19.8	20.8	21.7	19.2	23.9
特に原因はなく、自分でそのように考えた	5.0	4.2	2.8	4.3	7.6	8.3	11.3	10.2	8.2	14.6	13.8	15.8	13.6
家族・友人・知人等の話	12.3	12.0	9.7	10.1	13.0	10.5	10.1	9.7	8.8	11.7	11.1	10.5	12.2
SNS (フェイスブック・エックス(旧Twitter)など) ※1 ※3										5.0	6.3	5.9	10.2
雑誌・書籍等 ※1										9.2	9.6	9.6	8.7
(雑誌) ※2	8.1	7.4	7.6	7.4	7.8	9.0	5.8	5.5	4.7				
(書籍等) ※2	3.6	3.7	3.2	2.8	3.6	4.3	3.2	2.6	3.1				
ラジオ報道	13.1	11.1	11.2	10.4	10.7	11.8	8.2	9.2	7.3	8.0	8.2	6.1	6.1
専門家・識者等の話	4.9	3.4	2.7	4.0	2.7	3.2	3.6	3.5	2.8	3.6	3.6	3.1	3.8
学校教育(法教育) ※1										3.1	2.8	3.8	3.7
勤務先での話	4.6	3.8	2.2	3.8	3.3	4.0	2.8	2.8	2.6	4.2	3.9	3.2	3.3
裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等) ※1										1.4	1.3	1.0	2.0
裁判への関与	1.4	1.5	0.8	1.1	0.9	1.1	1.4	1.0	1.0	1.1	1.6	1.0	1.5
裁判傍聴	0.7	1.0	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.4	1.4	1.1	0.9	1.1
その他	0.6	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	1.3	1.0	1.0
わからない	0.6	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9	0.6	0.6	3.4	3.7	3.8	3.5

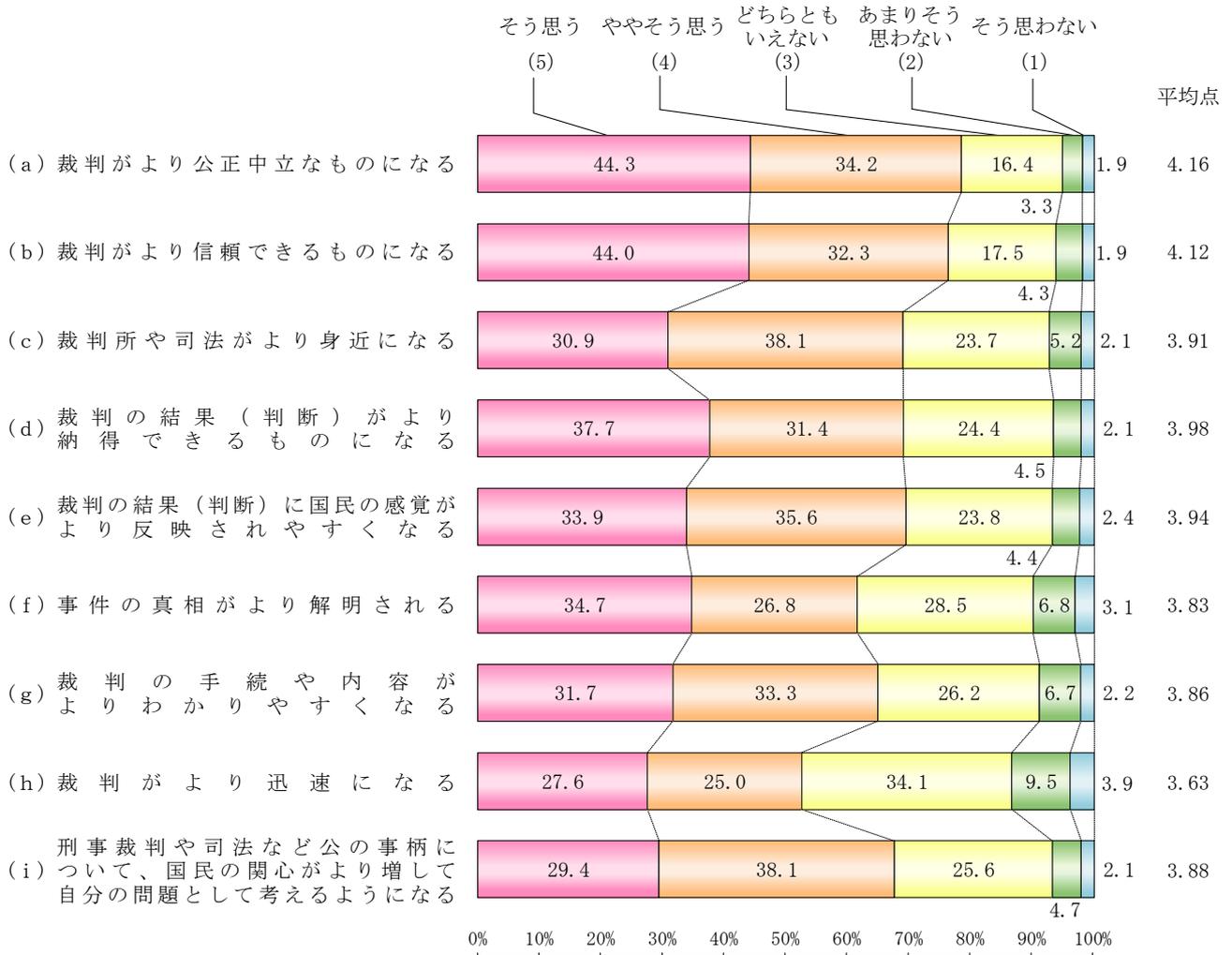
	該当数 (n)	テレビ報道	新聞報道	インターネット	特に原因はなく、自分でそのように考えた	家族・友人・知人等の話	SNS (フェイスブック・エックス(旧Twitter)など) ※1、※3	雑誌・書籍等 ※1	ラジオ報道	専門家・識者等の話	学校教育(法教育) ※1	勤務先での話	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等) ※1	裁判への関与	裁判傍聴	その他	わからない	回答計	
TOTAL	1,938	77.1	42.3	23.9	13.6	12.2	10.2	8.7	6.1	3.8	3.7	3.3	2.0	1.5	1.1	1.0	3.5	213.9	
【性別】																			
男	946	75.7	46.9	29.4	15.3	9.8	10.3	9.6	7.3	5.1	4.1	4.4	2.3	1.6	1.1	1.1	2.3	226.3	
女	992	78.5	37.8	18.8	12.0	14.4	10.1	7.8	4.9	2.5	3.2	2.1	1.7	1.5	1.1	1.0	4.5	202.0	
【年齢別】																			
18歳以下	35	62.9	22.9	17.1	5.7	11.4	31.4	-	-	-	28.6	-	-	-	-	2.9	11.4	194.3	
20～29歳	202	58.9	11.4	31.7	15.3	12.9	25.7	2.5	2.0	3.5	18.3	2.5	1.0	1.0	2.0	1.5	6.4	196.5	
30～39歳	246	74.8	22.0	35.8	12.2	8.5	20.3	4.9	3.3	0.4	2.8	3.7	1.6	1.2	-	0.4	4.5	196.3	
40～49歳	322	74.8	32.9	34.5	17.4	12.1	9.3	10.6	3.7	2.2	1.9	3.4	0.3	1.9	0.9	0.9	2.8	209.6	
50～59歳	328	79.6	41.8	31.4	12.8	10.7	8.8	10.7	7.9	4.3	0.9	5.5	1.8	3.0	1.2	1.8	3.0	225.3	
60～69歳	280	80.4	50.7	17.9	15.4	12.5	4.3	8.6	8.2	3.6	0.7	3.9	1.8	4.0	1.1	1.1	2.5	212.9	
70歳以上	525	84.4	66.5	8.0	11.4	14.5	2.5	11.0	8.6	6.5	1.1	1.7	4.0	1.5	1.3	0.6	2.5	226.1	
【職業別】																			
お勤め(正規の社員等) ※4	756	74.2	35.8	32.9	13.4	11.4	12.4	9.0	6.1	2.5	3.3	5.4	1.3	1.6	0.7	1.3	2.5	213.9	
お勤め(派遣社員)	42	83.3	40.5	19.0	11.9	16.7	14.3	7.1	4.8	2.4	4.8	7.1	7.1	-	2.4	-	7.1	228.6	
お勤め(計) ※5	798	74.7	36.1	32.2	13.3	11.7	12.5	8.9	6.0	2.5	3.4	5.5	1.6	1.5	0.8	1.3	2.8	214.7	
自営・自由業	153	82.4	51.6	27.5	15.7	17.0	9.2	11.1	12.4	9.2	2.0	2.6	3.9	3.3	3.9	0.7	3.3	255.6	
パート・アルバイト	333	77.5	34.8	21.9	16.8	12.3	9.3	7.5	5.7	3.3	1.8	2.4	1.5	2.1	0.9	0.9	3.3	202.1	
専業主婦・専業主夫	368	81.8	51.1	12.8	12.2	13.0	6.0	7.9	4.3	2.7	0.8	0.8	2.7	1.1	1.1	0.5	3.8	202.7	
学生	81	58.0	18.5	22.2	9.9	9.9	27.2	1.2	1.2	3.7	34.6	-	-	1.2	1.2	2.5	9.9	201.2	
無職	203	81.3	65.5	13.3	11.8	9.9	3.9	12.3	7.4	7.4	2.0	2.0	2.5	0.5	0.5	1.0	3.4	224.6	
その他	2	100.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150.0	

- ※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・エックス(旧Twitter)など)」「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、令和元年度調査以前のデータは存在しない。
- ※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度調査以降のデータは存在しない。
- ※3 「SNS(フェイスブック・エックス(旧Twitter)など)」は、令和5年度調査より「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」から変更された。
- ※4 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」
- ※5 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別では、「新聞報道」「インターネット」「特に原因はなく、自分でそのように考えた」「ラジオ報道」「専門家・識者等の話」「勤務先での話」は男性が高くなっており、「家族・友人・知人等の話」は女性が高くなっている。年齢別では、「新聞報道」は60代以上が高く、40代以下が低くなっている。「インターネット」は20代から50代が高く、60代以上が低くなっている。「SNS(フェイスブック・エックス(旧Twitter)など)」は30代以下が高く、60代以上が低くなっている。「学校教育(法教育)」は20代以下が高くなっている。職業別では、「新聞報道」は無職と自営・自由業と専業主婦・専業主夫が高く、学生とパート・アルバイトとお勤め(正規社員、従業員。役員を含む)が低くなっている。「インターネット」はお勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)が最も高くなっており、「SNS(フェイスブック・エックス(旧Twitter)など)」は学生が最も高くなっている。

7 裁判員裁判に期待すること

Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。



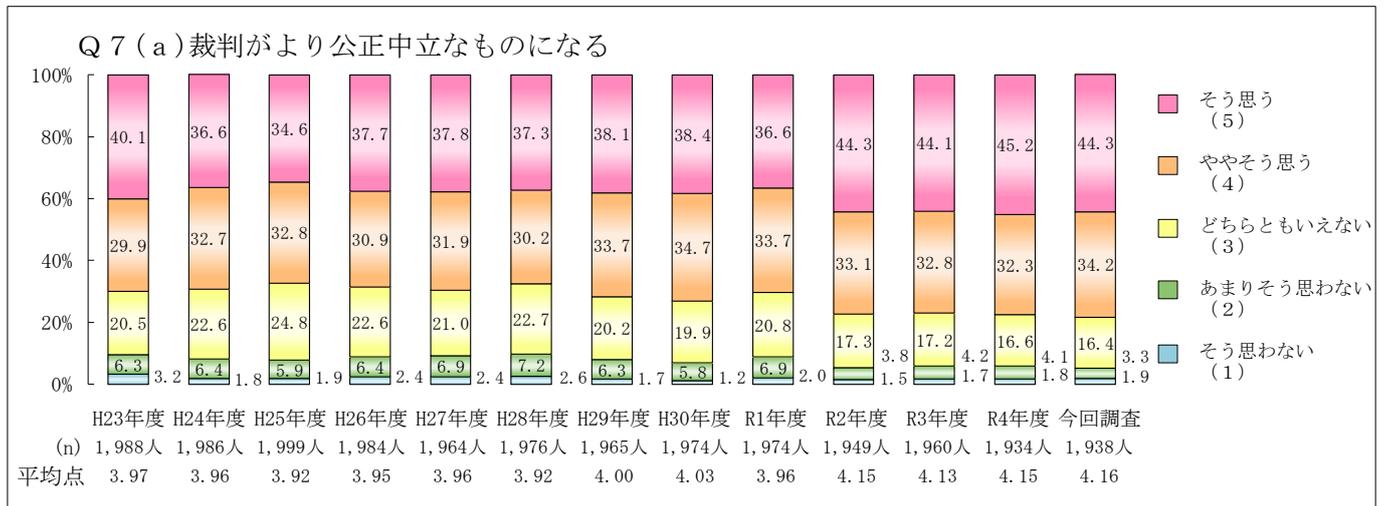
※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウエイト処理したものである。

(n=1,938人)

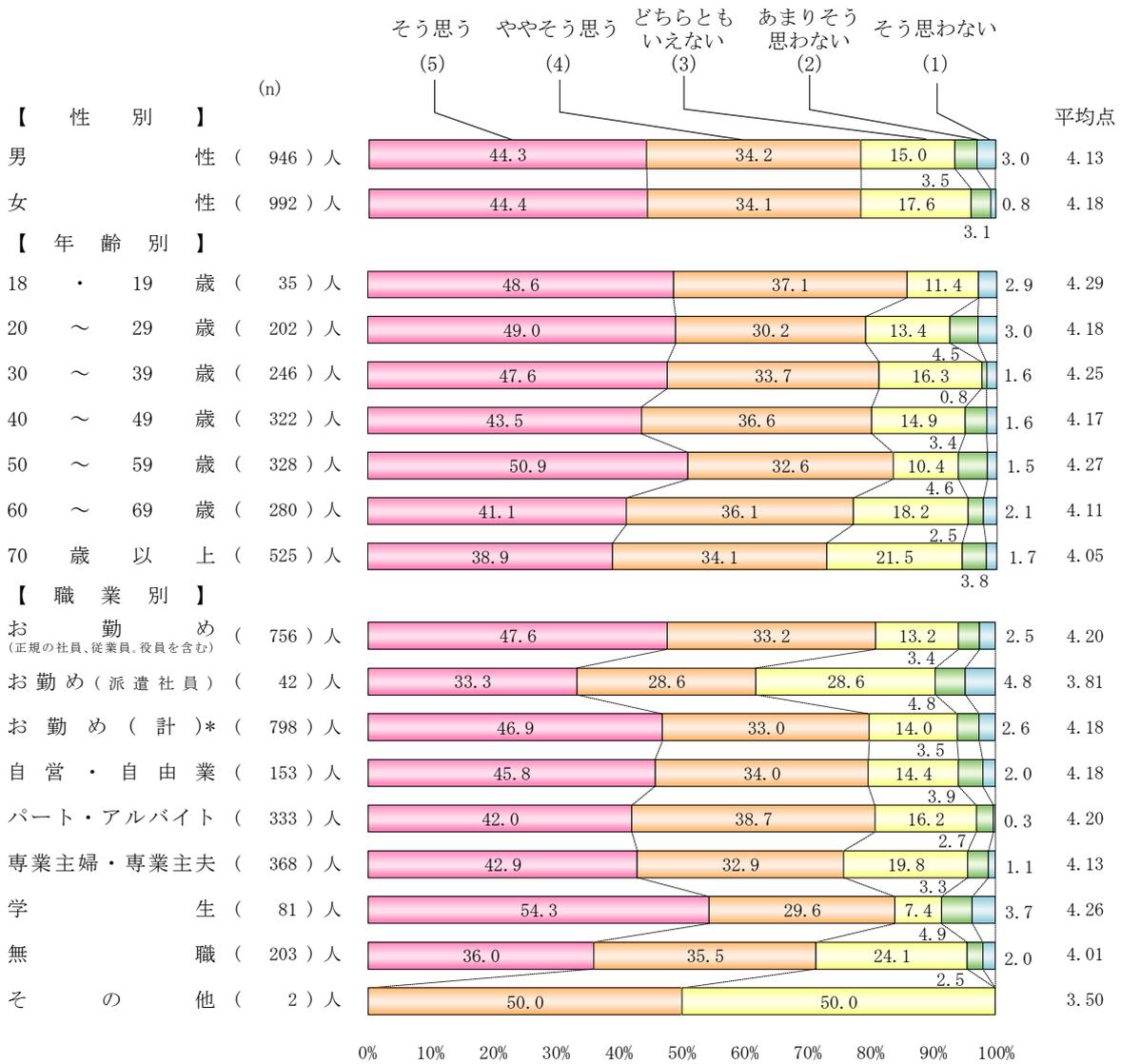
裁判員裁判に期待することを、9項目の内容について聞いたところ、平均点が最も高かった項目は『裁判がより公正中立なものになる』(4.16点)となっており、以下、『裁判がより信頼できるものになる』(4.12点)、『裁判の結果（判断）がより納得できるものになる』(3.98点)、『裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる』(3.94点)、『裁判所や司法がより身近になる』(3.91点)、『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』(3.88点)、『裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる』(3.86点)、『事件の真相がより解明される』(3.83点)、『裁判がより迅速になる』(3.63点)となっている。

※令和2年度調査より、質問文が変更された。

旧質問文は、「あなたが裁判員制度の実施により期待することは何ですか。」



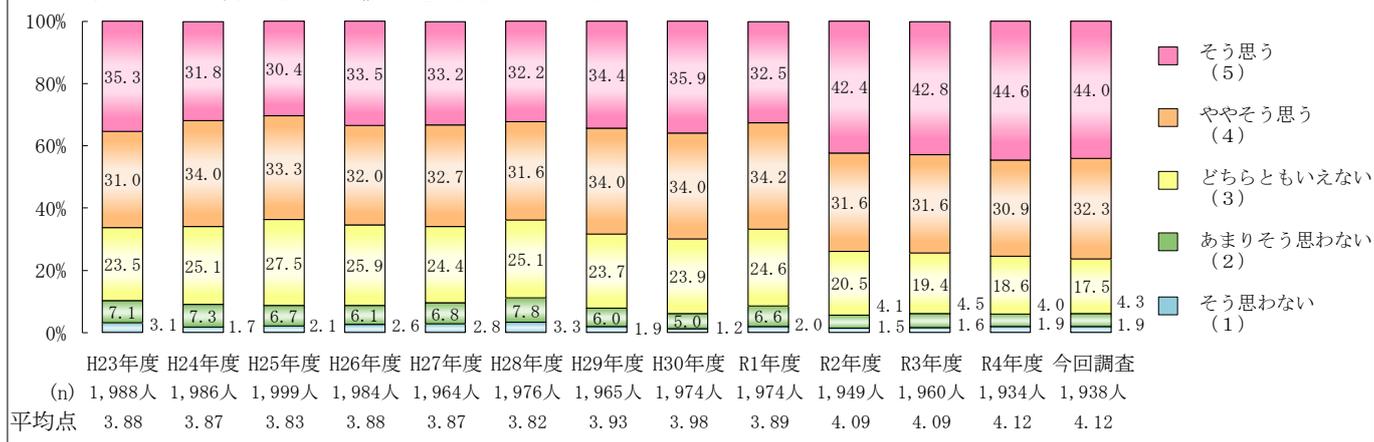
裁判員裁判に期待することとして『裁判がより公正中立なものになる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は78.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は5.2%となっている。



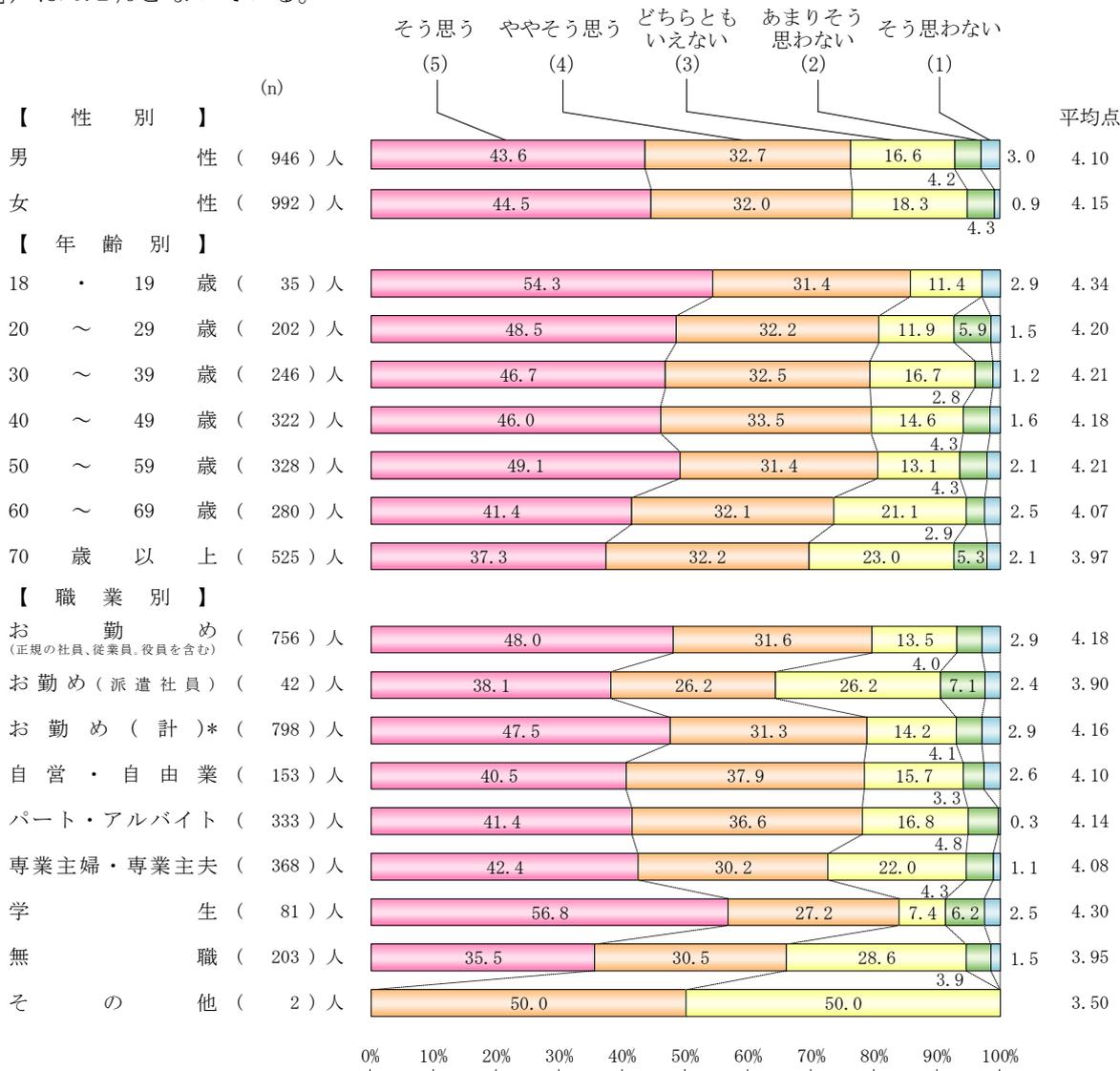
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と50代が高くなっている。職業別では、学生とお勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）とパート・アルバイトが高くなっている。

Q 7 (b) 裁判がより信頼できるものになる



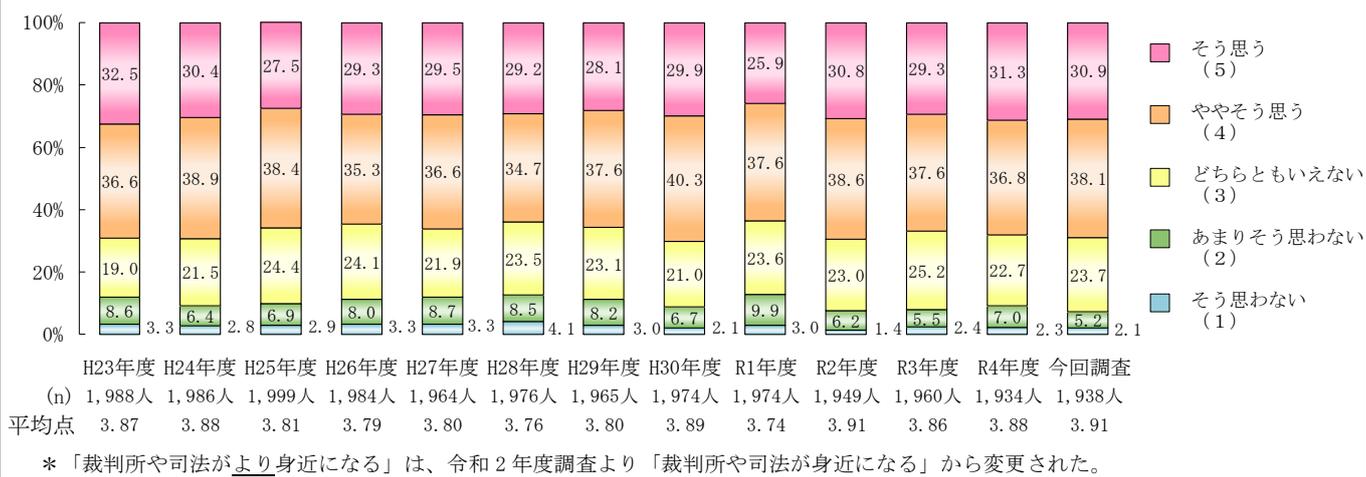
裁判員裁判に期待することとして『裁判がより信頼できるものになる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は76.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.2%となっている。



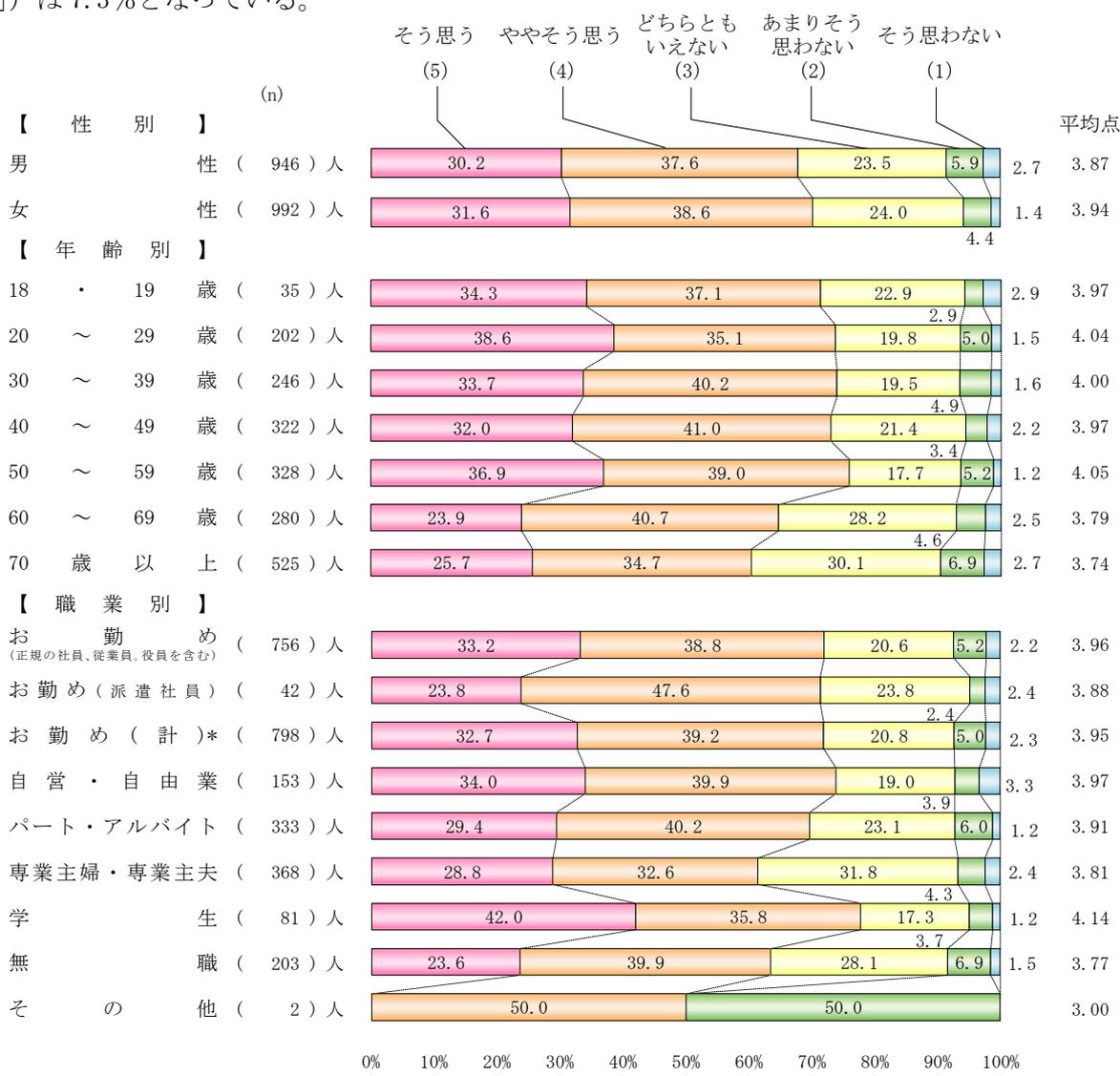
*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代以下と50代が高くなっている。職業別では、学生とお勤め(正規社員、従業員、役員を含む)が高くなっている。

Q 7 (c) 裁判所や司法がより身近になる



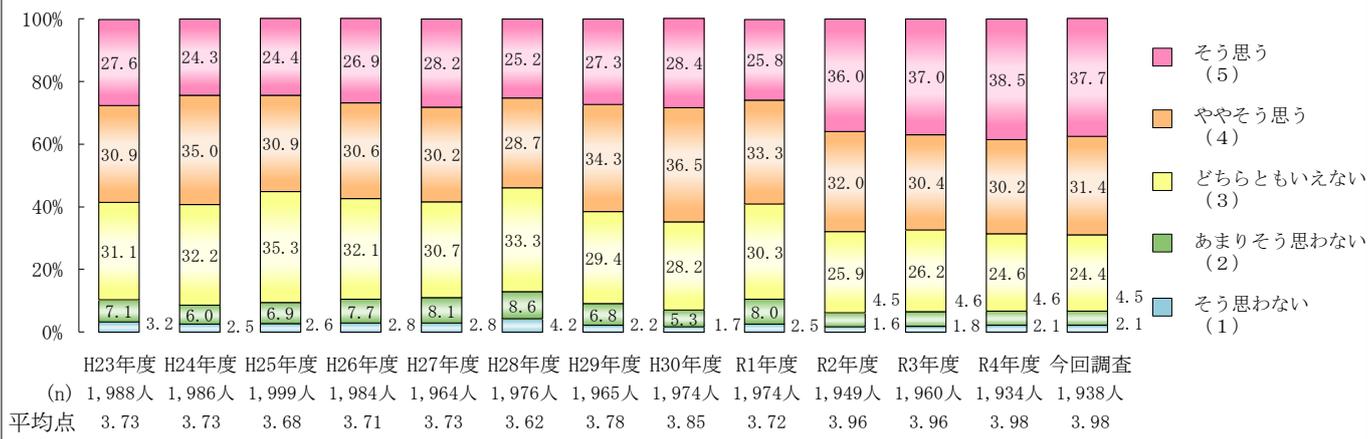
裁判員裁判に期待することとして『裁判所や司法がより身近になる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は69.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は7.3%となっている。



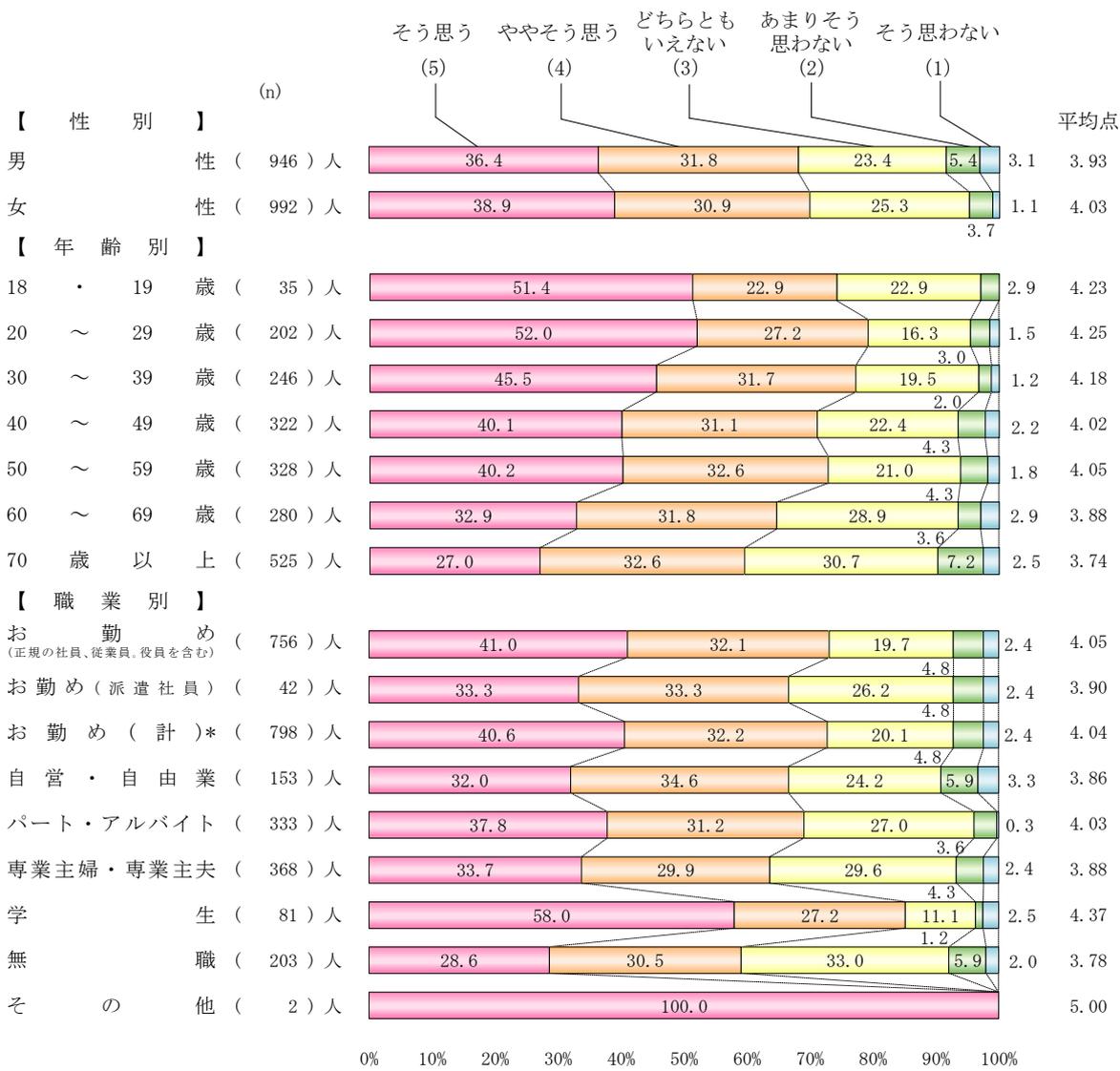
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代が最も高くなっている。職業別では、学生と自営・自由業とお勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）が最も高くなっている。

Q 7 (d) 裁判の結果 (判断) がより納得できるものになる



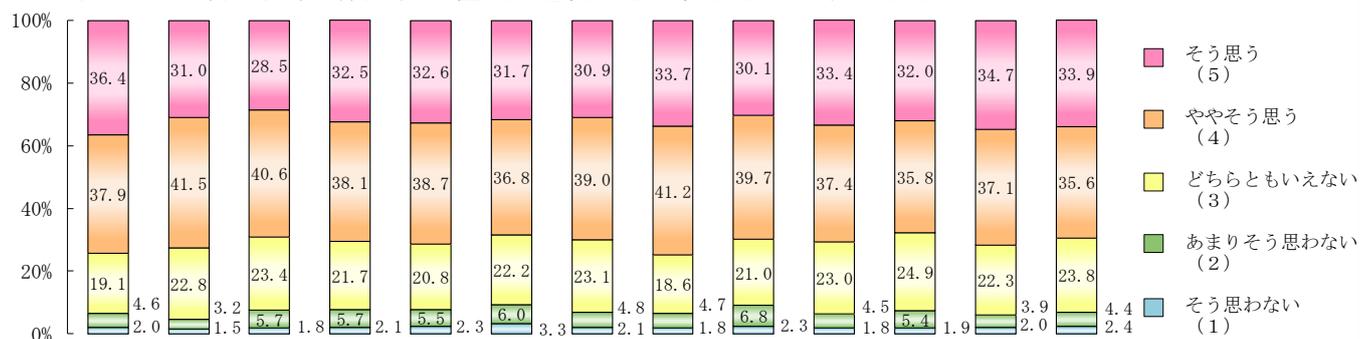
裁判員裁判に期待することとして『裁判の結果 (判断) がより納得できるものになる』ことにつき、『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)は69.1%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」+「そう思わない」)は6.6%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』(「そう思う」+「ややそう思う」)と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代と30代が高くなっており、70歳以上が最も低くなっている。職業別では、学生とお勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)が高くなっている。

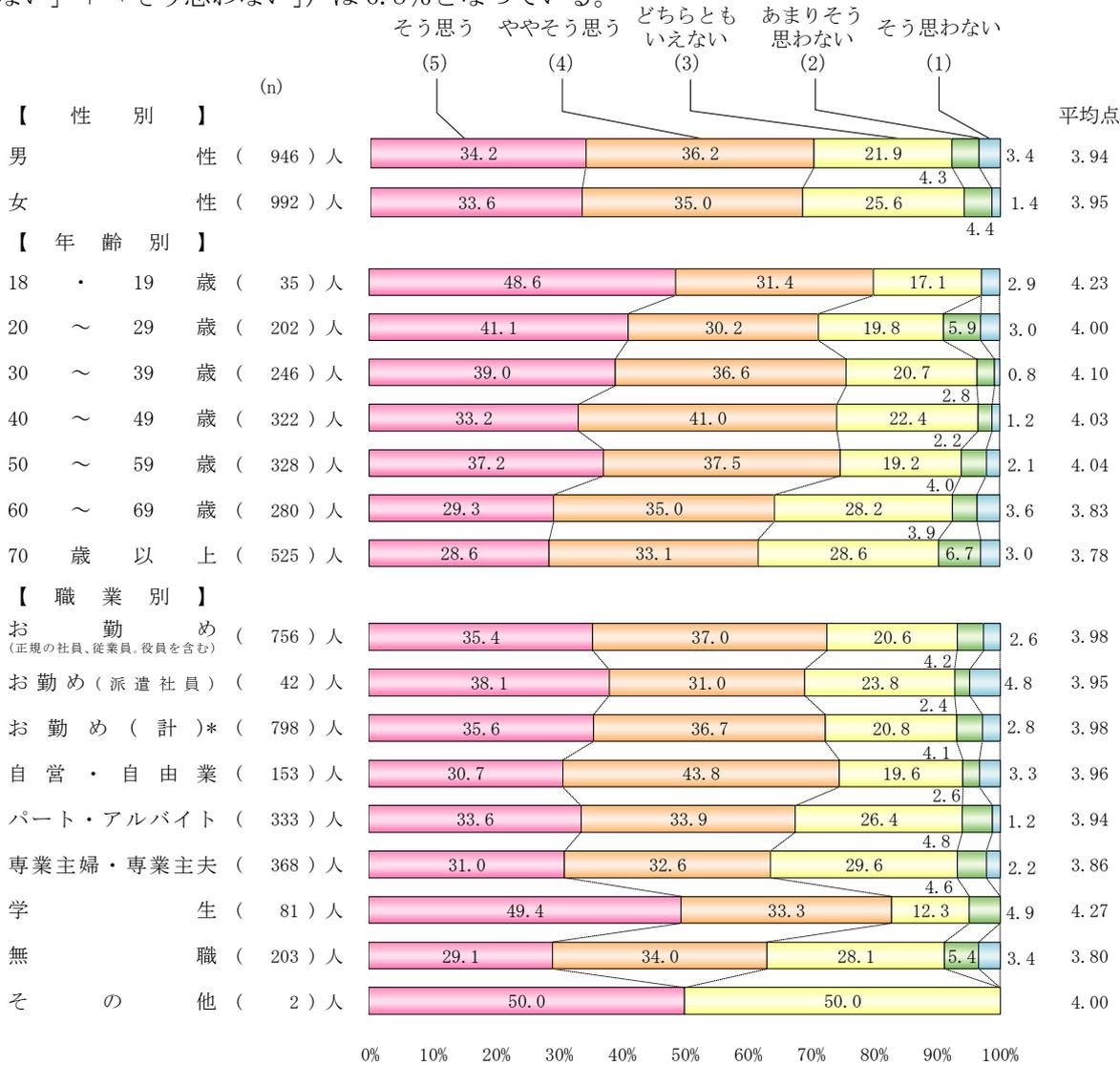
Q 7 (e) 裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる



H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 R4年度 今回調査
 (n) 1,988人 1,986人 1,999人 1,984人 1,964人 1,976人 1,965人 1,974人 1,974人 1,949人 1,960人 1,934人 1,938人
 平均点 4.02 3.97 3.88 3.93 3.94 3.88 3.92 4.00 3.89 3.96 3.91 3.99 3.94

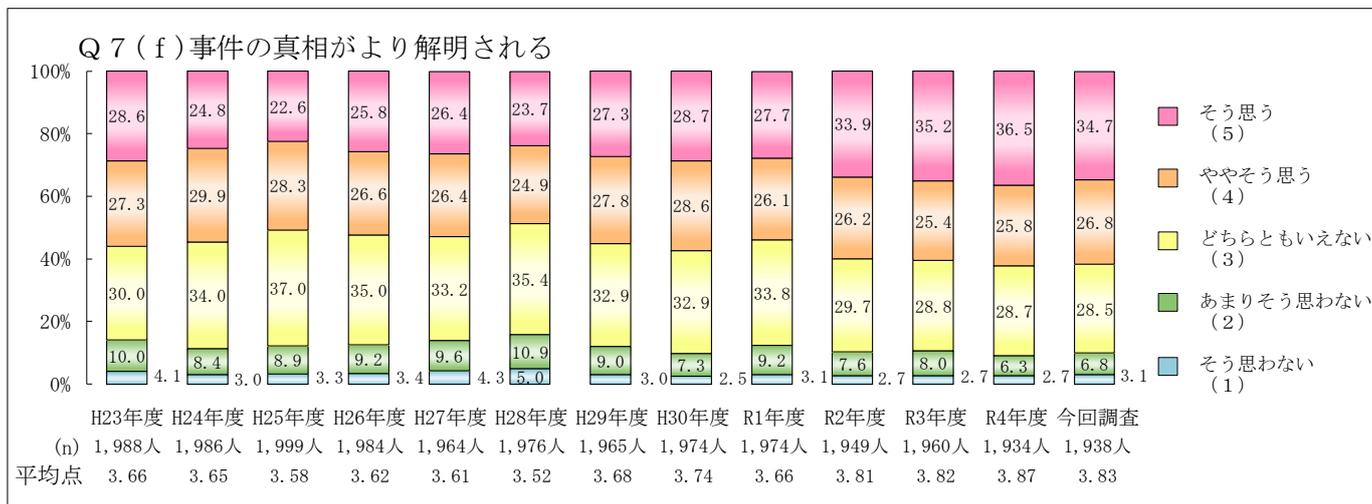
* 「裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる」は、令和2年度調査より「裁判の結果（判断）に国民の感覚が反映されやすくなる」から変更された。

裁判員裁判に期待することとして『裁判の結果（判断）に国民の感覚がより反映されやすくなる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は69.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.8%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、50代以下が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生と自営・自由業とお勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）が高くなっている。



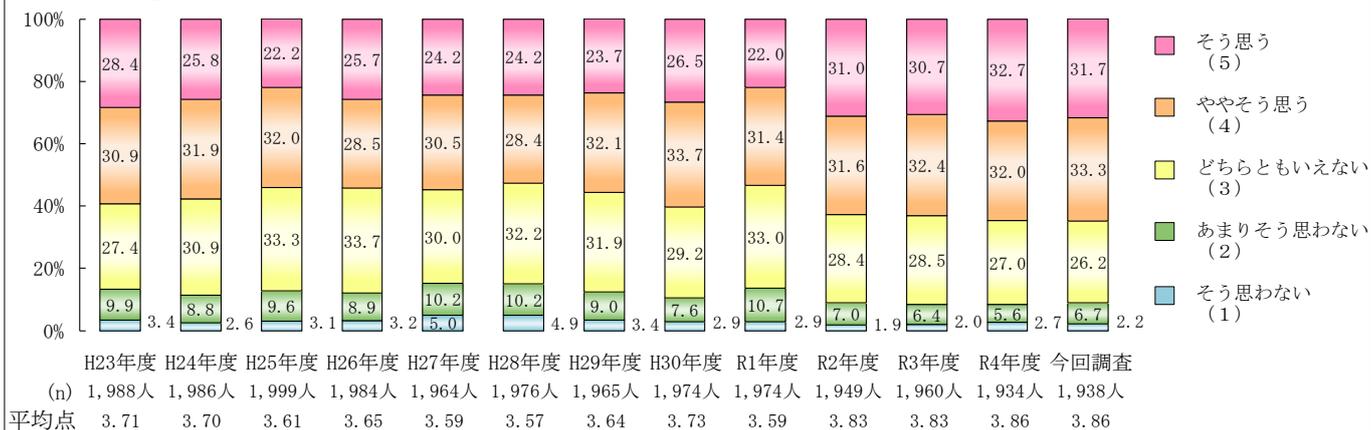
裁判員裁判に期待することとして『事件の真相がより解明される』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は61.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は9.9%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

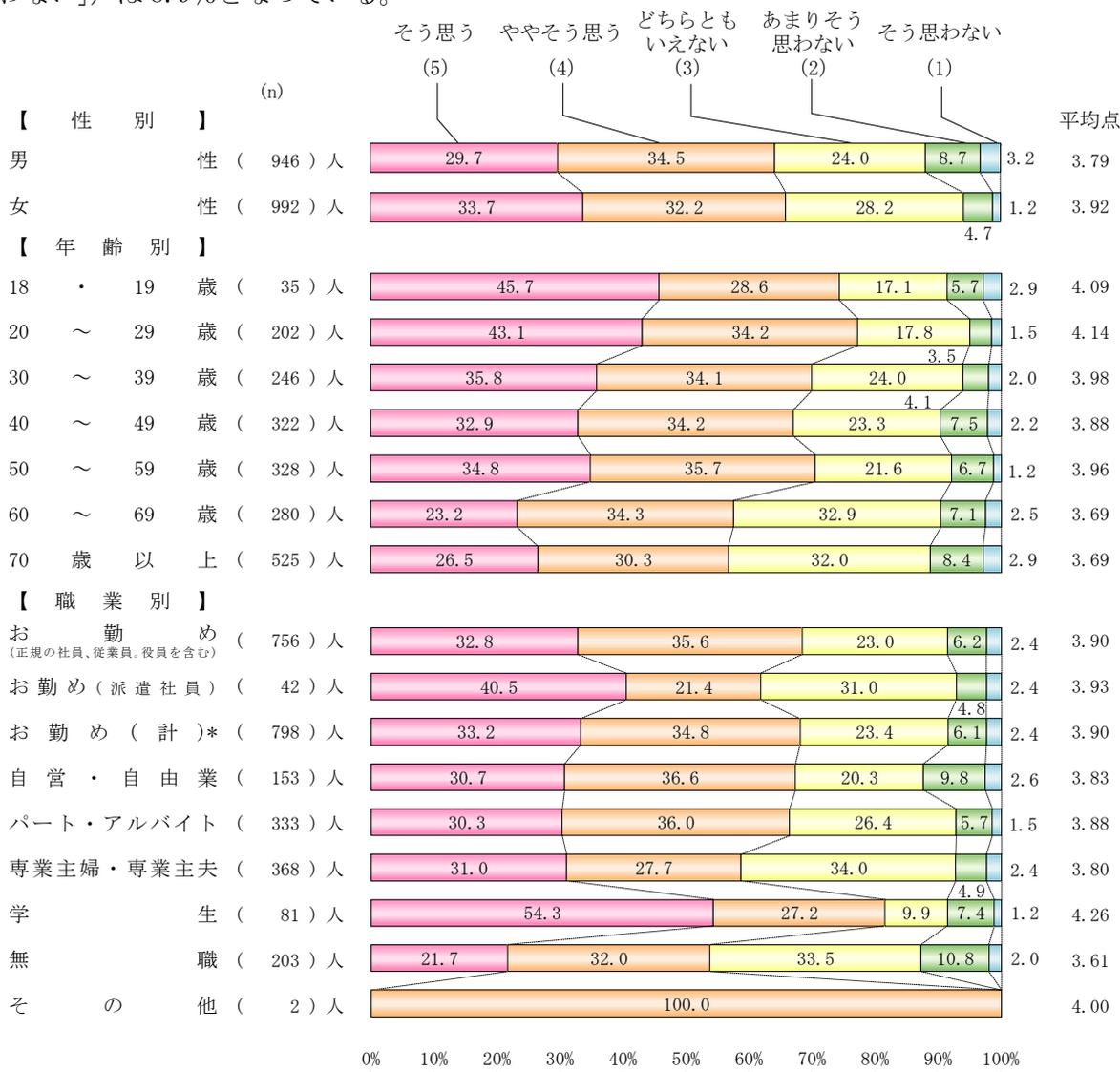
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、30代以下と50代が高くなっており、70歳以上が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっており、無職が最も低くなっている。

Q 7 (g) 裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる



* 「裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる」は、令和2年度調査より「裁判の手續や内容がわかりやすくなる」から変更された。

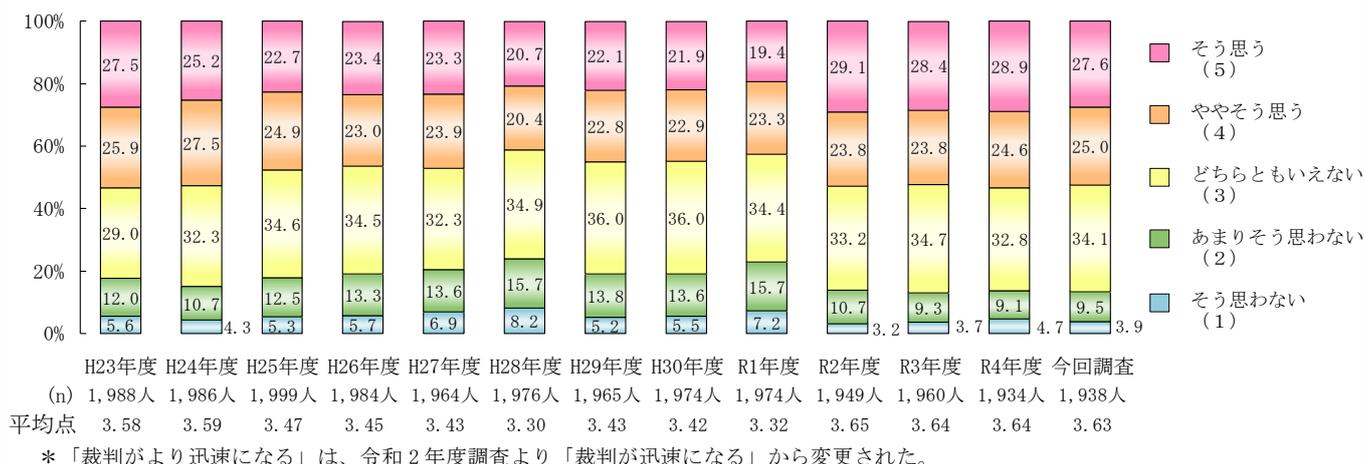
裁判員裁判に期待することとして『裁判の手續や内容がよりわかりやすくなる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は65.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は8.9%となっている。



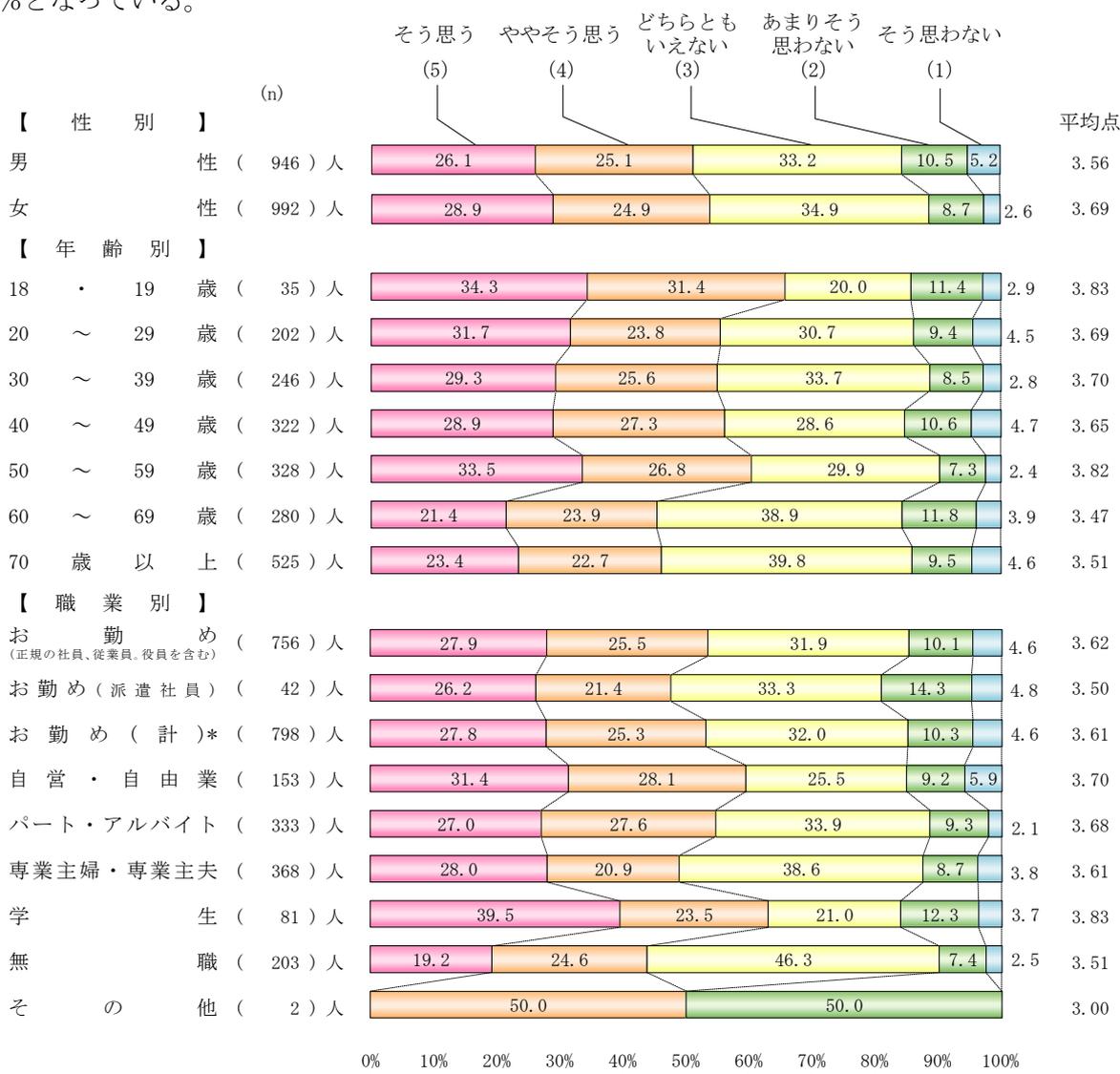
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生とお勤め (正規社員、従業員、役員を含む) が高くなっており、無職と専業主婦・専業主夫が低くなっている。

Q 7 (h) 裁判がより迅速になる



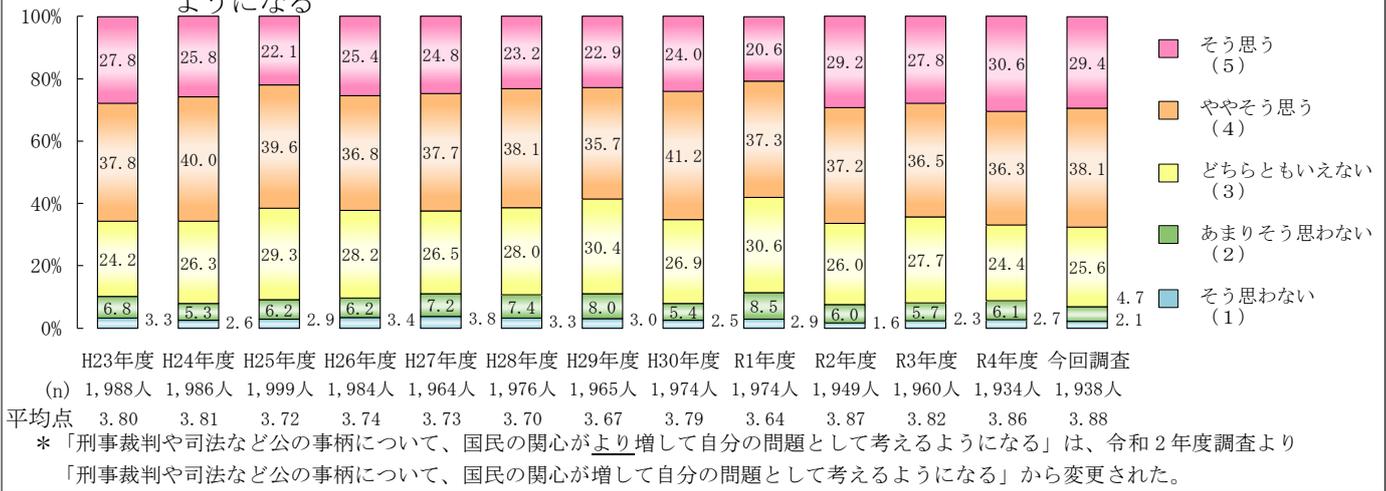
裁判員裁判に期待することとして『裁判がより迅速になる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は13.4%となっている。



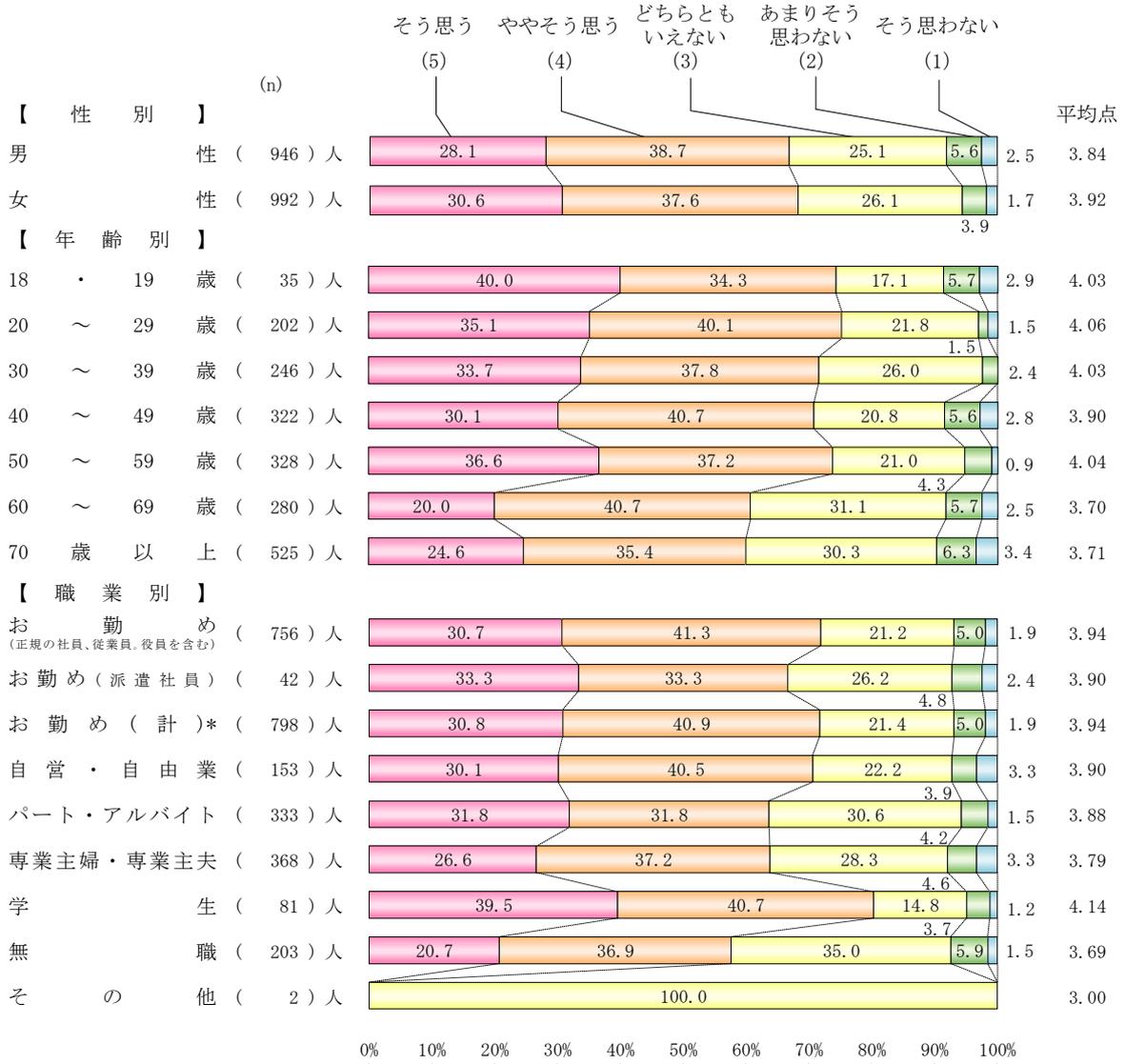
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、18・19歳と50代が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、無職が最も低くなっている。

Q7(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる



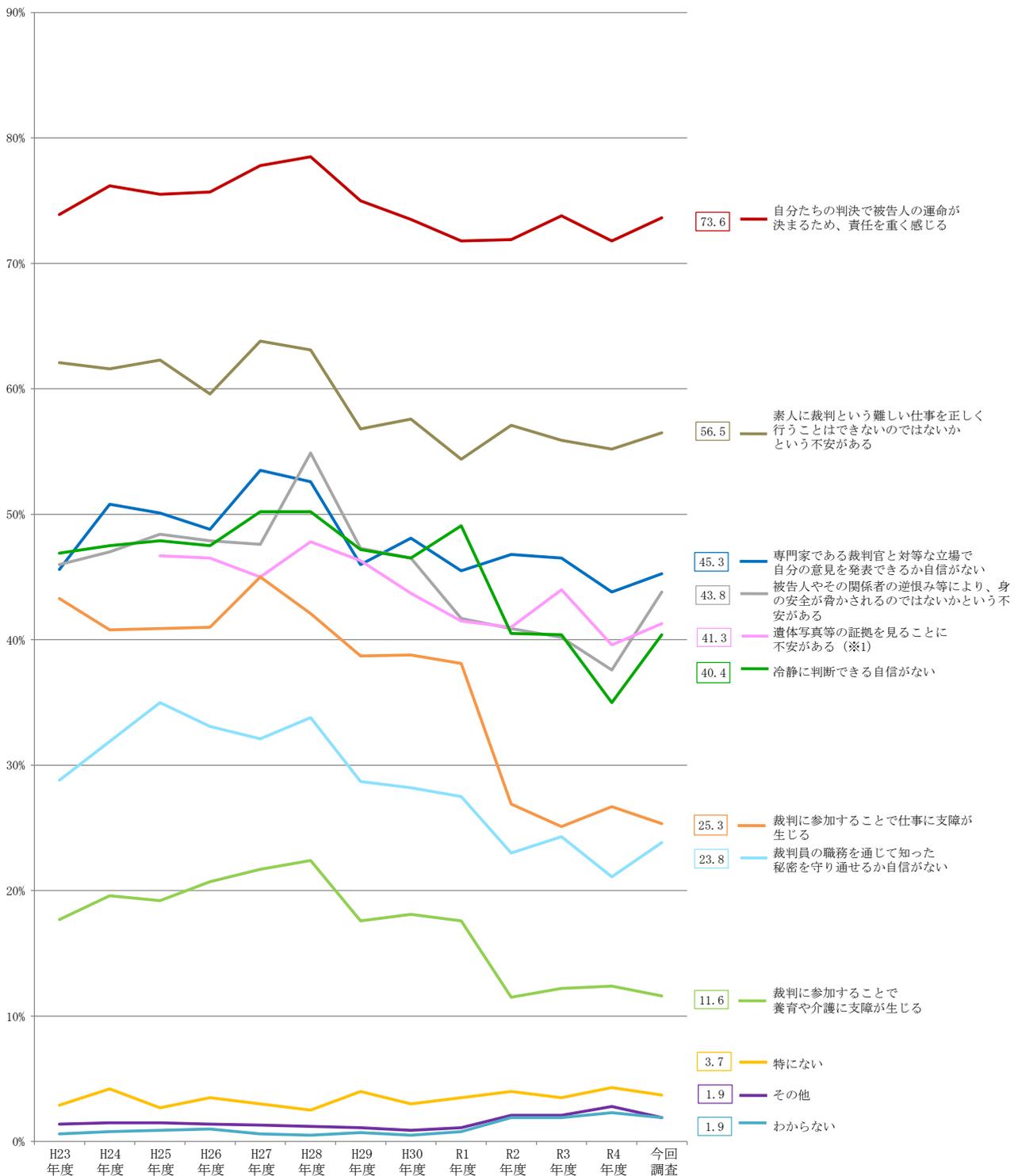
裁判員裁判に期待することとして『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる』ことにつき、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は67.5%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は6.8%となっている。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代以下と50代が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生とお勤め（正規の社員、従業員、役員を含む）が高くなっており、無職が低くなっている。

8 裁判員裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 8 Q 2 で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A)



※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成24年度調査以前のデータは存在しない。

※2 令和元年度調査以前は、質問文が「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、令和2年度調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。

※3 各折れ線横の数値は今回調査の数値。令和4年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,938人、M.T. 369.2%)

裁判員裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が73.6%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(56.5%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(45.3%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」(43.8%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(41.3%)、「冷静に判断できる自信がない」(40.4%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(25.3%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(23.8%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(11.6%)などとなっている。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	今回 調査
該当数 (n)	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974	1,949	1,960	1,934	1,938
自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	73.9	76.2	75.5	75.7	77.8	78.5	75.0	73.5	71.8	71.9	73.8	71.8	73.6
素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	62.1	61.6	62.3	59.6	63.8	63.1	56.8	57.6	54.4	57.1	55.9	55.2	56.5
専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	45.6	50.8	50.1	48.8	53.5	52.6	46.0	48.1	45.5	46.8	46.5	43.8	45.3
被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	46.0	47.0	48.4	47.9	47.6	54.9	47.3	46.5	41.7	40.9	40.2	37.6	43.8
遺体写真等の証拠を見ることに不安がある (※1)			46.7	46.5	45.0	47.8	46.3	43.7	41.5	41.0	44.0	39.6	41.3
冷静に判断できる自信がない	46.9	47.5	47.9	47.5	50.2	50.2	47.2	46.5	49.1	40.5	40.4	35.0	40.4
裁判に参加することで仕事に支障が生じる	43.3	40.8	40.9	41.0	45.0	42.1	38.7	38.8	38.1	26.9	25.1	26.7	25.3
裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	28.8	31.9	35.0	33.1	32.1	33.8	28.7	28.2	27.5	23.0	24.3	21.1	23.8
裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	17.7	19.6	19.2	20.7	21.7	22.4	17.6	18.1	17.6	11.5	12.2	12.4	11.6
特になし	2.9	4.2	2.7	3.5	3.0	2.5	4.0	3.0	3.5	4.0	3.5	4.3	3.7
その他	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	1.1	2.1	2.1	2.8	1.9
わからない	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7	0.5	0.8	1.9	1.9	2.3	1.9

※1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成24年度調査以前のデータは存在しない。

※2 令和元年度調査以前は、質問文が「あなたが刑事裁判に参加するとした場合」であったが、令和2年度調査より「あなたが裁判員裁判に参加するとした場合」に変更された。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を公表できるか自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	冷静に判断できる自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員が自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特にない	その他	わからない	回答計
TOTAL	1,938	73.6	56.5	45.3	43.8	41.3	40.4	25.3	23.8	11.6	3.7	1.9	1.9	369.2
【性別】														
男性	946	68.6	53.6	41.2	40.9	31.5	32.6	29.5	25.2	8.6	5.2	1.7	1.5	340.0
女性	992	78.4	59.3	49.1	46.6	50.6	47.9	21.4	22.6	14.5	2.3	2.1	2.3	397.1
【年齢別】														
18・19歳	35	65.7	62.9	40.0	48.6	34.3	28.6	14.3	20.0	5.7	2.9	2.9	2.9	328.6
20～29歳	202	65.8	50.0	39.6	36.6	31.2	28.2	23.3	17.8	4.5	3.0	-	1.5	301.5
30～39歳	246	67.1	43.5	41.5	44.3	43.1	30.9	32.1	19.5	17.9	4.1	0.8	2.8	347.6
40～49歳	322	70.8	55.0	45.0	53.4	39.1	35.7	39.8	24.5	16.1	4.3	0.6	1.6	386.0
50～59歳	328	77.4	56.1	41.2	47.3	42.4	36.0	36.3	24.7	12.2	2.7	1.2	0.3	377.7
60～69歳	280	76.4	63.2	49.3	43.6	42.9	51.1	22.1	32.1	11.4	2.5	1.8	2.5	398.9
70歳以上	525	78.1	62.3	50.1	38.1	44.6	50.3	9.7	23.0	8.8	4.8	4.4	2.5	376.6
【職業別】														
お勤め(正規の社員等)*1	756	68.8	52.0	43.3	44.4	36.8	34.7	38.0	21.3	11.9	4.1	0.8	1.3	357.3
お勤め(派遣社員)	42	71.4	50.0	35.7	47.6	40.5	28.6	23.8	28.6	11.9	2.4	-	2.4	342.9
お勤め(計)*2	798	68.9	51.9	42.9	44.6	37.0	34.3	37.2	21.7	11.9	4.0	0.8	1.4	356.5
自営・自由業	153	69.9	50.3	28.8	32.7	34.0	32.7	42.5	24.2	9.8	6.5	3.3	2.0	336.6
パート・アルバイト	333	79.6	60.1	50.2	47.1	47.7	42.3	23.4	23.7	12.6	1.8	0.9	2.1	391.6
専業主婦・専業主夫	368	79.3	64.7	54.1	45.9	53.0	56.5	7.9	28.0	15.2	3.3	3.0	2.7	413.6
学生	81	72.8	53.1	34.6	44.4	32.1	32.1	16.0	29.6	2.5	-	1.2	-	318.5
無職	203	75.4	60.1	47.3	39.4	35.5	41.4	3.9	22.2	6.9	5.9	5.4	3.0	346.3
その他	2	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-	400.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」 *2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別では、上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、男性が高くなっている。

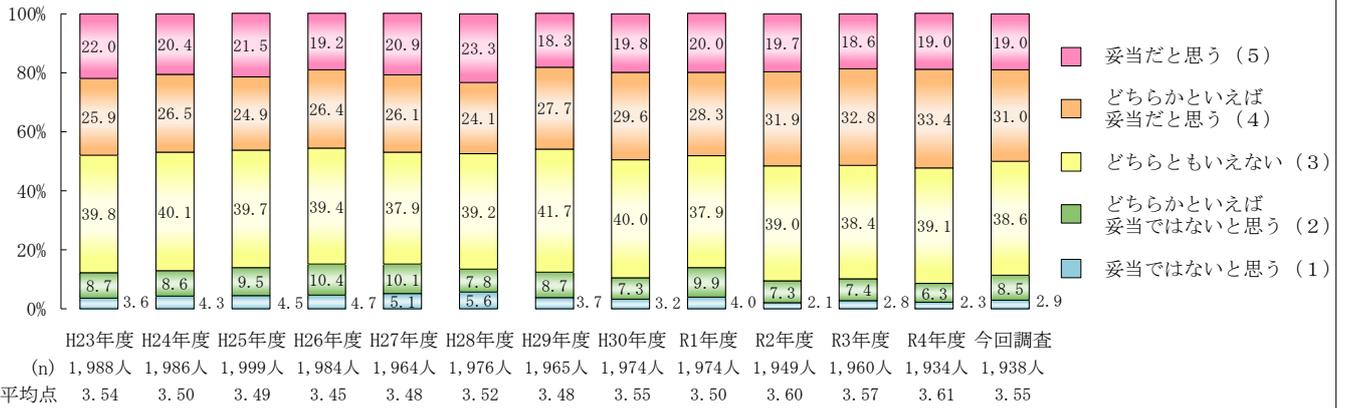
年齢別では、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は50代以上が高くなっている。「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を公表できるか自信がない」、「冷静に判断できる自信がない」は、いずれも60代以上が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、30代から50代が高くなっている。「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、30代と40代が高くなっている。

職業別では、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」、「冷静に判断できる自信がない」、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は、いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を公表できるか自信がない」、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は、いずれも専業主婦・専業主夫とパート・アルバイトで高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は、お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)と自営・自由業が高くなっている。

9-1 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

【資料1-1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では57.6%となっています。

Q 9 (小問1) このような傾向について、あなたはどのように思いますか。

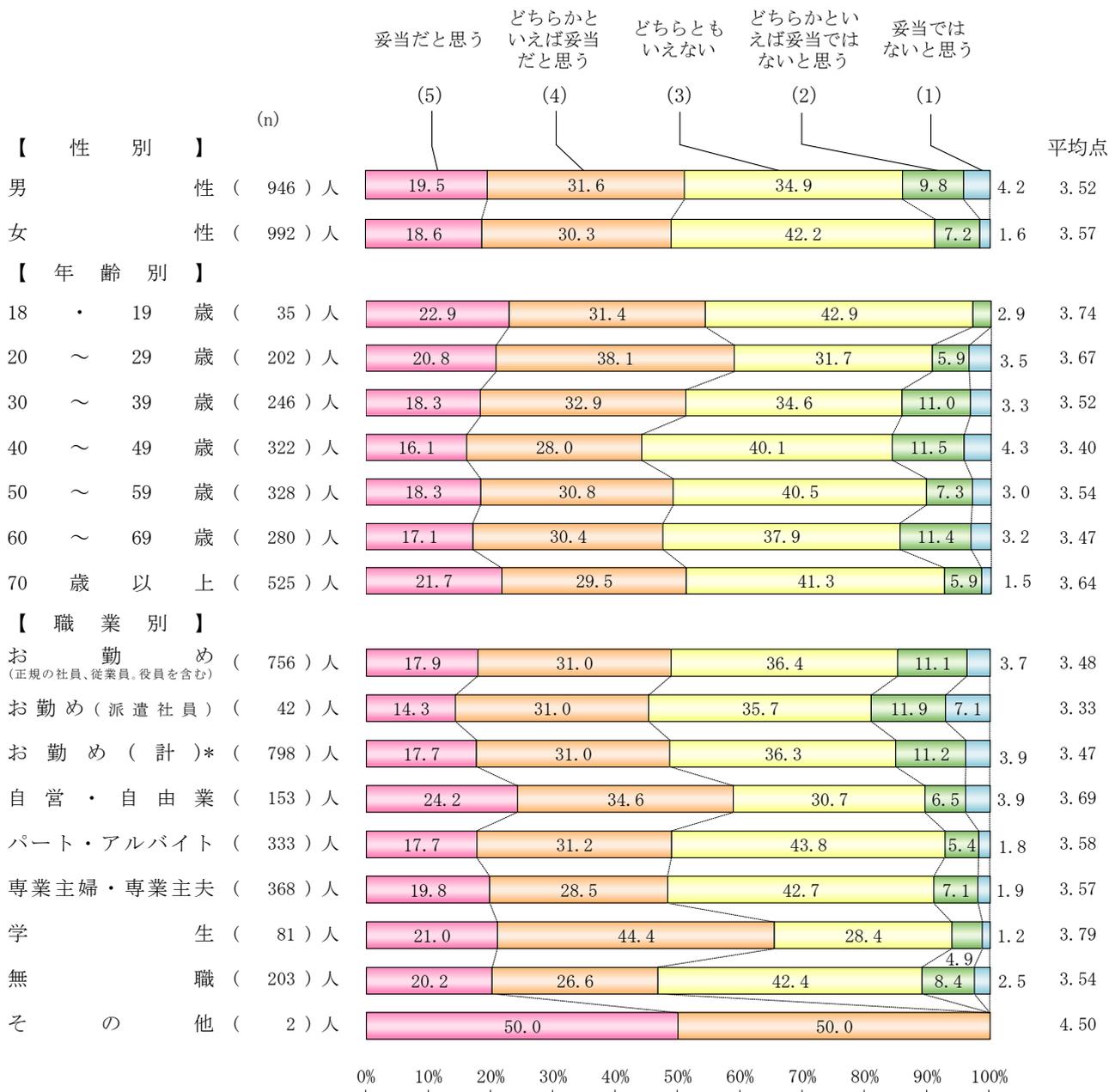


※平均点は「妥当だと思う」5点、「どちらかといえば妥当だと思う」4点、「どちらともいえない」3点、「どちらかといえば妥当ではないと思う」2点、「妥当ではないと思う」1点でウエイト処理したものである。

裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は50.0%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は11.4%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1%＝平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値

(注) 裁判員裁判 57.6%＝令和2年5月1日から令和5年9月30日までの判決宣告分の数値



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』(「妥当だと思う」+「どちらかといえば妥当だと思う」)と答えた割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代が最も高くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

9-2 裁判員裁判の傾向について(量刑傾向の変化)

【資料1-2】裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

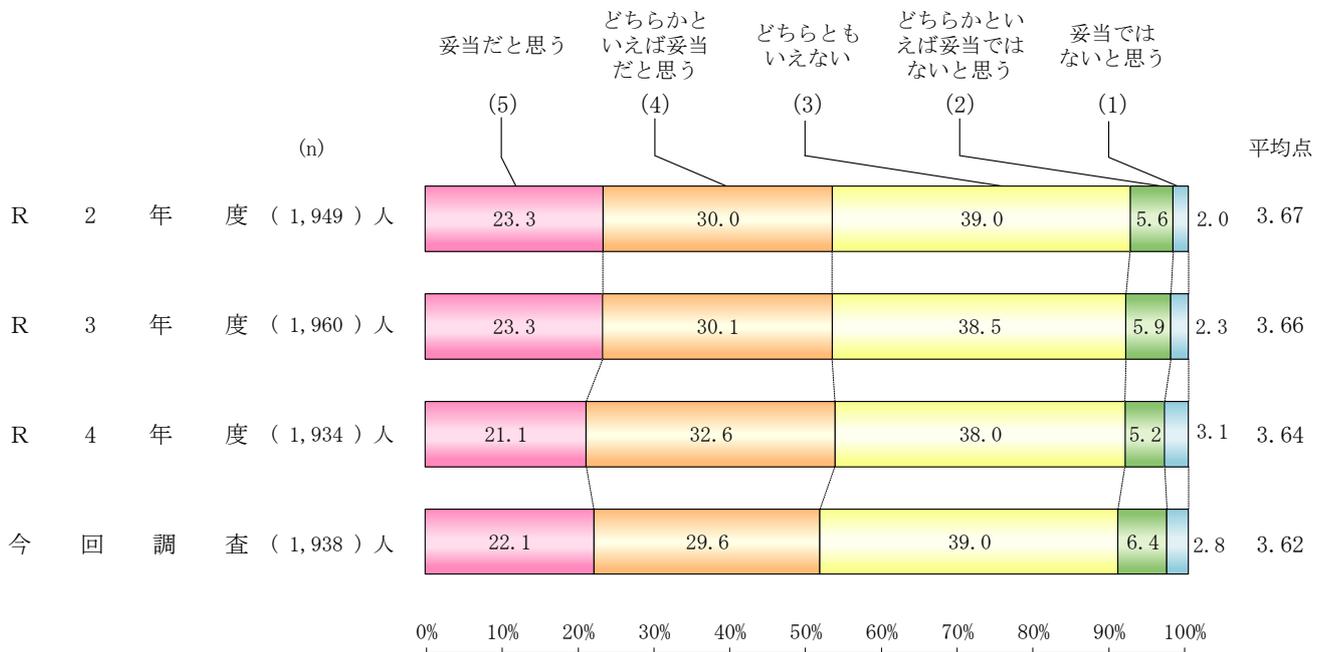
実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、強盗致傷、不同意性交等致死傷（強制性交等致死傷）、不同意わいせつ致死傷（強制わいせつ致死傷）

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷、現住建造物等放火既遂

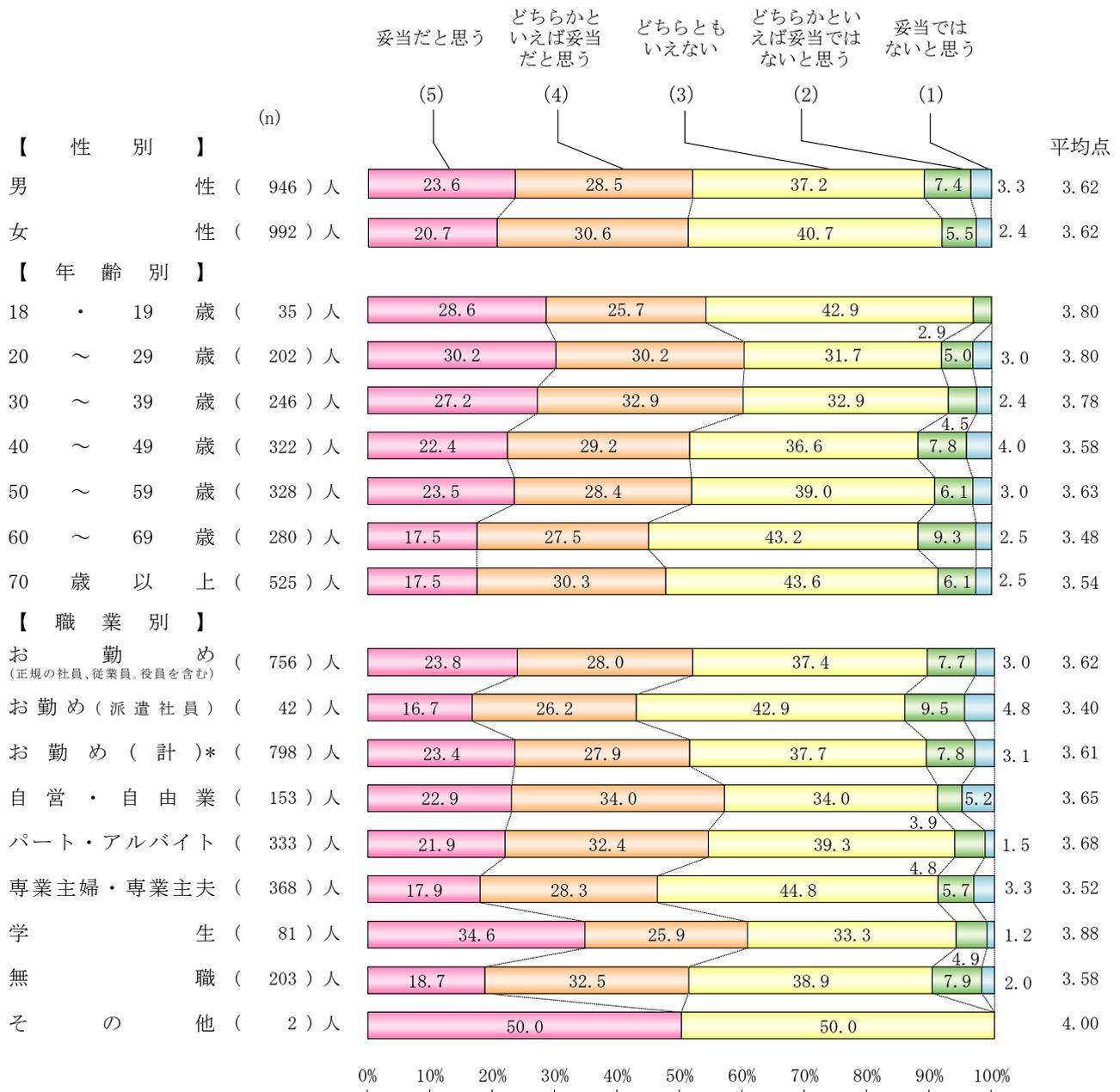
Q9（小問2） 資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。



※平均点は「妥当だと思う」5点、「どちらかといえば妥当だと思う」4点、「どちらともいえない」3点、「どちらかといえば妥当ではないと思う」2点、「妥当ではないと思う」1点でウエイト処理したものである。

裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は51.7%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は9.2%となっている。

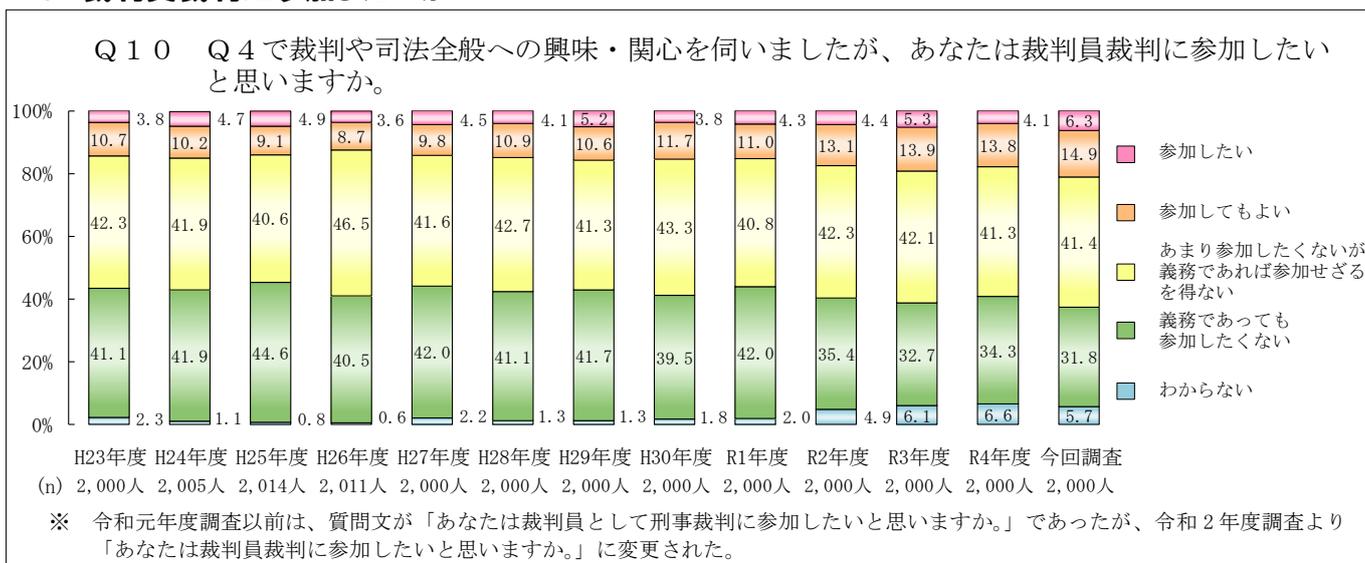
※Q9（小問2）は、令和2年度調査から新設した質問である。



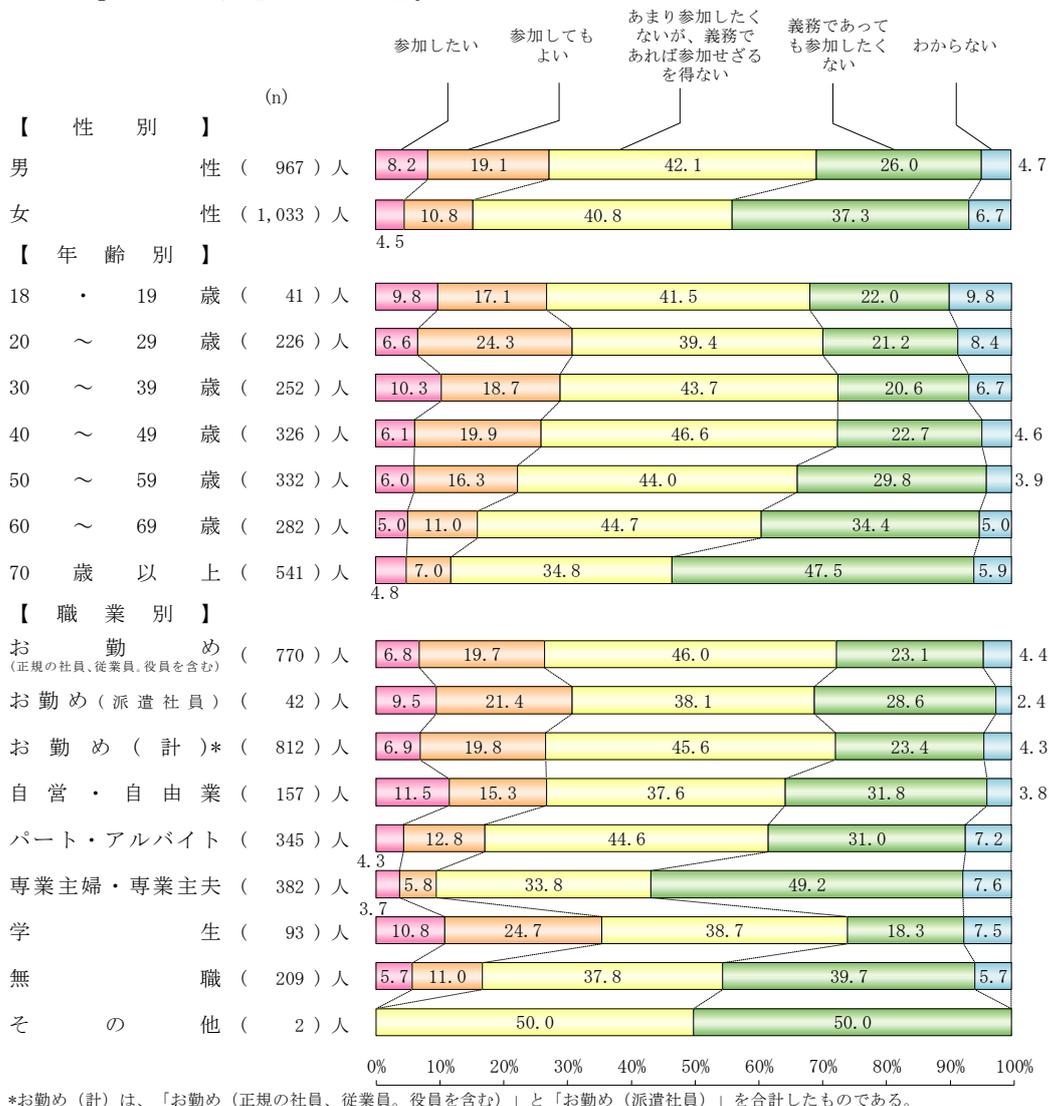
*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化していることについて『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」と答えた割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、20代と30代が高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、お勤め(派遣社員)と専業主婦・専業主夫が低くなっている。

10 裁判員裁判に参加したいか



裁判員裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が6.3%、「参加してもよい」が14.9%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が41.4%、「義務であっても参加したくない」が31.8%となっている。

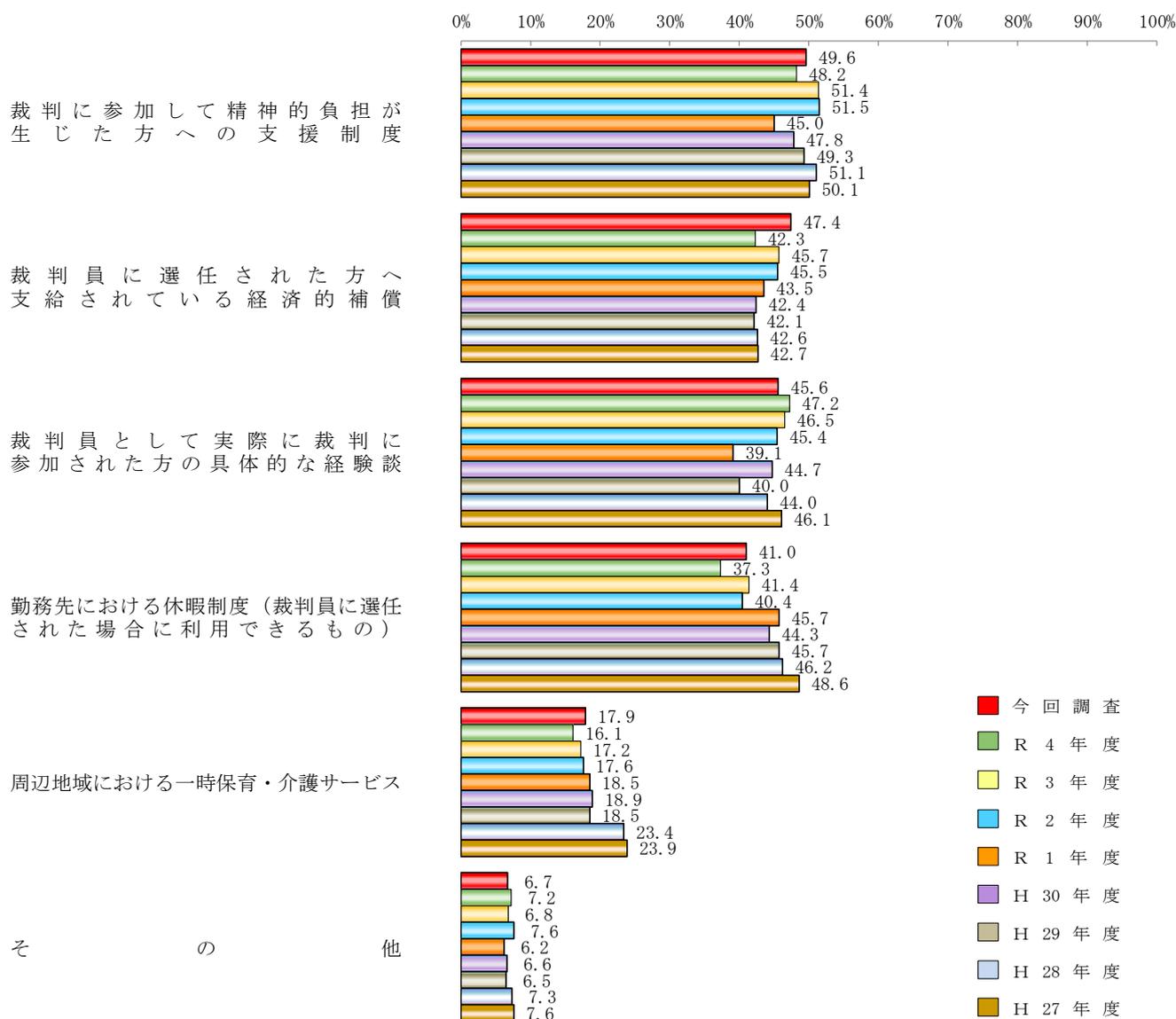


「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、20代が最も高くなっており、60代以上が低くなっている。職業別では、学生が最も高くなっている。

11 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、39.1%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.3%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(令和4年度アンケート調査結果報告書)

Q11 あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(M. A.)



(n=2,000、M.T.=208.1%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が49.6%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が47.4%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が45.6%、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」が41.0%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が17.9%などとなっている。

	該当数 (n)	生 裁 判 に 参 加 し て 支 援 制 度 が	さ 裁 判 員 に 選 任 さ れ た 方 へ 支 給	加 裁 判 員 と し て 実 際 に 裁 判 に 参	利 用 で き る も の (勤 務 先 に お け る 休 暇 制 度 に	介 周 辺 地 域 に お け る 一 時 保 育 ・ 介 護 サ ー ビ ス	そ の 他	回 答 計
TOTAL	2,000	49.6	47.4	45.6	41.0	17.9	6.7	208.1
【 性 別 】								
男 性	967	46.6	51.3	41.0	45.2	14.0	6.9	205.0
女 性	1,033	52.3	43.8	50.0	37.1	21.6	6.4	211.0
【 年 齢 別 】								
18・19歳	41	39.0	61.0	46.3	43.9	12.2	2.4	204.9
20～29歳	226	40.3	58.4	34.5	64.6	13.3	3.5	214.6
30～39歳	252	47.2	60.7	41.3	54.8	31.3	4.0	239.3
40～49歳	326	51.5	56.7	46.0	56.1	22.4	3.1	235.9
50～59歳	332	53.6	53.0	49.7	52.7	18.4	4.8	232.2
60～69歳	282	54.6	37.9	45.0	27.3	13.1	7.1	185.1
70歳以上	541	49.0	31.4	49.7	15.3	13.5	12.6	171.5
【 職 業 別 】								
お勤め(正規の社員等)*1	770	47.9	53.4	40.5	59.7	18.6	4.3	224.4
お勤め(派遣社員)	42	57.1	64.3	52.4	52.4	26.2	4.8	257.1
お勤め(計)*2	812	48.4	53.9	41.1	59.4	19.0	4.3	226.1
自営・自由業	157	44.6	56.7	49.0	33.1	14.0	10.2	207.6
パート・アルバイト	345	56.2	50.4	50.4	43.8	19.7	3.8	224.3
専業主婦・専業主夫	382	51.3	31.4	48.7	14.1	22.0	10.2	177.7
学 生	93	33.3	58.1	45.2	54.8	8.6	5.4	205.4
無 職	209	51.2	34.4	46.9	14.4	10.5	12.0	169.4
そ の 他	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	-	100.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

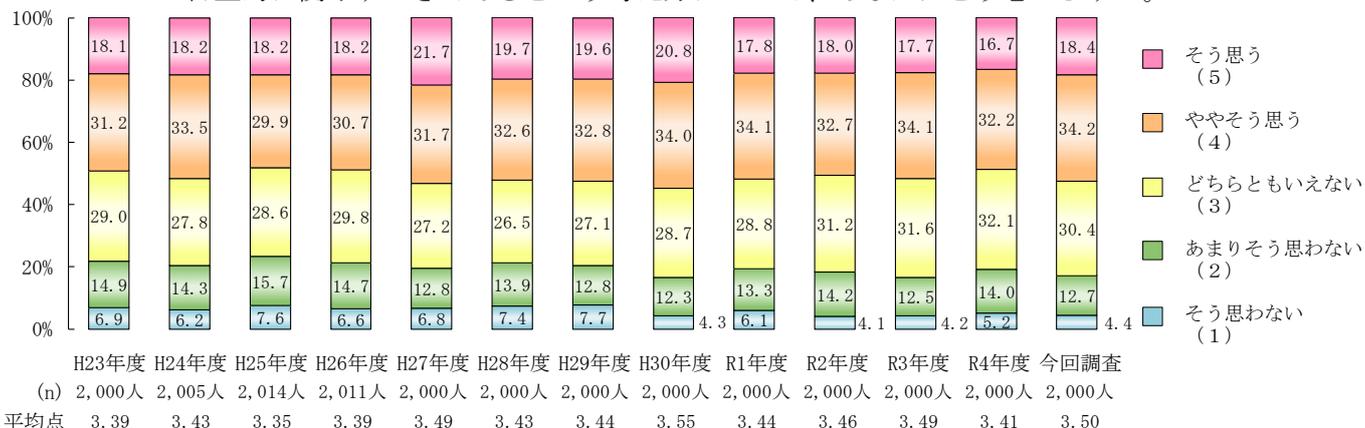
男女別では、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、20代以下が低くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、20代から50代が高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、50代以下が高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。

職業別では、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、お勤め(派遣社員)とパート・アルバイトが高くなっており、学生が最も低くなっている。「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)と学生が高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、お勤め(派遣社員)と学生と自営・自由業とお勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)が高くなっている。「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、お勤め(派遣社員)と専業主婦・専業主夫が高くなっている。

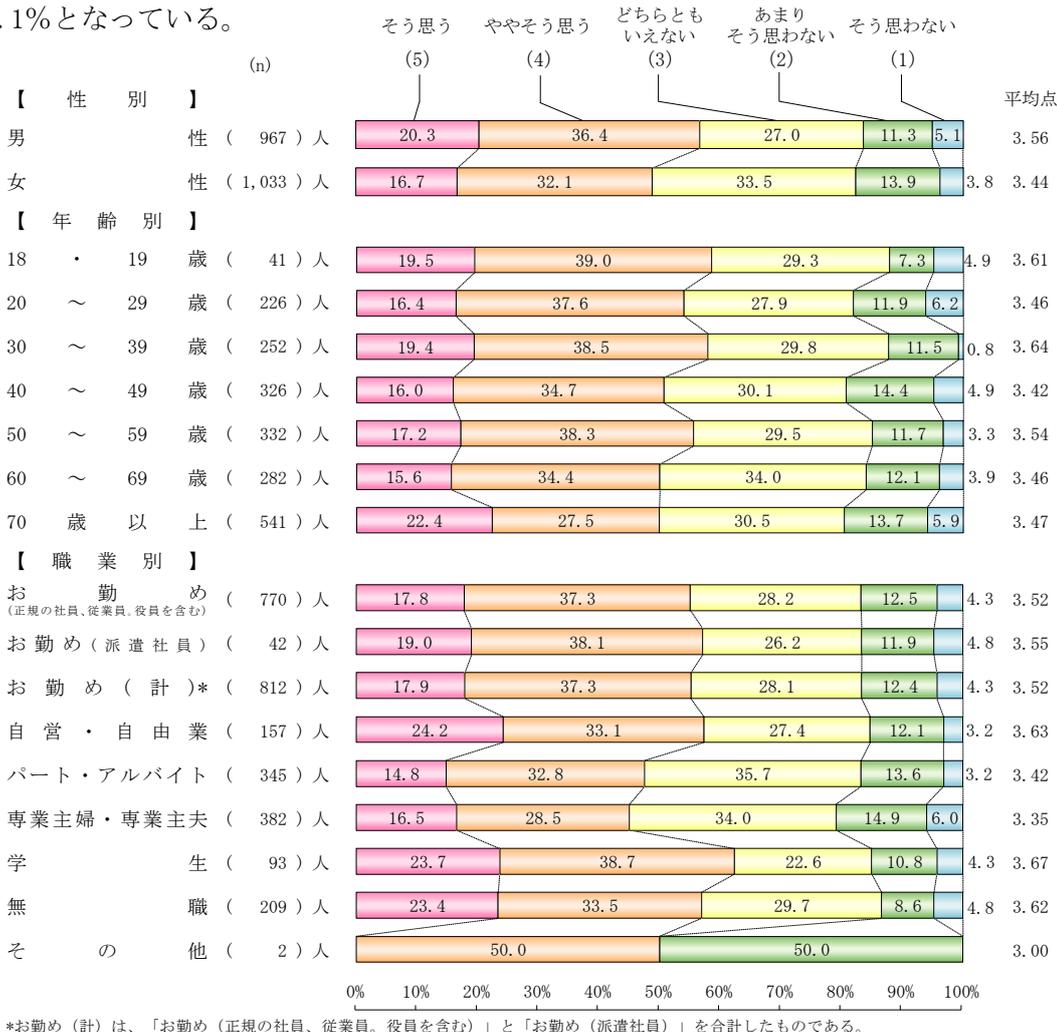
12 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。



※平均点は「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点でウェイト処理したものである。

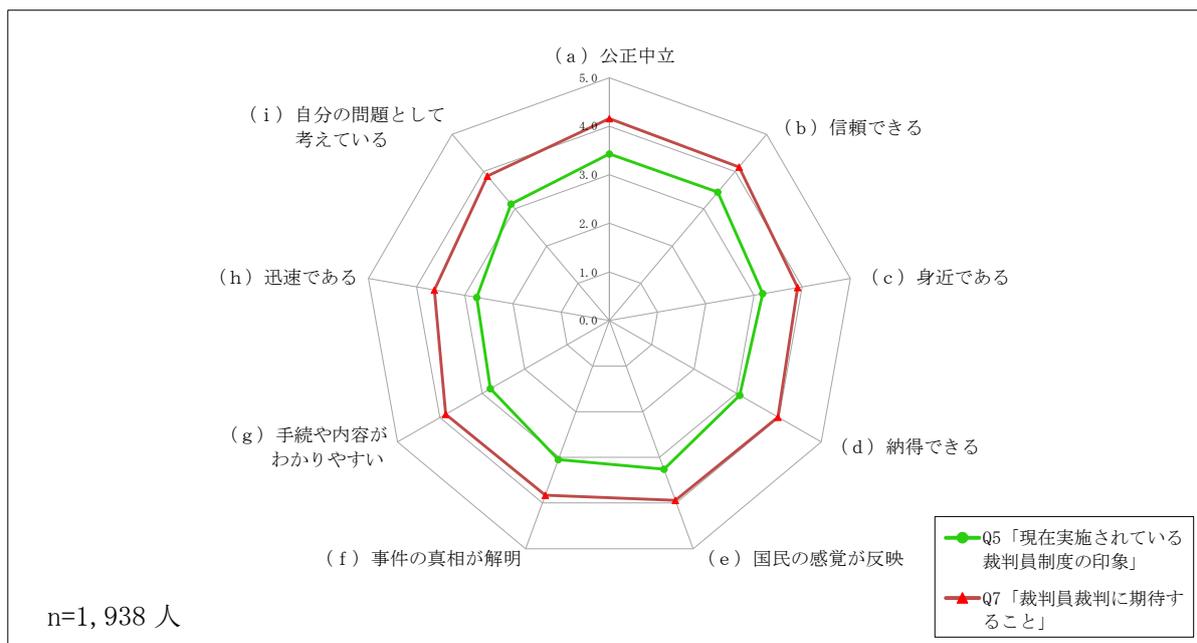
刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は52.6%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は17.1%となっている。



*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

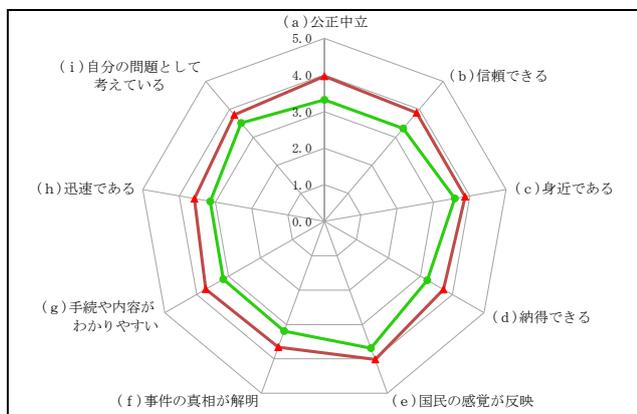
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、18・19歳が最も高くなっている。職業別では、専業主婦・専業主夫とパート・アルバイトが低くなっている。

13 現在実施の印象・実施への期待の比較

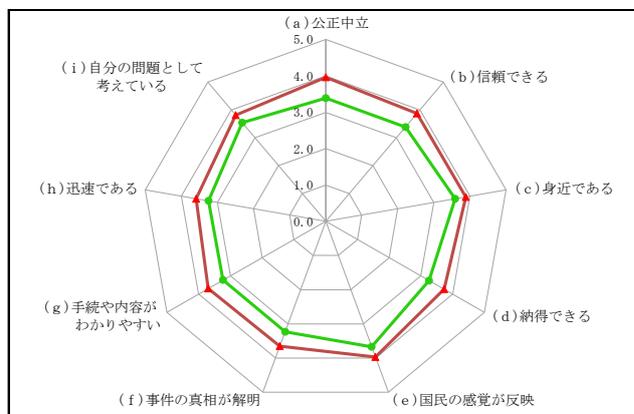


Q 5 「現在実施されている裁判員制度の印象」、Q 7 「裁判員裁判に期待すること」の各問の 9 項目の点数を比較してみると、「(a) 公正中立」、「(b) 信頼できる」は、Q 5 「現在実施されている裁判員制度の印象」と Q 7 「裁判員裁判に期待すること」のいずれも点数が他の項目より高く、評価が高い。

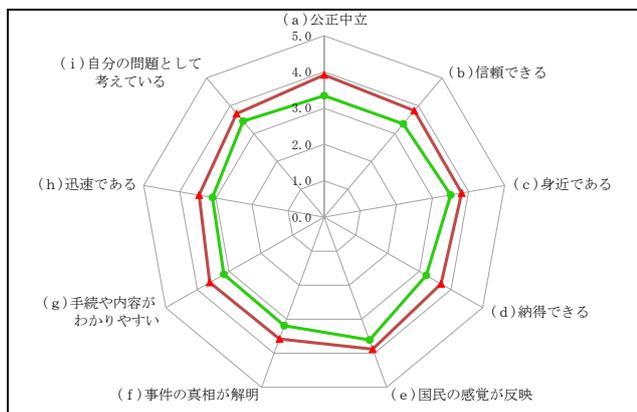
(平成 23 年度調査結果)



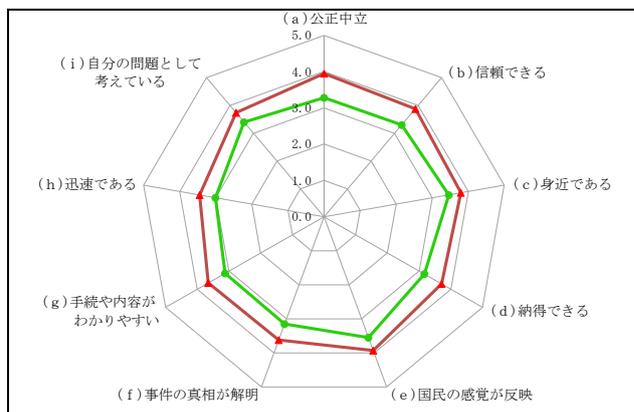
(平成 24 年度調査結果)



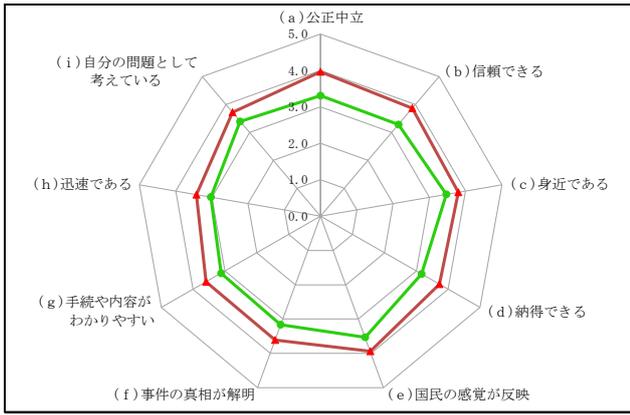
(平成 25 年度調査結果)



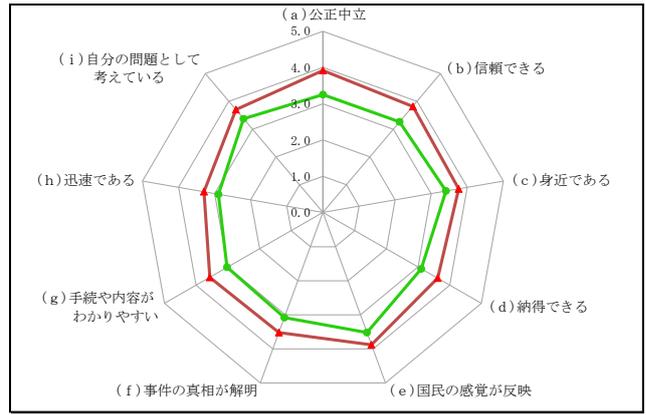
(平成 26 年度調査結果)



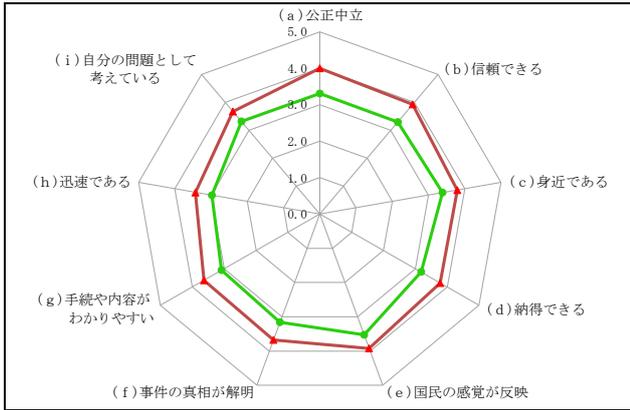
(平成27年度調査結果)



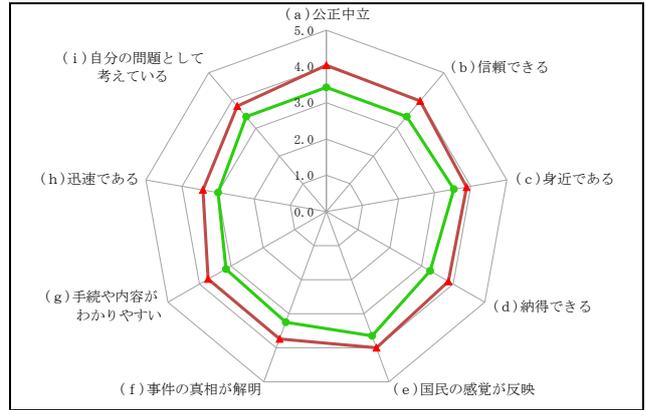
(平成28年度調査結果)



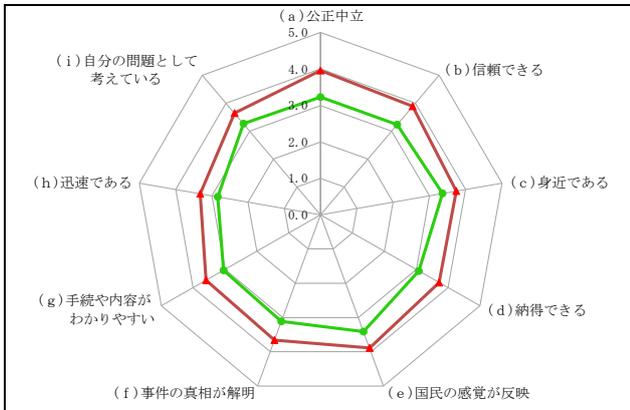
(平成29年度調査結果)



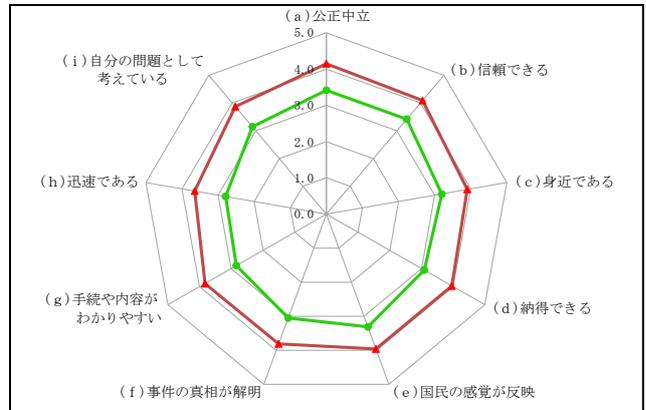
(平成30年度調査結果)



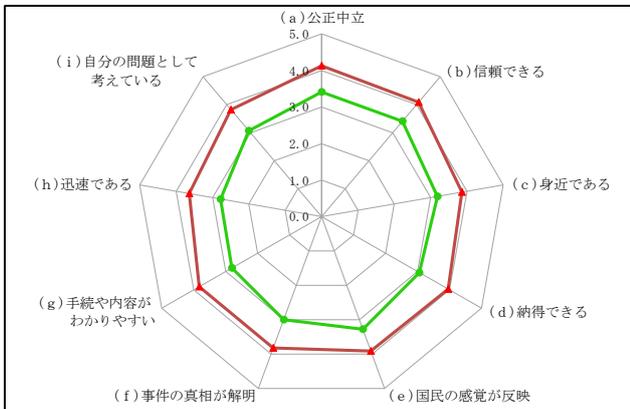
(令和元年度調査結果)



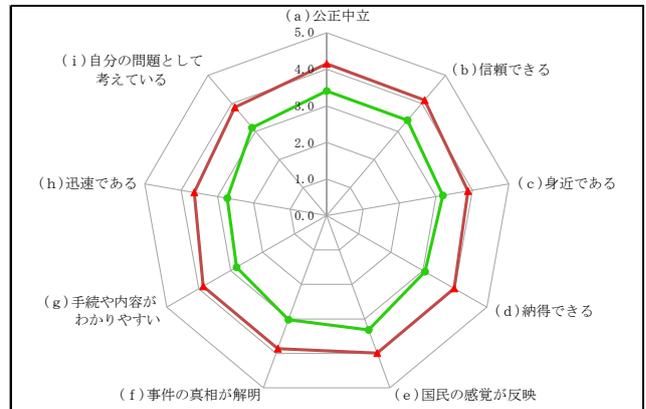
(令和2年度調査結果)



(令和3年度調査結果)



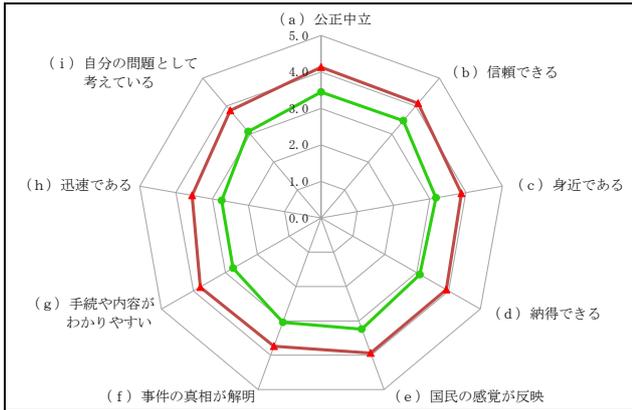
(令和4年度調査結果)



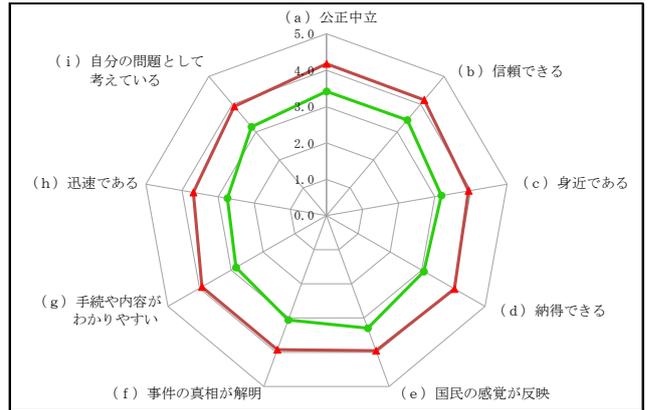
●— Q5 「現在実施されている裁判員制度の印象」 ▲— Q7 「裁判員裁判に期待すること」

【性別】（今回調査）

男性

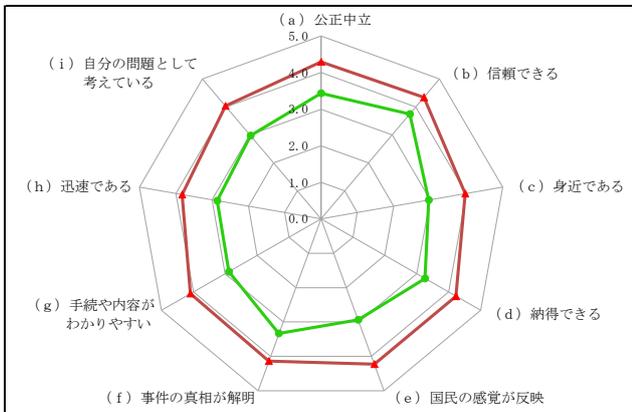


女性

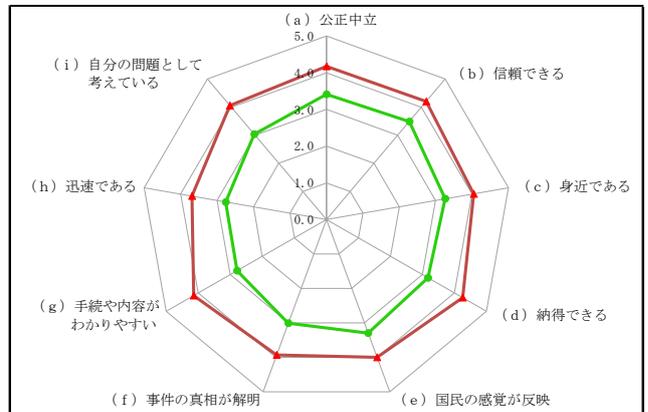


【年齢別】（今回調査）

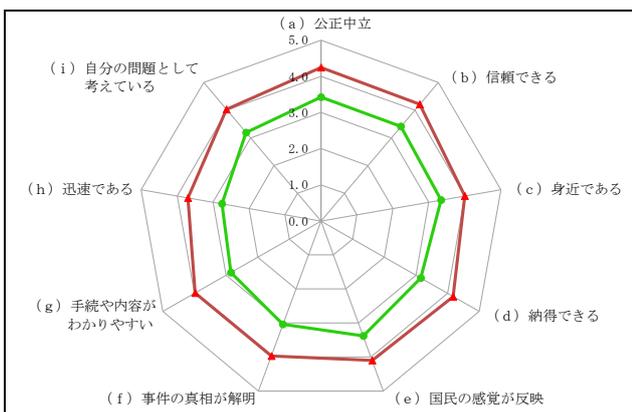
18・19歳



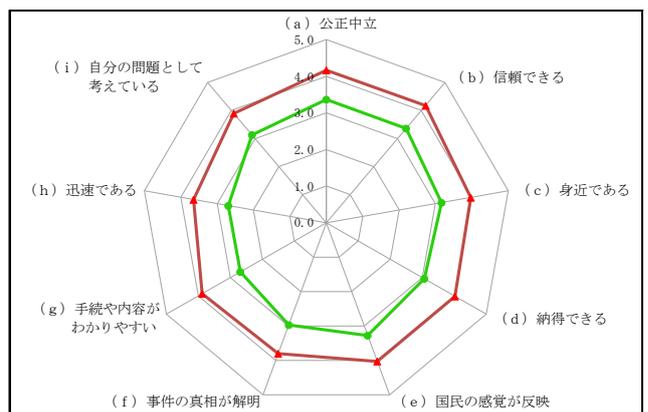
20代



30代



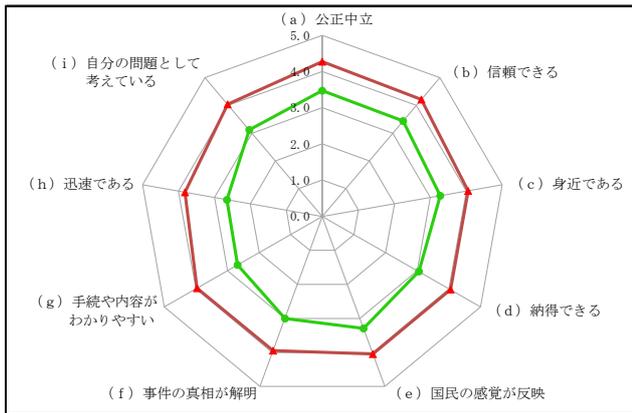
40代



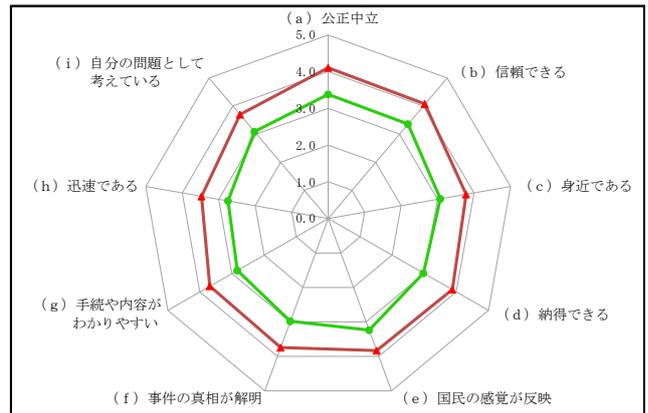
● Q5 「現在実施されている裁判員制度の印象」

▲ Q7 「裁判員裁判に期待すること」

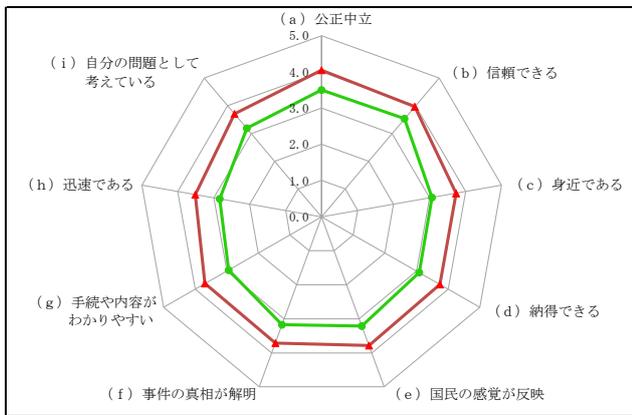
50代



60代

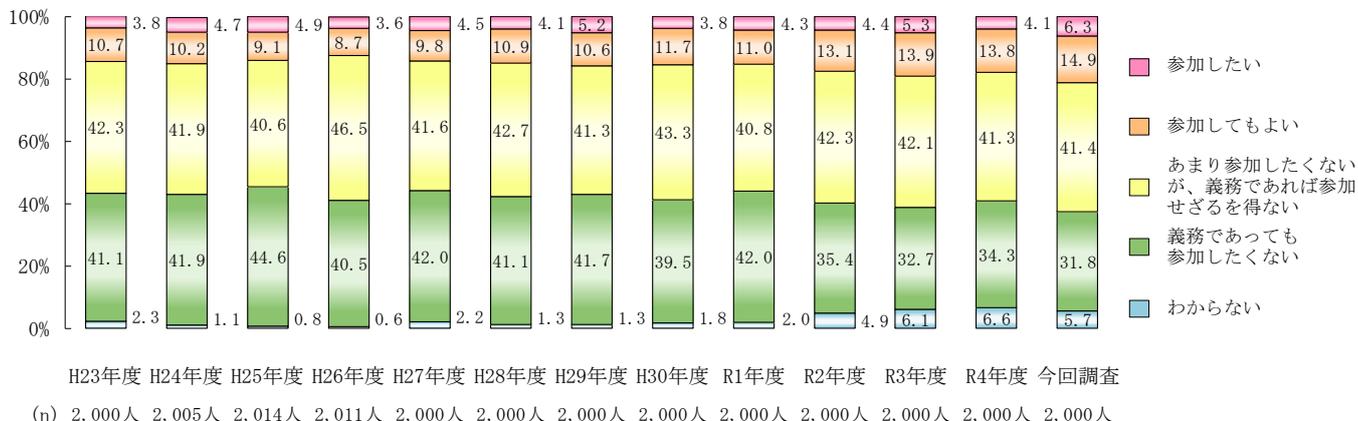


70歳以上



14 【性別】【年齢別】【職業別】の経年変化(Q10)

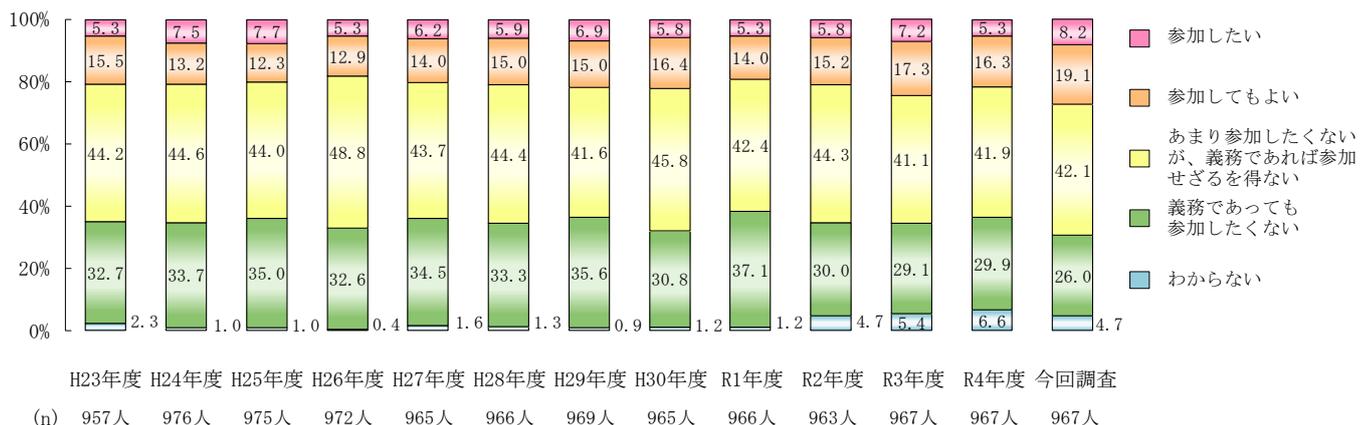
Q10 Q4で裁判や司法全般への興味・関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いませんか。



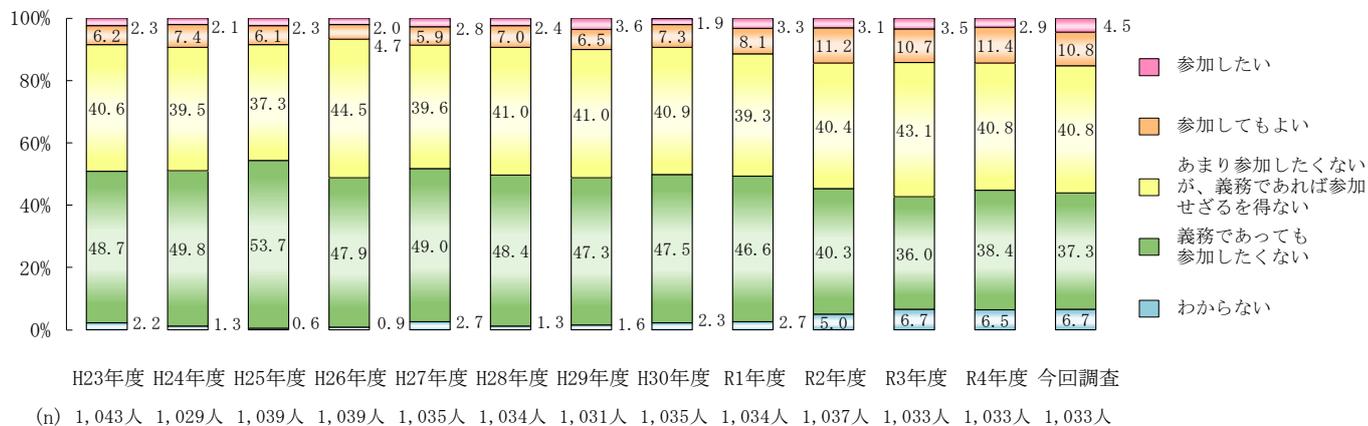
※ 令和元年度調査以前は、質問文が「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。」であったが、令和2年度調査より「あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。」に変更された。

【性別】

男性

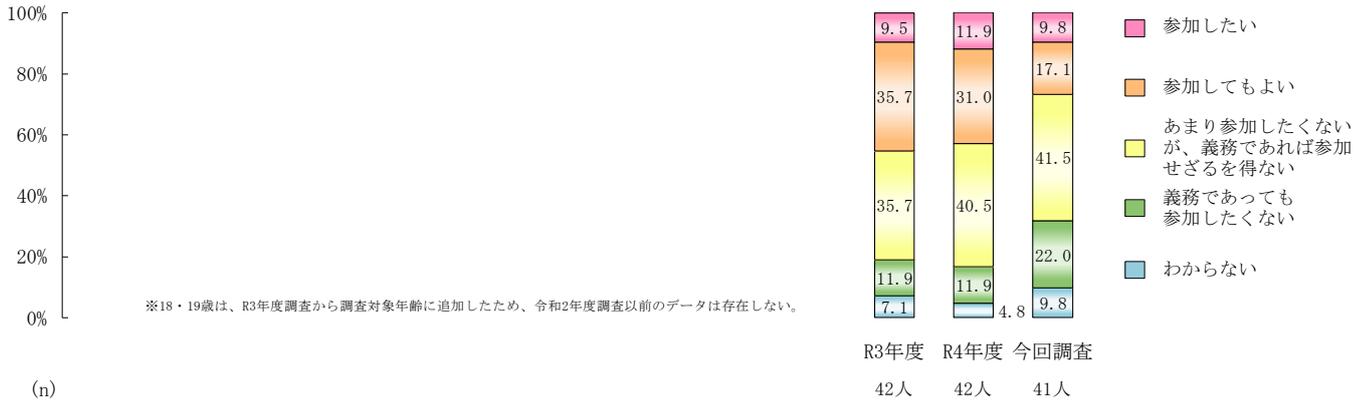


女性

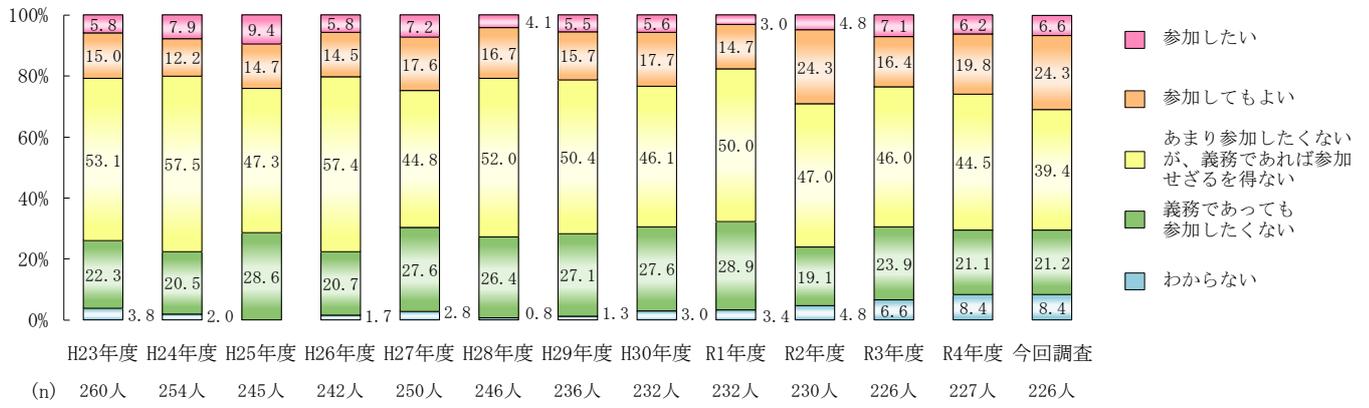


【年齢別】

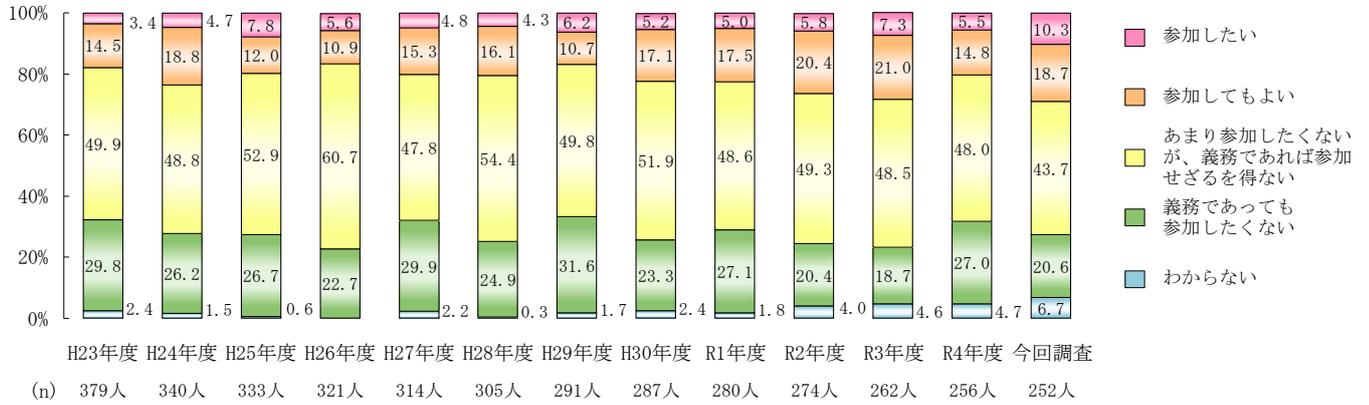
18・19歳



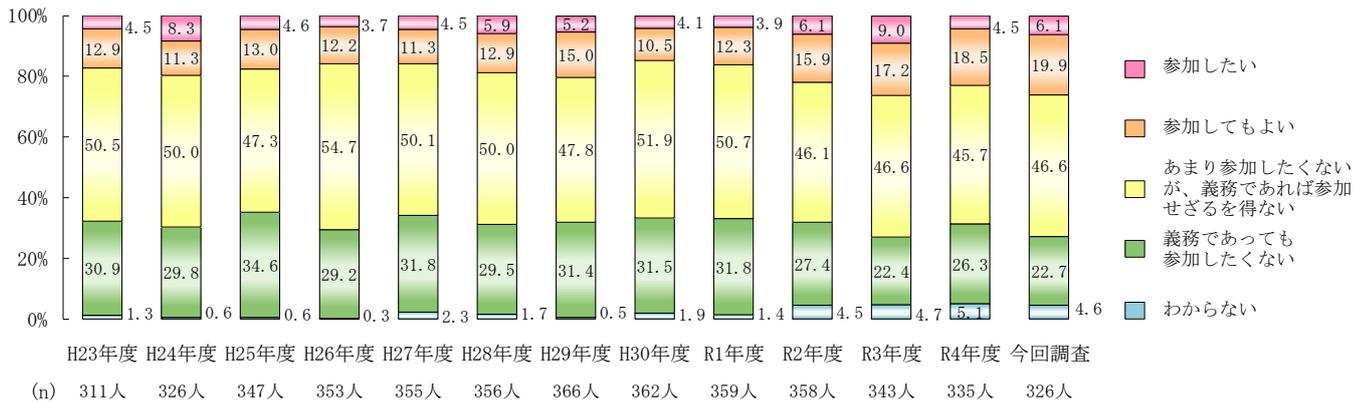
20～29歳

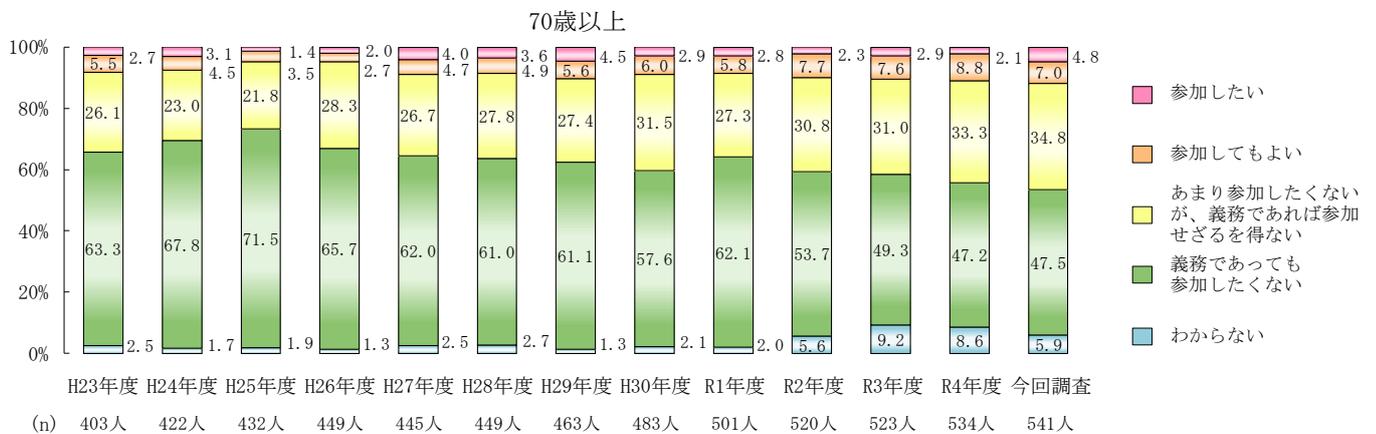
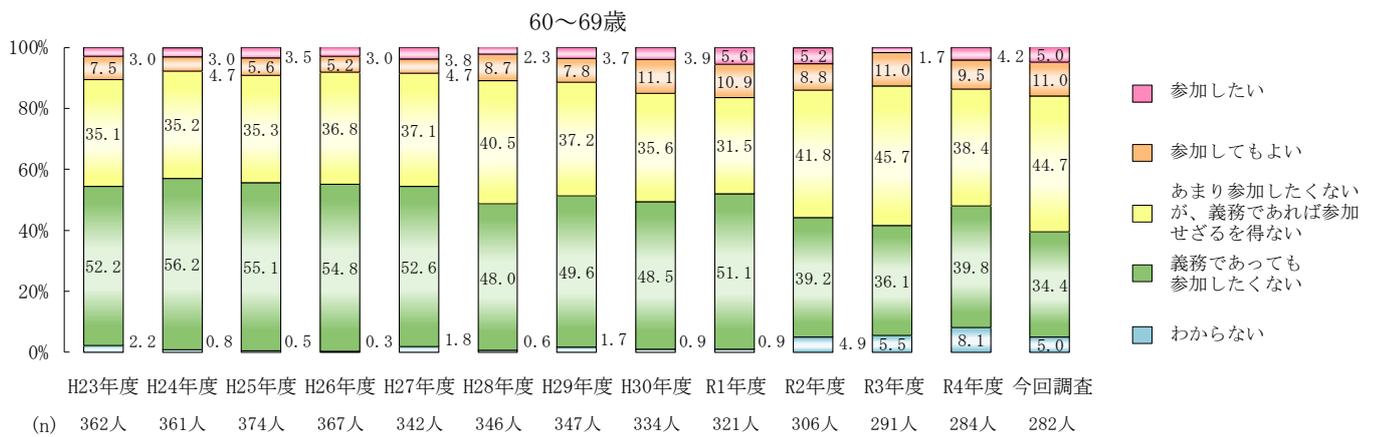
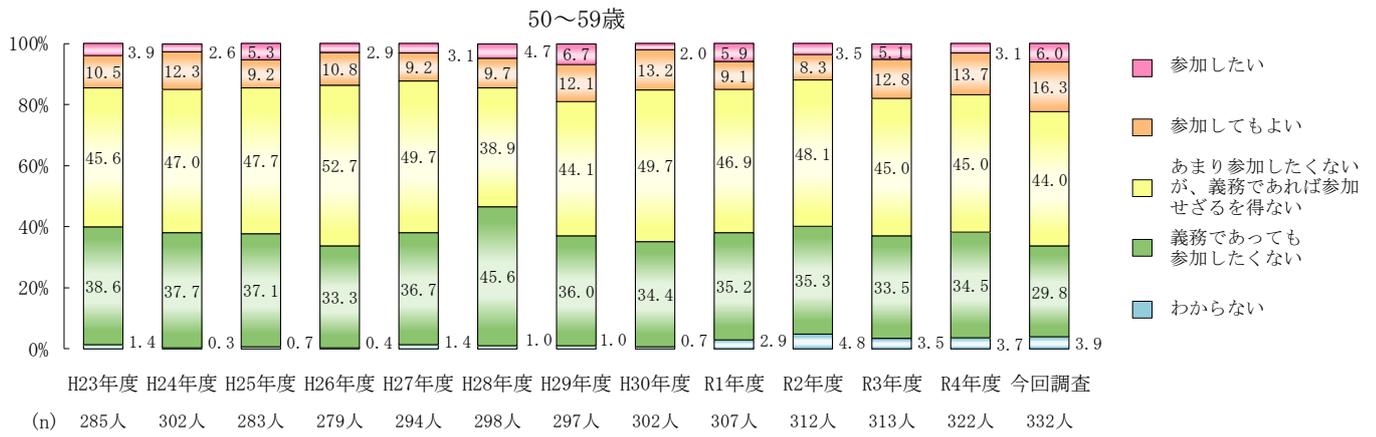


30～39歳



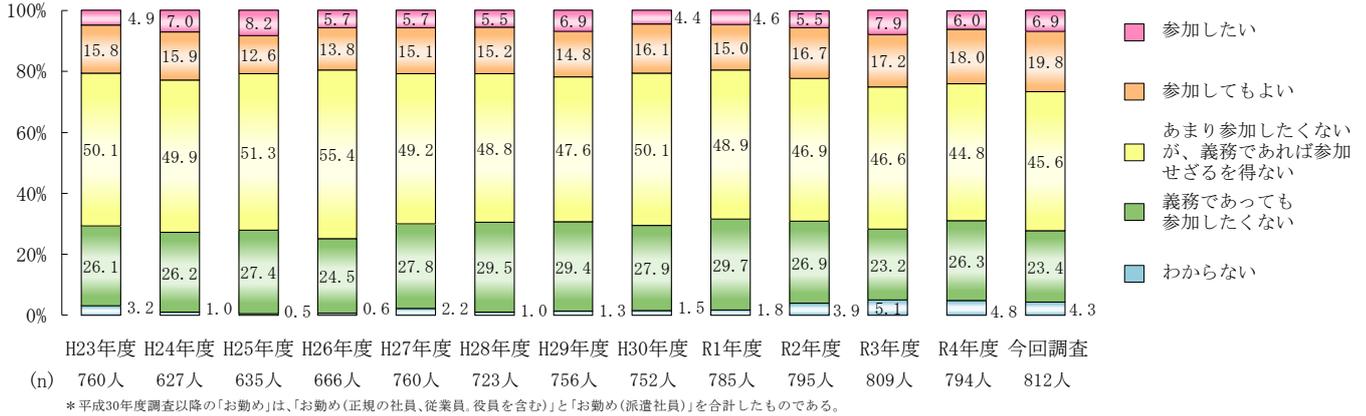
40～49歳



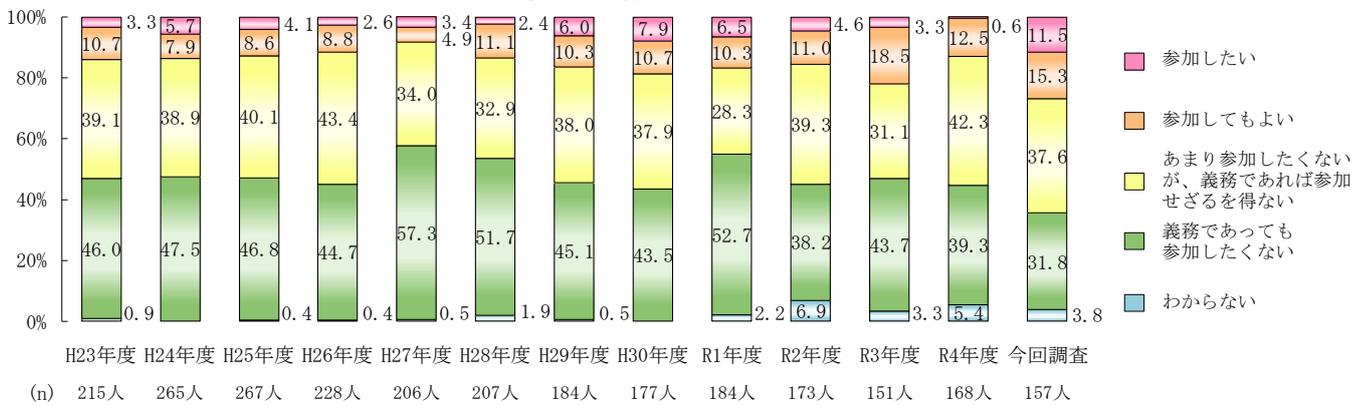


【職業別】

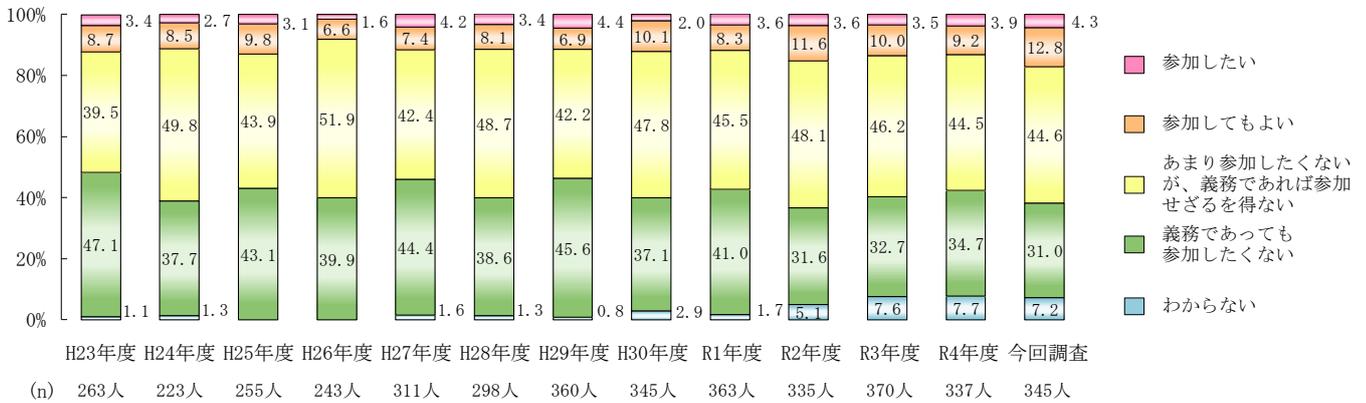
お勤め



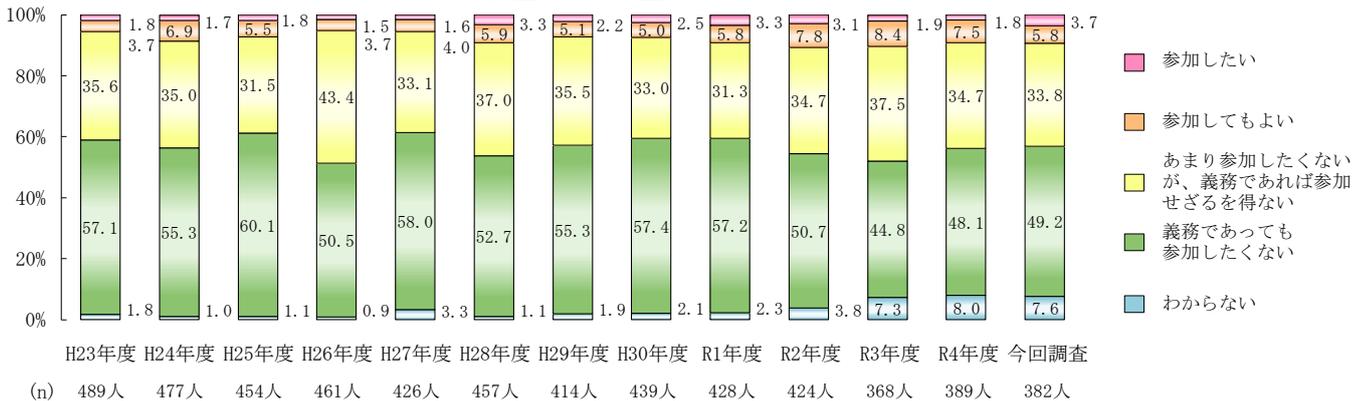
自営・自由業



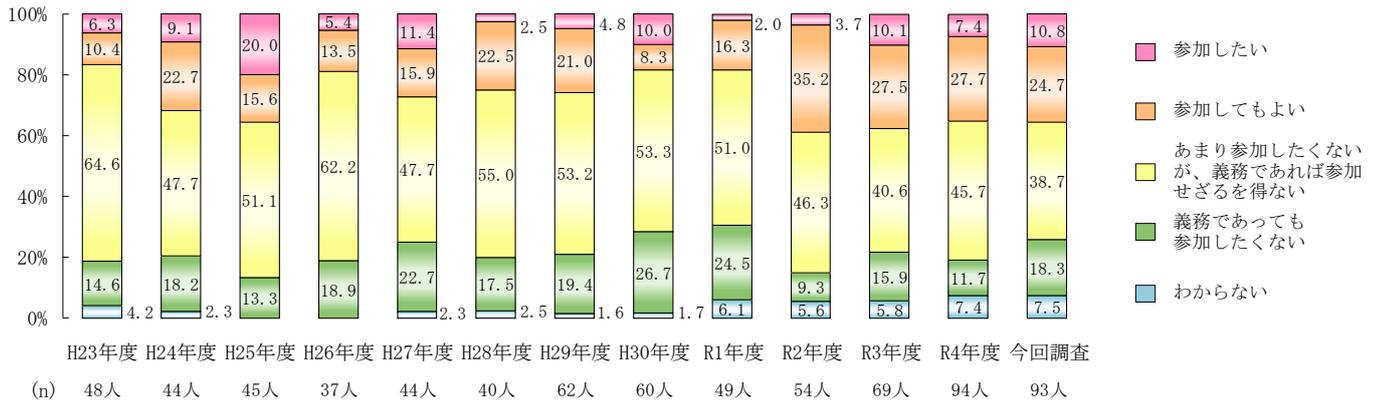
パート・アルバイト



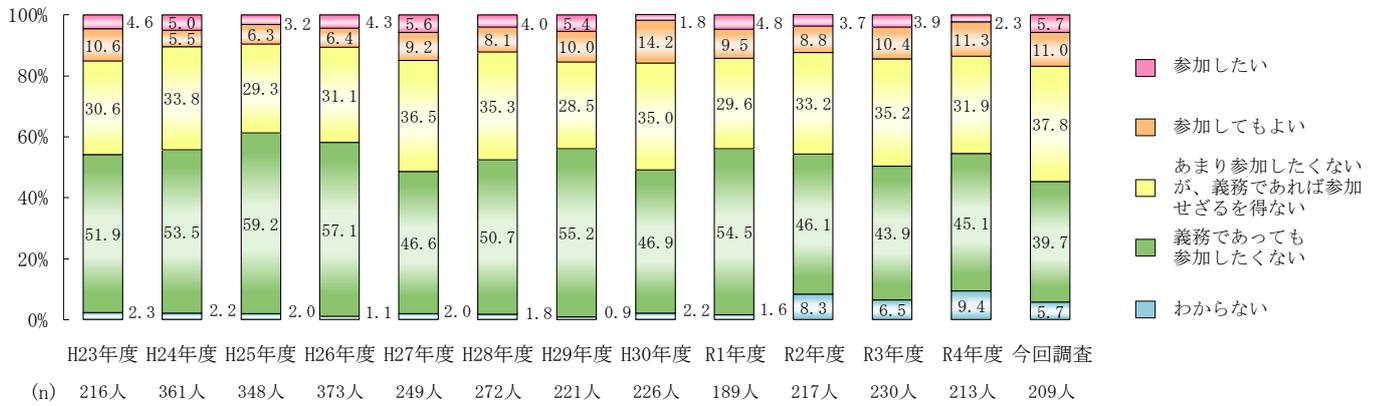
専業主婦・専業主夫



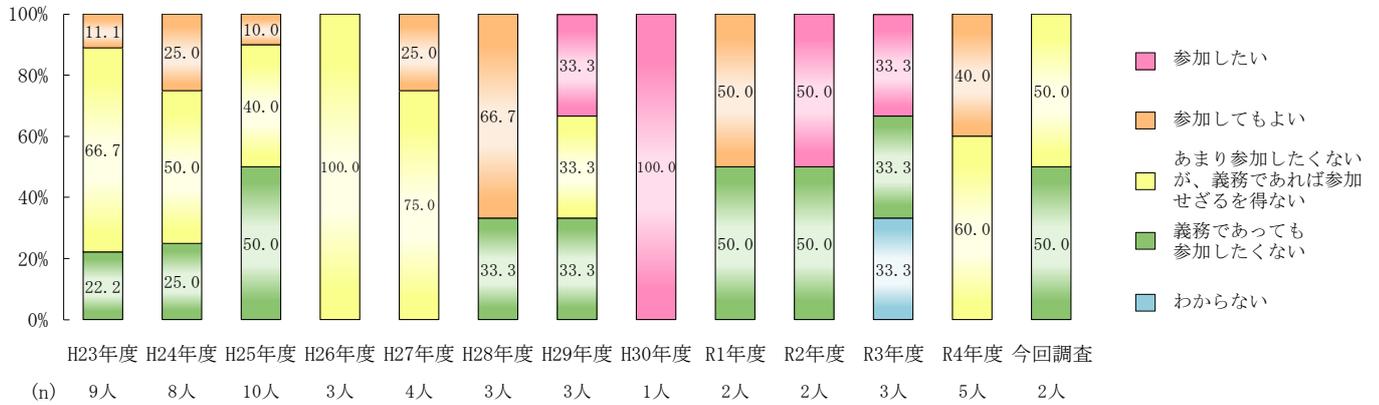
学生



無職



その他



15 集計結果表(Q1、Q2、Q3)

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。

※項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a) 裁判員制度が実施されている			(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である			(c) 選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
H 23 年 度	2,000	99.1	1.0	2,000	98.2	1.8	2,000	96.1	3.9
H 24 年 度	2,005	98.5	1.5	2,005	97.0	3.0	2,005	94.5	5.5
H 25 年 度	2,014	98.8	1.2	2,014	96.5	3.5	2,014	93.2	6.8
H 26 年 度	2,011	98.1	1.9	2,011	95.7	4.3	2,011	91.5	8.5
H 27 年 度	2,000	97.8	2.2	2,000	96.8	3.3	2,000	92.2	7.9
H 28 年 度	2,000	98.3	1.8	2,000	97.2	2.9	2,000	93.4	6.7
H 29 年 度	2,000	97.9	2.1	2,000	94.6	5.4	2,000	90.6	9.5
H 30 年 度	2,000	98.3	1.7	2,000	95.9	4.2	2,000	93.5	6.6
R 1 年 度	2,000	98.6	1.5	2,000	95.6	4.5	2,000	92.0	8.1
R 2 年 度	2,000	97.0	3.0	2,000	93.5	6.5	2,000	89.8	10.2
R 3 年 度	2,000	97.0	3.1	2,000	94.5	5.6	2,000	90.8	9.2
R 4 年 度	2,000	96.2	3.9	2,000	92.7	7.3	2,000	89.0	11.0
今 回 調 査	2,000	96.1	3.9	2,000	92.9	7.2	2,000	89.4	10.7

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(今回調査)		
【性別】					
男	性		967	97.5	2.5
女	性		1,033	94.8	5.2
【年齢別】					
18・19歳			41	82.9	17.1
20～29歳			226	86.3	13.7
30～39歳			252	96.8	3.2
40～49歳			326	98.8	1.2
50～59歳			332	98.2	1.8
60～69歳			282	99.3	0.7
70歳以上			541	96.3	3.7
【職業別】					
お勤め(正規の社員等)*1			770	97.5	2.5
お勤め(派遣社員)			42	100.0	0.0
お勤め(計)*2			812	97.7	2.3
自営・自由業			157	97.5	2.5
パート・アルバイト			345	95.4	4.6
専業主婦・専業主夫			382	95.3	4.7
学生			93	83.9	16.1
無職			209	97.1	2.9
その他			2	100.0	-

	967	93.7	6.3
	1,033	92.1	7.9
	41	73.2	26.8
	226	83.6	16.4
	252	91.7	8.3
	326	94.2	5.8
	332	96.7	3.3
	282	97.2	2.8
	541	93.3	6.7
	770	93.9	6.1
	42	95.2	4.8
	812	94.0	6.0
	157	94.9	5.1
	345	91.0	9.0
	382	93.2	6.8
	93	79.6	20.4
	209	95.2	4.8
	2	100.0	-

	967	89.8	10.2
	1,033	89.0	11.0
	41	68.3	31.7
	226	74.3	25.7
	252	89.3	10.7
	326	91.7	8.3
	332	92.8	7.2
	282	94.0	6.0
	541	91.3	8.7
	770	90.8	9.2
	42	90.5	9.5
	812	90.8	9.2
	157	93.6	6.4
	345	86.1	13.9
	382	89.8	10.2
	93	74.2	25.8
	209	91.9	8.1
	2	100.0	-

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

※(c)の質問項目は、平成28年度調査から令和3年度調査までは「20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある」。

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。

これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

全体

	(a) 裁判員になるために特に法律の知識は 必要ない			(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっ ている			(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとるこ とは法律で認められており、仕事を休ん だことを理由に、解雇などの不利益な 扱いをすることは、法律で禁止されて いる		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
R 2 年 度	1,949	70.5	29.5	1,949	13.6	86.4	1,949	69.2	30.8
R 3 年 度	1,960	71.7	28.3	1,960	11.3	88.7	1,960	69.9	30.1
R 4 年 度	1,934	69.3	30.7	1,934	12.9	87.1	1,934	68.5	31.5
今 回 調 査	1,938	70.0	30.0	1,938	13.5	86.5	1,938	71.3	28.7

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
【性別】											
男 性			946	72.5	27.5	946	13.0	87.0	946	76.2	23.8
女 性			992	67.5	32.5	992	13.9	86.1	992	66.5	33.5
【年齢別】											
18・19歳			35	57.1	42.9	35	8.6	91.4	35	54.3	45.7
20～29歳			202	62.4	37.6	202	12.4	87.6	202	56.9	43.1
30～39歳			246	71.5	28.5	246	15.0	85.0	246	73.2	26.8
40～49歳			322	69.9	30.1	322	10.9	89.1	322	76.7	23.3
50～59歳			328	76.2	23.8	328	12.8	87.2	328	75.3	24.7
60～69歳			280	70.0	30.0	280	14.6	85.4	280	76.1	23.9
70歳以上			525	69.1	30.9	525	14.9	85.1	525	68.6	31.4
【職業別】											
お勤め(正規の社員等)*1			756	71.4	28.6	756	13.6	86.4	756	75.0	25.0
お勤め(派遣社員)			42	69.0	31.0	42	19.0	81.0	42	66.7	33.3
お勤め(計)*2			798	71.3	28.7	798	13.9	86.1	798	74.6	25.4
自営・自由業			153	75.8	24.2	153	16.3	83.7	153	77.1	22.9
パート・アルバイト			333	68.5	31.5	333	11.4	88.6	333	66.7	33.3
専業主婦・専業主夫			368	67.1	32.9	368	12.8	87.2	368	65.5	34.5
学生			81	60.5	39.5	81	13.6	86.4	81	60.5	39.5
無職			203	71.4	28.6	203	14.3	85.7	203	76.8	23.2
その他			2	100.0	-	2	-	100.0	2	-	100.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

全体

	(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に 来る方には、日当や交通費が支払われ 、必要に応じて宿泊費も支払われる			(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判 員を務めた感想は話しても問題ない			(f) 裁判員経験者の多く(約96%)が やってみてよかったとの感想を持つて いる		
	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
R 2 年 度	1,949	45.5	54.5	1,949	19.5	80.5	1,949	7.1	92.9
R 3 年 度	1,960	44.1	55.9	1,960	20.2	79.8	1,960	7.6	92.4
R 4 年 度	1,934	41.1	58.9	1,934	20.0	80.0	1,934	8.0	92.0
今 回 調 査	1,938	43.0	57.0	1,938	18.9	81.1	1,938	9.0	91.0

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない	(n)	知っている	知らない
【性別】											
男 性			946	50.1	49.9	946	20.9	79.1	946	9.2	90.8
女 性			992	36.2	63.8	992	16.9	83.1	992	8.9	91.1
【年齢別】											
18・19歳			35	28.6	71.4	35	2.9	97.1	35	2.9	97.1
20～29歳			202	28.2	71.8	202	17.3	82.7	202	7.9	92.1
30～39歳			246	35.8	64.2	246	13.4	86.6	246	6.1	93.9
40～49歳			322	41.6	58.4	322	16.5	83.5	322	5.9	94.1
50～59歳			328	46.6	53.4	328	20.7	79.3	328	7.0	93.0
60～69歳			280	49.3	50.7	280	14.6	85.4	280	9.6	90.4
70歳以上			525	48.2	51.8	525	25.7	74.3	525	14.1	85.9
【職業別】											
お勤め(正規の社員等)*1			756	41.8	58.2	756	18.1	81.9	756	5.7	94.3
お勤め(派遣社員)			42	35.7	64.3	42	16.7	83.3	42	14.3	85.7
お勤め(計)*2			798	41.5	58.5	798	18.0	82.0	798	6.1	93.9
自営・自由業			153	52.9	47.1	153	21.6	78.4	153	11.1	88.9
パート・アルバイト			333	38.4	61.6	333	14.7	85.3	333	10.5	89.5
専業主婦・専業主夫			368	40.5	59.5	368	19.3	80.7	368	10.9	89.1
学生			81	28.4	71.6	81	16.0	84.0	81	4.9	95.1
無職			203	59.6	40.4	203	27.6	72.4	203	14.8	85.2
その他			2	-	100.0	2	-	100.0	2	-	100.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。

当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

全体

	(n)	新聞報道	雑誌・書籍等 ※1	(雑誌) ※2	(書籍等) ※2	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など) ※1, ※6	各種パンフレット	家族・友人・知人等の話	学校教育(法教育) ※1	勤務先での話 ※3	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)	その他	わからない	回答計
H 23 年 度	1,988	73.3		8.1	3.2	95.3	14.2	13.1		5.9	17.6		8.8	2.2	1.2	0.1	243.0
H 24 年 度	1,986	67.2		6.9	3.2	95.1	12.0	12.6		4.6	15.1		6.4	1.8	1.5	0.2	226.6
H 25 年 度	1,999	68.4		7.5	3.9	94.6	12.7	14.0		3.8	14.4		6.8	1.1	1.2	0.1	228.3
H 26 年 度	1,984	66.1		7.0	3.6	95.8	12.0	16.0		4.1	13.4		6.4	1.3	1.4	0.2	227.2
H 27 年 度	1,964	64.1		7.2	2.8	95.3	12.9	16.6		3.7	16.6		7.2	1.1	0.6	0.1	228.2
H 28 年 度	1,976	62.0		8.6	3.7	94.1	12.4	18.1		3.8	14.3		7.5	1.2	1.8	0.1	227.7
H 29 年 度	1,965	57.6		6.3	3.4	93.7	8.6	15.4		4.1	16.1		7.0	1.0	1.5	0.3	215.0
H 30 年 度	1,974	56.8		3.9	2.6	93.0	9.2	15.2		3.0	15.7		6.3	1.1	1.7	0.2	208.6
R 1 年 度	1,944	52.6		4.8	2.8	92.5	7.4	16.8		2.7	13.1		5.4	0.9	1.9	-	201.0
R 2 年 度	1,979	51.4	9.5			83.6	7.5	17.3	2.1	3.4	15.1	6.0	7.7	3.3	0.8	3.2	211.0
R 3 年 度	1,960	50.3	9.5			79.0	8.3	18.2	3.3	2.6	15.5	6.5	7.4	2.7	1.9	3.6	208.9
R 4 年 度	1,934	45.2	8.2			79.7	6.0	17.2	3.2	1.9	13.9	7.7	7.1	2.3	1.5	4.4	198.3
今 回 調 査	1,938	44.8	8.0			79.0	6.0	21.3	5.4	2.0	15.9	7.0	7.2	3.4	1.9	3.4	205.4

【性別】 【年齢別】 【職業別】 (今回調査)

【性別】	【年齢別】	【職業別】	(今回調査)														
【性別】																	
男 性	946	50.4	8.8			76.6	8.0	26.5	5.9	1.8	14.2	8.0	10.8	3.6	1.2	2.5	218.4
女 性	992	39.4	7.4			81.3	4.0	16.3	4.9	2.2	17.6	6.0	3.8	3.1	2.6	4.1	192.9
【年齢別】																	
18・19歳	35	11.4	-			25.7	-	17.1	8.6	-	17.1	68.6	-	-	8.6	5.7	162.9
20～29歳	202	14.9	5.4			50.5	2.5	27.7	14.9	1.0	19.3	36.1	2.5	0.5	2.5	9.4	187.1
30～39歳	246	22.8	7.3			76.8	3.3	33.7	13.8	0.4	13.8	8.5	7.7	2.0	2.0	4.5	196.7
40～49歳	322	36.0	7.5			80.4	3.4	33.5	4.7	2.2	16.1	2.2	10.6	2.2	2.5	2.8	204.0
50～59歳	328	46.3	7.6			86.3	8.5	23.5	3.7	0.9	17.7	1.2	11.0	3.7	1.2	1.8	213.4
60～69歳	280	54.3	7.1			82.9	8.6	15.0	1.1	1.4	11.8	1.1	8.9	2.5	1.8	2.9	199.3
70歳以上	525	68.2	11.0			87.0	7.6	7.8	1.5	4.2	16.6	0.8	4.0	6.3	1.3	1.9	218.3
【職業別】																	
お勤め(正規の社員等)※4	756	40.1	7.9			76.9	5.8	30.6	7.8	1.1	16.3	7.0	12.0	2.5	1.9	2.6	212.4
お勤め(派遣社員)	42	50.0	14.3			78.6	4.8	14.3	4.8	4.8	14.3	4.8	11.9	4.8	2.4	4.8	214.3
お勤め(計)※5	798	40.6	8.3			76.9	5.8	29.7	7.6	1.3	16.2	6.9	12.0	2.6	1.9	2.8	212.5
自営・自由業	153	52.9	9.2			86.9	15.7	23.5	7.2	3.3	19.0	3.3	4.6	6.5	0.7	3.3	235.9
パート・アルバイト	333	37.8	6.6			79.3	4.8	18.6	4.5	1.5	15.9	3.3	5.1	3.0	1.8	5.1	187.4
専業主婦・専業主夫	368	51.1	6.5			88.9	4.1	10.3	2.4	3.5	15.2	1.4	2.7	3.0	2.4	3.0	194.6
学 生	81	11.1	4.9			34.6	-	17.3	7.4	1.2	9.9	66.7	-	-	4.9	8.6	166.7
無 職	203	69.0	12.8			81.3	7.4	12.8	1.5	2.5	16.7	2.5	4.9	6.4	1.0	1.0	219.7
そ の 他	2	-	-			-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	50.0	100.0

※1 「雑誌・書籍等」「学校教育(法教育)」「SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など)」は令和2年度調査より新設された選択肢のため、令和元年度調査以前のデータは存在しない。

※2 「雑誌」「書籍等」は令和2年度調査より「雑誌・書籍等」に統合されたため、令和2年度調査以降のデータは存在しない。

※3 「裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)」は、令和2年度調査より「裁判員制度に関する各種説明会」から変更された。

※4 「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」

※5 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

※6 「SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など)」は令和5年度調査より「SNS(フェイスブック・ツイッターなど)」から変更された。

*Q4～Q12については、8頁～41頁を参照。

Ⅲ 調査票（付：今回調査単純集計結果）

裁判員制度の運用に関する意識調査

令和6年1月

【回答票1】

Q1 あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。（各1つだけ○）

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

(n=2,000)

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が実施されている	96.1	3.9
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	92.9	7.2
(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	89.4	10.7

※Q1の(a)～(c)でいずれも「2知らない」と回答した人は、Q10へ

<Q1でひとつでも「1知っている」と回答した人にQ2～9をお伺いします>

【回答票2】

Q2 以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。

これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。(各1つだけ○)

※項目ごとに「1知っている、2知らない」の2つから回答を選択してください。

	(各項目 n=1, 938)	知っている	知らない
(a) 裁判員になるために特に法律の知識は必要ない		70.0	30.0
(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている		13.5	86.5
(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている		71.3	28.7
(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に来方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる		43.0	57.0
(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない		18.9	81.1
(f) 裁判員経験者の多く(約96%)がやってみてよかったとの感想を持っている		9.0	91.0

【回答票3】

Q3 では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

44.8	1	新聞報道
8.0	2	雑誌・書籍等
79.0	3	テレビ報道
6.0	4	ラジオ報道
21.3	5	インターネット
5.4	6	SNS(フェイスブック・エックス(旧ツイッター)など)
2.0	7	各種パンフレット
15.9	8	家族・友人・知人等の話
7.0	9	学校教育(法教育)
7.2	10	勤務先での話
3.4	11	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)
1.9	12	その他(具体的に)
3.4	13	わからない

(n=1, 938、M. T. = 205.4%)

【回答票4】

Q4 あなたは裁判や司法への興味や関心はありますか。(1つだけ○)

(n=1, 938)

29.0	1	ある
26.5	2	ない
44.5	3	どちらともいえない

【回答票5】

Q5 あなたは、現在実施されている裁判員制度についてどのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※項目ごとに「1 そう思う、2 ややそう思う、3 どちらともいえない、4 あまりそう思わない、5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

	そう 思う	やや そう 思う	ど ち ら と も い え な い	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	平 均 点
(各項目 n=1,938)						
(a) 裁判が公正中立なものになっている	13.0	33.5	40.6	10.0	3.0	3.43
(b) 裁判が信頼できるものになっている	12.2	35.9	39.1	9.8	3.0	3.45
(c) 裁判所や司法が身近になっている	11.7	30.9	28.8	21.0	7.7	3.18
(d) 裁判の結果(判断)が納得できるものになっている	4.1	21.6	56.8	13.5	4.1	3.08
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている	9.6	31.7	39.1	14.7	5.0	3.26
(f) 事件の真相が解明されている	4.9	22.1	51.3	16.8	5.0	3.05
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなっている	3.2	16.9	46.2	24.7	8.9	2.81
(h) 裁判が迅速になっている	3.0	14.1	48.5	23.3	11.0	2.75
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになってきている	6.0	32.4	37.3	17.6	6.7	3.13

【回答票6】

Q6 あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(いくつでも○)

42.3	1	新聞報道
8.7	2	雑誌・書籍等
77.1	3	テレビ報道
6.1	4	ラジオ報道
23.9	5	インターネット
10.2	6	SNS (フェイスブック・エックス (旧ツイッター) など)
1.5	7	裁判への関与
1.1	8	裁判傍聴
12.2	9	家族・友人・知人等の話
3.7	10	学校教育 (法教育)
3.3	11	勤務先での話
2.0	12	裁判員制度に関する広報行事 (出張講義、説明会、親子見学会等)
3.8	13	専門家、識者等の話
13.6	14	特に原因はなく、自分でそのように考えた
1.0	15	その他 (具体的に)
3.5	16	わからない

(n=1,938、M. T. = 213.9%)

【回答票7】

- Q7 あなたが、裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。(各1つだけ○)
 ※項目ごとに「1 そう思う、2 ややそう思う、3 どちらともいえない、4 あまりそう思わない、5 そう思わない」の5つから回答を選択してください。

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(各項目 n=1,938)						
(a) 裁判がより公正中立なものになる	44.3	34.2	16.4	3.3	1.9	4.16
(b) 裁判がより信頼できるものになる	44.0	32.3	17.5	4.3	1.9	4.12
(c) 裁判所や司法がより身近になる	30.9	38.1	23.7	5.2	2.1	3.91
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	37.7	31.4	24.4	4.5	2.1	3.98
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚がより反映されやすくなる	33.9	35.6	23.8	4.4	2.4	3.94
(f) 事件の真相がより解明される	34.7	26.8	28.5	6.8	3.1	3.83
(g) 裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる	31.7	33.3	26.2	6.7	2.2	3.86
(h) 裁判がより迅速になる	27.6	25.0	34.1	9.5	3.9	3.63
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心がより増して自分の問題として考えるようになる	29.4	38.1	25.6	4.7	2.1	3.88

【回答票8】

- Q8 Q2で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(いくつでも○)

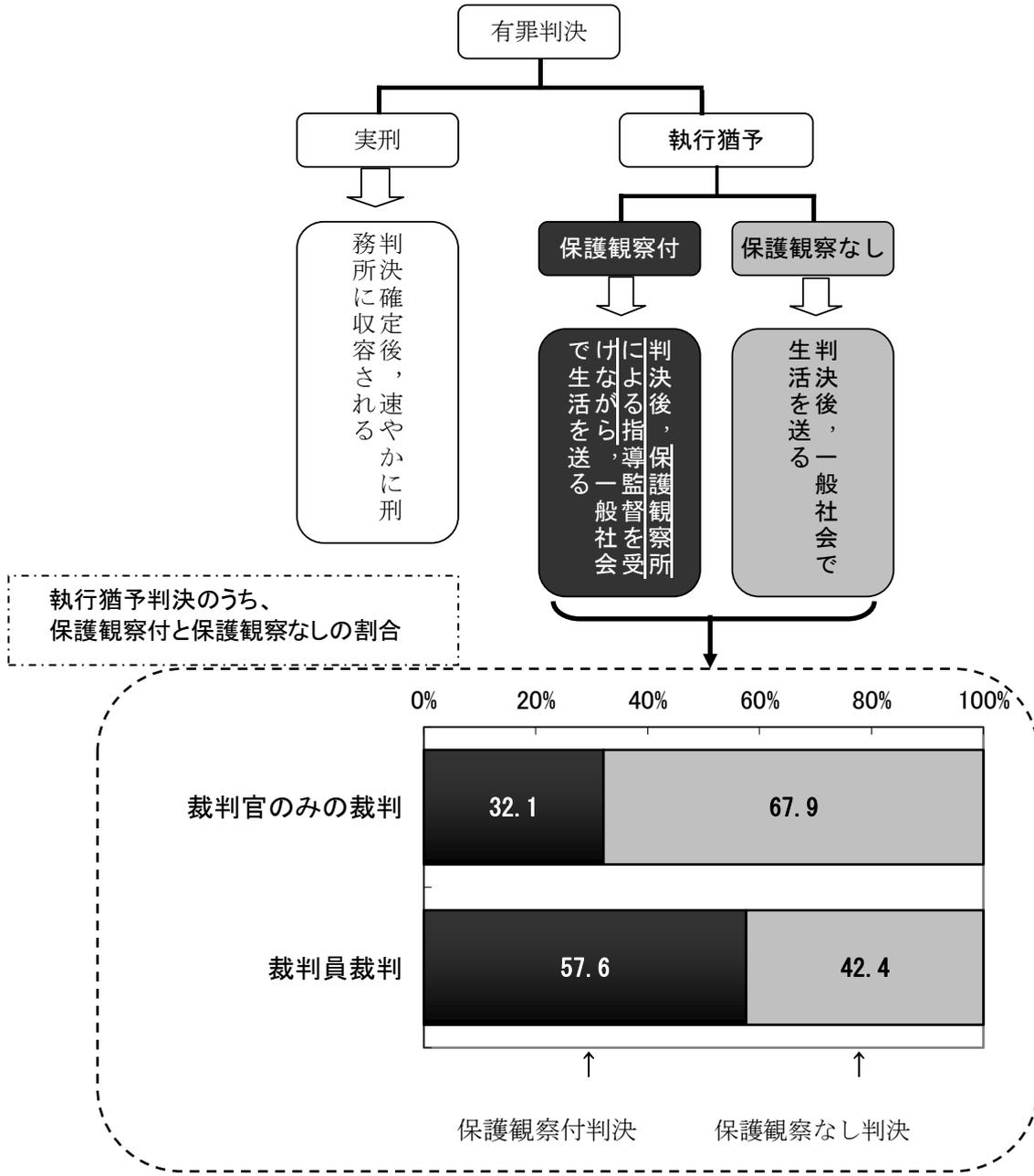
73.6	1	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
56.5	2	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
45.3	3	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
40.4	4	冷静に判断できる自信がない
41.3	5	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある
43.8	6	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
23.8	7	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
25.3	8	裁判に参加することで仕事に支障が生じる
11.6	9	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
3.7	10	特にない
1.9	11	その他(具体的に)
1.9	12	わからない

(n=1,938、M.T.= 369.2%)

Q9 (小問1) <資料1-1をよく読んでからお答えください>

【資料1-1】

刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付することができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、**裁判官のみの裁判では32.1%**であるのに対し、**裁判員裁判では57.6%**となっています。



このような傾向について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=1,938)

- 19.0 1 妥当だと思う
- 31.0 2 どちらかといえば妥当だと思う
- 38.6 3 どちらともいえない
- 8.5 4 どちらかといえば妥当ではないと思う
- 2.9 5 妥当ではないと思う

【回答票9-2】

Q9 (小問2) <資料1-2をよく読んでからお答えください>

【資料1-2】

裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広がっていることがうかがわれる。

実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂、殺人未遂、傷害致死、強盗致傷、
不同意性交等致死傷（強姦性交等致死傷）、
不同意わいせつ致死傷（強姦わいせつ致死傷）

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷、
現住建造物等放火既遂

資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。
このことについて、あなたはどのように思いますか。（1つだけ○）

(n=1,938)

- | | | |
|------|---|-------------------|
| 22.1 | 1 | 妥当だと思う |
| 29.6 | 2 | どちらかといえば妥当だと思う |
| 39.0 | 3 | どちらともいえない |
| 6.4 | 4 | どちらかといえば妥当ではないと思う |
| 2.8 | 5 | 妥当ではないと思う |

<全員の方に>

【回答票10】

Q10 Q4で裁判や司法全般への興味、関心を伺いましたが、
あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。（1つだけ○）

(n=2,000)

- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 6.3 | 1 | 参加したい |
| 14.9 | 2 | 参加してもよい |
| 41.4 | 3 | あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない |
| 31.8 | 4 | 義務であっても参加したくない |
| 5.7 | 5 | わからない |

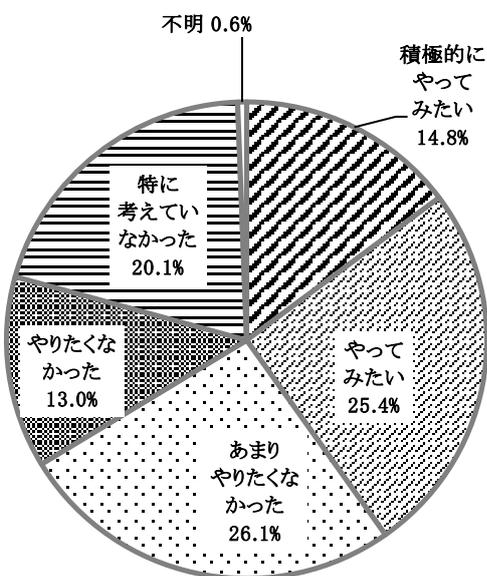
Q11 <資料2をよく読んでからお答えください>

【資料2】

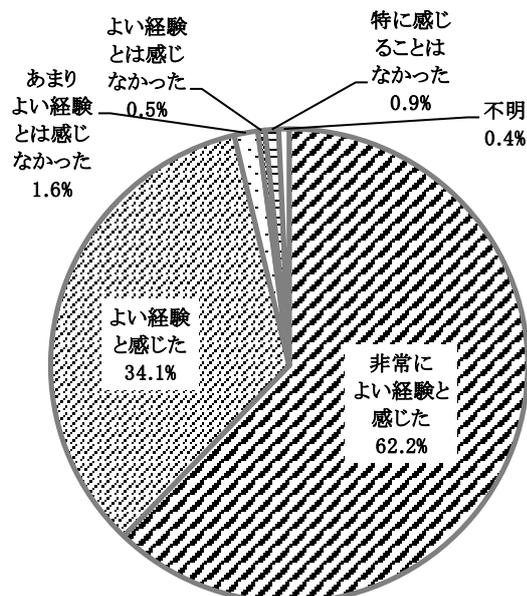
実際に裁判員を経験された方のうち、39.1%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。

その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.3%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。

【裁判員に選ばれる前の気持ち】



【裁判員として裁判に参加した感想】



裁判員に選ばれる前は39.1%の方が、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答

裁判員として裁判に参加した感想は96.3%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答

(令和4年度アンケート調査結果報告書)

あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。(いくつでも○)

- 41.0 1 勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)
- 17.9 2 周辺地域における一時保育・介護サービス
- 47.4 3 裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
- 49.6 4 裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
- 45.6 5 裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談
- 6.7 6 その他(具体的に)

(n=2,000、M.T.=208.1%)

【回答票12】

Q12 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。(1つだけ○)

(n=2,000)

18.4	1	そう思う
34.2	2	ややそう思う
30.4	3	どちらともいえない
12.7	4	あまりそう思わない
4.4	5	そう思わない

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

【回答票F1】

F1 あなたの性別を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

48.4	1	男性	51.7	2	女性
------	---	----	------	---	----

【回答票F2】

F2 あなたの満年齢を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

2.1	1	18・19歳	11.3	2	20～29歳	12.6	3	30～39歳
16.3	4	40～49歳	16.6	5	50～59歳	14.1	6	60～69歳
27.1	7	70歳以上						

【回答票F3】

F3 あなたのご職業を教えてください。(1つだけ○)

(n=2,000)

38.5	1	お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)
2.1	2	お勤め(派遣社員)
40.6		お勤め(計)*
7.9	3	自営・自由業
17.3	4	パート・アルバイト
19.1	5	専業主婦・専業主夫
4.7	6	学生
10.5	7	無職
0.1	8	その他(具体的に)

*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母 集 団：全国の市区町村に居住する満18歳以上の者

目標回収数：2,000人

地 点 数：125地点

抽 出 方 法：層化2段無作為抽出法

〔層 化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1 都6 県)
北陸地区 ＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府4 県)
中国地区 ＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

○ 人口20万人以上の都市

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町 村

（注）ここでのいう都市とは、令和5年1月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく令和5年1月1日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（令和5年1月1日現在の18歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、令和2年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、令和2年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。